

鹿児島県史料

玉里島津家
史料 四

題
字

土 鹿
屋 児
佳 島
照 県
事

解題

「玉里島津家史料四」には、元治元年二月より慶応二年八月迄の史料を収めている。

「玉里島津家史料」の性格についての全般的説明は、「玉里島津家史料一」の解題で芳即正氏が詳しく述べられており、また、本巻の収める時期に限定した政治史的状況については周知のことでもあるので、概説的に述べることは必要でないと思われる。

いささか解題にはそぐわないかとも考えるが、幕末維新时期薩摩藩財政にとり重要な役割をはたす「琉球通宝」鑄銭に深く関わる安田轍蔵についての諸説を整理し「安田轍蔵についての疑問」として述べ、問題の所在を明らかにすることを以って解題に代える。

一

幕末維新时期における薩摩藩財政に目を向ける時、文久三年に始まる琉球通宝の鑄銭と藩札の発行という貨幣史にかかわる問題は、重要な研究課題であるにもかかわらず、史料の制約もあり、研究は必ずしも進んでいるとはいえない状況にある。

琉球通宝の鑄銭にあたり幕府の許可を得、さらに、その鑄造実現への段取りをつけるのに大きな役割を果たした人物として、安田轍蔵がいることはよく知られている。しかし、文久期以降薩摩藩財政を支える一柱ともなった鑄銭事業に深く関わった人物としては、安田の人物像はあまりにも知られておらず、また、謎に包まれた部分

が多いのではなからうか。

安田と鑄錢についての包括的説明としては、『鹿児島県史 第三卷』（以下『県史』と略記）があり、また小葉田淳氏は、新たな史料の発掘により、安田の鑄錢請負に際し鑄造責任者となることになっていた中島清左衛門を中心にすえて論じた「幕末、薩摩藩の鑄錢について」（『赤松俊秀教授退官記念国史論集』以下『国史論集』論文と略記）や、琉球通宝の上方における引き替えの実態に触れられた「貨幣史研究二題」（『史窓』第三三号）などにより、『県史』とは異なる視点から琉球通宝の問題について論じ、『県史』の不明な点を明らかにされている。

まず、琉球通宝鑄錢について概観するために、『県史』の記述をつぎに引用しよう。

文久元年頃より、茂久は当時財政多端にして国力疲弊するの故を以て鑄錢許可を請願し、趣法掛用人平川宗之進及び新抱の医師安田轍蔵が尽力し、殊に安田は勘定奉行小栗忠順と親密にして、百万之に周旋し、同二年六月、琉球に限り通用する事として鑄錢を許可された。（中略）平川は安田及び鑄錢工十余名を伴って鹿児島に到り、鑄錢所を開設せんとし、其の方法は、安田に対し資金十萬兩・銅五萬兩・錫十萬斤を蔵方より下付し、外に鑄錢所入費凡一萬兩も支出し、鑄錢一枚六十四文の請負とした。而して、鑄錢実費は一枚三十六文余なるを以て安田が請負の利益は凡半額に及び、更らに根資金及び原料銅錫・鑄錢所経費凡二十萬は給与されるに同じく、収支・運転も安田に委任となり、同人は莫大の利益を得る訳で、此の方法には異論があり、且つ安田が幕府の間諜なるの疑惑を生じたので、同人に十人口を給して屋久島に遣し、其の鑄錢に関与せしめる事を中止した。右は島津斉彬に仕えた市来四郎の手になる史料を基に書かれたものである。市来は、『鹿児島県史料 斉彬公

史料第一巻』（以下『齊彬公史料』と略記）によると、『県史』の記述よりもさらに詳しく述べており、また、慶応期の状況については小葉田氏により明らかにされている部分もあるので、それらにより本論に必要な部分につき補なっておこう。

安田轍蔵は大坂薩摩屋敷見廻り役田原某の実弟であり、眼科医となり江戸に住んでいたが、万延元年薩摩藩に仕えることになった。鑄銭のために鹿兒島へ下った直後に、幕府の間諜説が起こった。特に久木山泰蔵は、安田の鑄銭請負行為を、国事に名を借りた私利行為であり、このような人物へ財政の根軸を掌握させるのは藩へ大害を招くと批判し、要路へ安田排斥を働きかけた。安田の挙動に注意するようにと上・下町年寄役へ秘密の指示がなされている内に、隠語や符号文字で攘夷の虚実や人心の動向を探るようにと指示された無名の書簡が発見され、それが間諜の証拠となった。しかし、藩は罪名を明確にしないまま、屋久島の物産調査を名目にして安田へ十人扶持を与え、実質流罪とし、鑄銭は藩直営となった。しかし、安田は慶応元年十二月屋久島より呼び返され、二年五月、鑄造方の仕法替えにより再度鑄銭を請け負うと共に、藩札発行も引き受けることになるが、大坂の金主との交渉が成功せず鑄銭請負を辞任した。これにより三年六月より再度鑄銭事業は藩の直営に移った。

以上の通りであるが、安田像にしろ鑄銭の実態にしろ一見明らかかなようでありながら、実は、まだ不明・曖昧な部分が多い。本巻に含まれる玉里島津家文書の中には、屋久島より召還後の安田に係する史料数点が含まれており、この時期における安田の藩へのかかわりの不明部分を一部補うことができるが、ここでは、それも含め、安田についての不明・曖昧な点四つについて触れることにする。

安田について不明・曖昧な点の一つは、眼科医である安田が薩摩藩の家臣となるきっかけである。

市来の説くところによると、安田が薩摩藩の新規召し抱えとなるのは万延元年であるが、それがどのようなきっかけによるものであるかは明らかにされていない。

安田が薩摩藩と関係を持つようになり、新規召抱となるのに重要な役割を果たした人物として鎌田正純がいたのではないかと推測される節がある。安政四年二月二十六日付「鎌田正純日記」（『鹿児島県史料 鎌田正純日記三』以下『鎌田日記』と略記）には、「南元喜安田轍三へ入門」とある。

南元喜は、鎌田の江戸出府に同行した医師であり、江戸で医道稽古に励むことになっていた。しかし、入門する予定であった多喜栗春院の下での医道稽古は、その理由は分からないが入門中止となり、代わりに川村宗淡へ入門することにしたが、これも「川村方は受合不宜候付、先取止ニて候事」（『鎌田日記』）と入門を取り止めている。川村への入門が取り止めになった後、安田への入門が先にみたように実現した。

藩へ召し抱えられた後の状況についてもかも知れないが、市来は安田を「眼科医ナルモ本業ヲ努メス、常ニ理財ヲ事トシ」と評しているが、『旧邦秘録材料』には「安田事全躰ハ眼科ニテ、江戸表ニテモ高名成モノニ候」ともあり、薩摩藩に抱えられるまでは、安田は医師として門人を取るくらいの力量を持ち、本業にも努めていたとみることができる。

ついで三月二日には「南元喜師匠ニ相頼候安田轍三、七ツ後入来ニ付一刻面会いたし、茶・煙草盆迄差出候事」（『鎌田日記』）と、安田は鎌田を訪ねている。これは、南の入門に際しての儀礼的訪問であるとも考えられるが、

師匠が門人の身元引受人を訪問しているのであり、ここに安田の薩摩藩要人へ知遇を得たいという積極的な意図を見るのがち過ぎであろうか。さらに六月二十一日には、「今晚安田轍三入来、暫相咄候事」とある。このように、鎌田を直接訪問することにより、あるいは門弟となつてゐる南を通じて、直接間接に安田が理財に明るいという事実が鎌田へ伝えられることになつたであろう。

当時江戸在府の鎌田正純の役職名は若年寄であるが、実質的には江戸家老としての重職にあつた。安田に薩摩藩との関係を深める意思があるならば、鎌田の知遇を得ることは願つてもない後ろだてを得る好機であつたであろう。ただ、鎌田正純は、安田が薩摩藩の新規召抱となる一年以上前の安政五年十二月に死亡しているため、安田の新規召抱を直接進めたとは云えないが、鎌田を通じて薩摩藩との関係を持ちえたことが、安田の召し抱えに決定的な意味を持ちえたと考えすることはできないであろうか。

三

安田について不明・曖昧な点の二つは、琉球通宝の幕府許可をうける経緯である。

市来は鑄錢の幕府許可について、「文久元年辛酉ノ夏頃ヨリ、御趣法掛御用人平川宗之進江戸在動中、安田轍藏ナル者ノ尽力ニ依リ、琉球通宝鑄造ノ幕許ヲ得ラレタリ、専ラ安田ナル者百方周旋尽力セリ、幕吏小栗上野介ハ安田従来ノ友人ナルカ故、深ク謀ル旨アリテ許可ヲ得ラレタリ（小栗ハ当時御勘定奉行タリ、頗ル威權アリ）」（『斉彬公史料』）と、安田が勘定奉行小栗へ働きかけ、尽力することにより許可が得られたとし、この説を『県史』や小栗田氏の論文でもそのまま受け継いでいる。しかし、安田の尽力は事実であるにしても、「安田が

働きかけた相手は、はたして小栗であったのか。」という点は疑問なしとはしない。

鑄銭許可前後の安田の動きを「安田鞆藏屋久島よりの上書」（以下「上書」と略記）により整理して示すと、つぎのようになる。

1 文久元年十一月二十日、桑の皮の繊維を利用する織物（安田はこれを「木綿」と称している）の国益なることを幕吏に説き、「木綿」の独占製造者が安田であることを全国に触れ流さすことに成功する。

2 文久二年、琉球通宝鑄銭につき幕吏へ内願したところ、藩から正式の願い出があれば許可されるとの内命があったので、藩重役へその旨を伝え、藩は老中水野和泉守へ鑄銭を願い出て許可された。

3 「木綿」の原料買入れ等のため琉球通宝の全国通用を幕吏へ願い出るが、幕吏は紙札の利用を求めた。

しかし、すでに全国へ安田の「木綿」製造許可の件が触れ流されているという特殊性を強調し琉球通宝の全国通用の許可を求めたので、全国通用の内示を幕吏から得た。

4 鑄銭の幕府許可が得られたので、安田は鑄銭請負を命ぜられ、鹿児島滞在百日程との約束で鹿児島へ行くことになった。

右から、文久元年に幕府から安田による「木綿」製造の全国触れ流しがなされた翌年鑄銭許可がなされるといふ前後関係は明白であり、しかも、安田が「木綿」製造に絡めて琉球通宝の全国通用を意図し、それはほぼ実現しかかっていたことがわかる。

市来は、「木綿」製造の全国触れ流しについて、「安政ノ末頃、江戸ニ於テ幕府ニ請ヒ、桑楊等ノ皮ヲ以テ布ヲ成スルコトヲ發明シ、一時名声ヲ顯シ、然シテ幕府ハ安田カ發明及ヒ国益ナルヲ布告シタリ」（『斉彬公史

料』)とも云っている。「上書」に記された安田の言い分が正しいとすれば、市来は、幕府が「木綿」製造の件を全国に触れ流したのは安政末であるとの誤りを犯しているばかりではなく、それを安田が薩摩藩に召し抱えられる前であるとする事により、「木綿」製造の触れ流しと鑄銭の幕府許可とは関係ないとする誤りも犯している。安田は「木綿」製造と鑄銭の両方の許可を得るために幕吏へ働きかけたとしているだけであるが、市来はその幕吏を勘定奉行小栗忠順であると人物批定をしているにもかかわらず、その根拠となる史料は示していない。

安田が働きかけた相手を小栗とする点是小葉田氏も同様であり、「上書」中の「右中ニても尤天下之政事之枢機を被握候御方之御宅へ私夜話ニ罷出」の部分を用いし、「安田が夜話に訪問した對手は前後の關係から見ても小栗のことらしい」(『国史論集』論文)とし、鑄銭の許可は、水野の老中就任と同時期の文久二年三月頃とする。鑄銭許可を得るために安田が働きかけた幕吏を小栗とすることへの疑問を明確にするために、小葉田氏が引用された史料の部分を含め、つぎに示そう。

此儀(「木綿」の国益)を以公儀之御役方へ私議論仕候ニ付、一統尤之儀と相成、早速右木綿製造之儀御免相成候て、表面願書差上候様内命有之候ニ付、願書差上候処日本六拾余州共、都て私木綿製造主タル御触流シ相成候儀ニ御座候、然ル処、戊年琉球通宝之一条ニ付候て取扱仕候御役人衆は、木綿取扱被致候方ニ御座候故、右中ニても尤天下之政事之枢機を被握候御方之御宅へ私夜話ニ罷出、前条木綿之条々再申上候、(中略)其前年酉十一月廿日木綿製造之儀御免被仰付、日本國中惣御触レ相成候

右の史料の「戊年琉球通宝之一条ニ付候て、取扱仕候御役人衆は木綿取扱被致候方ニ御座候」の部分に注目したい。史料を素直に読めば、文久二年、琉球通宝の件で安田が働きかけた幕吏は、文久元年許可となった「木綿」

の件を扱った幕吏であり、その幕吏の中で最も天下の枢機を握っている人物の所へ安田は「夜話」に行き、鑄銭の許可を働きかけたのである。それだからこそ「木綿之条々再申上」と云っているのである。

問題は、文久元年「木綿」の件で安田の働きかけを受け、また翌年鑄銭許可に関して安田の働きかけを受けた幕吏は誰れか、それははたして小栗であるか、ということに絞られる。

この働きかけを受けたとされる勘定奉行小栗忠順の職歴を『国史大辞典』（吉川弘文館）に見ると、勘定奉行就役は、文久二年六月五日を最初として、つぎのように歴任している。

文久二年六月五日 小姓組番頭より 同年閏八月二十五日 町奉行へ

文久二年十二月一日 町奉行より 同三年四月二十三日 辞任

元治元年八月十三日 勤仕並寄合より 同年十二月十八日 軍艦奉行へ

慶応元年五月四日 寄合より 明治元年一月十五日 免職

小栗は、勘定奉行就任前は外国奉行や小姓組番頭を勤めており、勘定奉行所関係の役には就いていない。このことからして、文久元年の「木綿」製造に関しての働きかけは云うまでもなく、鑄銭許可一つに限ったとしても、鑄銭許可が小栗田氏が云うように、文久二年三月頃であるとすれば勿論のこと、もしそれが『県史』などの六月、市来のいうように、「文久二年壬戌ノ秋」（先にみたように、文久元年夏頃より幕府へ働きかけて許可を得たとしても、市来自身も明確でない）であったとしても、安田の働きかけを受ける立場に小栗がいなかったか、いたとしても働きかけの時間的余裕がなかったと結論付けることができるのではなからうか。

安田と勘定奉行小栗との間に親密な関係があり、その関係を利用した安田の働きかけにより琉球通宝鑄銭の幕

府許可が得られた、とする市来の言を根拠としてきた『県史』などの説は見直す必要が出てきたと云えるのではなからうか。しかし、安田が「木綿」の独占製造や鑄銭許可を得るために働きかけた幕吏などの特定は、今後の課題として残されている。

四

安田について不明・曖昧な点の三つは、安田の鑄銭請負の形態などについてである。

先にみたように、安田は幕府の要人へ働きかけ、天保通宝と同形の琉球通宝の鑄銭許可を得た。鑄銭期間・金額については、市来自身の発言も「三ヶ年ニ百万兩ヲ限り鑄造シ、其十分ノ一二ヲ幕府へ献納セシム」（『斉彬公史料』）としたり、あるいは、三年間に三百万兩であったとしており、区々である。さらに、文久三年正月、中島清三郎により書かれた「中島氏薩州へ発足手続書」（以下「手続書」と略記）によると、「薩州様御国元ニおいて、此度琉球通宝と申文字ニて当百錢金四百五拾万兩之分、日数三十六ヶ月之中ニ新に御吹立之御示談相決右之請負方可致旨被仰渡難有御請仕候」とあり、鑄銭金額はさらに異なっている。このように鑄銭額は明確でないが、ともかく幕府の許可を得た後、安田は鑄銭を請け負うのであるが、それに対し安田の利益が大きすぎるとの非難が起こり、鑄銭事業から排除され、鑄銭は藩の直営となる。

しかし、既に小葉田氏の論文にあるように、安田は、安田と藩との間に中島清左衛門を介在させていた。

飛騨国出身の中島清左衛門は、文久元年から江戸深川で材木屋を営んでいたが、同二年、炎上した三田薩摩藩邸の再建を機に薩摩藩出入りの材木商人となろうとした。少なからざる金を使い、首尾よく門鑑札を手に入れる

が、材木の売り込みは思うように進まなかった。この時、中島に肩入れし世話したのが安田であったが、材木の売り込みが不首尾に終わった埋め合せとして琉球通宝鑄錢請負が持ちかけられ、中島はそれを引き受けた。

請負に当たっては、金三万両を「身元金並諸入用」として藩へ納めることが求められた。実際には、三万両の内の一萬兩を中島が出し、残り二萬兩は他に金主を求めることになっているにしても、この金は中島からの出金という形で納められるのであり、また、

右請負表名目は清左衛門哲人にて、三ヶ年勤役中凡千石之格式ニ被仰付、冥加至極難有仕合有之候、国元へ対し候ては憚入候義ニ御座候得共、君命難默止訳柄ニ付奉承伏候（「手続書」）

とあるように、表向きは中島一人の請負であると理解されていたことは明かであり、それだからこそ、請負期間中は破格とも思われる千石の格式で遇されるとの「君命」が出されたのである。

さらに、鑄錢原価一枚三十六文余の琉球通宝当百錢を六十四文で藩へ引き渡すことにより生じる利益は、中島が四分、二萬兩の出金者へ六分の割合で配分することになっている。この二萬兩は安田の斡旋であるとしても、安田自身が出金したわけではないので、厳密にこの通り配分されるのであれば、安田への利益配分はなかったとしなければならぬ。

安田と中島の関係については、市来は「其（鑄錢）方法全ク安田カ受負鑄造」との立場で一貫しているから、中島の存在については全く触れることはないが、小葉田氏は、安田が鑄錢請負人として藩から鑄錢を請け負い、安田から鑄錢の実務を請け負うのが「請負惣取締人」の中島であるとされている（『国史論集』論文）。安田自身も、「上書」で、「公儀御届済首尾能為相済右製造請負被仰付、御国元へ罷下り候様被仰付候」と、安田の鑄錢

請負であるとしており、また、鑄銭事業を藩の直営とするためには安田を屋久島へ物産調査の名目をつけて排除するだけで十分であったことからすれば、安田が藩から鑄銭を請け負っていたことは事実であると考えられるが、先の中島側の史料による限りでは、藩と中島との間に直接鑄銭請負の約束があったとしか読み取れないのである。安田側の史料と中島側の史料のこの大きな食い違いは何によっているのであろうか。「手続書」には虚構があるのだらうか。はたまた、安田は藩を代表して中島と接するという立場を利用し、中島を鑄銭事業に誘うため虚偽の約束をしたのであろうか。疑問は残されたままである。

五

安田について不明・曖昧な点の四つは、再度の鑄銭請負や新たな藩札請負などにあたった条件についてである。

安田の屋久島よりの召還や再度の鑄銭請負については、市来は黙して語らず、したがって『県史』でも触れられていない。また、小葉田氏も召還後の安田の動きについては僅かに述べられているが、鑄銭や藩札などの請負条件等については触れられておらず、不明のままであるので、請負の条件に限定して述べることにしよう。以下引用注を付けない史料は、玉里島津家文書（本巻所収）によることを断っておく。

屋久島奉行有村壮一・川上助八郎は、屋久島幽居中の安田の優れた経済の知識を知るとつれ、強く安田の召還を藩の要路に働きかけた。これにより、ついに慶応元年十二月鹿兒島へ召還され、鑄銭や藩札発行を請け負い、薩摩藩幣制の改革に全面的にかかわることになった。

当時の藩財政は、一時的な利益を求めた琉球通宝の鑄造・藩札の発行の弊害が現れ、幣制は混乱し、長崎における外国への支払いもままならず、藩の金繰りは行き詰まっていた。安田はこの原因を領内通用に限定された琉球通宝の発行にあるとし、新たな藩札発行を軸とした経済策により財政事情を一変させる計画を提案し認められた。

安田へ委任されたことは、一、琉球通宝の鑄替え、二、金銀銭の三種類の藩札の発行、三、荷為替仕法の実施のために国産品の掌握と大坂・江戸・長崎における両替屋の選定、四、屋久島での鑄銭、五、国分・甕島・大島・屋久島・鹿屋などにおける銅山開発請負、など広範な内容を持つものである。

計画によると鑄銭は大門口の鑄銭局と屋久島の新銭局で行うことになっている。

新銭局では天保通宝を安田の請負で鑄造し、一枚六十四文で藩が買い入れることとなっていたが、「於屋久島鑄銭之儀、安田へ御免被仰付置候得共、追々同直成引揚、天銭は下料ニ成立、引合兼、殊ニ天銭鑄立直様引替被仰付事候ハ、諸方伝銭之直成ニも拘、弊害も難斗候間、先ツ被差留方可宣」との意見が藩側から出されていることからすれば、天保通宝鑄銭への道筋が示された段階で安田への委任は差し止めとなったと思われる。

鑄銭局での鑄銭は、「牡丹錫は御物御掛ニて、其外本手・炭一切之雑用は轍蔵計ニて鑄調差出候、新銭一枚ニ付銭十六文」とあり、文久期の請負が原料銅の買い入れを含め、その他一切の準備が藩によりなされていたことに比べると、「本手・炭一切之雑用は轍蔵計」と安田の負担が大きく、また、藩が買い入れる銭一枚の値段も抑えられていることが注目されるのであり、琉球通宝一枚の原価が三十六文余であるとされることからすれば、鑄銭による安田の利益は殆ど期待できなかったのではなからうか。

さらに、藩札発行に關しては、「銀札之策御起立被為遊候ニ付ては、上様より一文之御本手金不被為出候共、私工夫を以別紙奉申上候通、琉球通貨有丈は屹と引替為致可奉入上覽候事」とあり、藩札発行および藩札による琉球通宝の引き上げについては、一文の負担も藩へ懸けないことを申し出、これがそのまま藩に受け入れられていることは、つぎの小松帯刀より大久保一藏への書簡（『鹿兒島県史料 忠義公史料第四卷』）に明かである。

安田藏蔵事、此節建白有之、琉宝・半朱・紙札今通被召置候ては、御国害ニ相成のみならず、御鑄造ニ付ても御損失ニ相成段細々申上、吟味相成候処、至極尤之事ニて、此節右御用被仰付、川上助八郎同伴上坂被仰付候間、上坂之上は万事当人申出之趣都合克相運候様、木場へ御申含之処御頼申上候、此節へ御藏方御難決ニ付、安田自分働を以紙札代三万両献金之賦ニて、十分精心を尽候都合ニ御座候間、氣合ヲ不失御召遣相成候事第一と相考申候（中略）同人も御勘定小頭別段之思召ヲ以八人賄料被仰付、他国ニては御勝手方御用人次席名目迄御免相成申候

勝手方御用人次席の格式を外向けとしてだけ与え、実質は屋久島幽居中よりも少ない八人賄料を給与することになっていた。仕法実現のため、安田は資金調達などの難しい交渉が必要であるが、藩にとっては元手入らずの結果だけを期待できる好都合の方法であった。

慶応期の安田再起用による財政策が、このように資金面でも安田によりかかっていることから考えると、果して文久期の鑄錢請負条件が、市来のいうように、「資金拾万両・銅五万斤・錫拾万斤」を藩が与え、安田は利益のみを享受するだけで本当にあったのであろうか。藩財政の窮迫している中、十万両もの資金を準備する余裕があったのかという疑問が生じてくるのであり、それに関連し、中島清左衛門が身元金・諸入用金として三万両を

藩へ上納することになっていることが改めて注目されてくるのである。藩財政の実態を含め再検討の必要を感じる。

(安藤 保)

例言

一本書は、島津忠廣氏所蔵「玉里島津家文書」（昭和四七年八月十日黎明館寄託資料）を底本とし、これを「鹿児島史料 玉里島津家史料」全十巻の第四巻として刊行するものである。収録史料の年代は元治元年（一八六四）十二月から慶応二年（一八六六）八月までである。

一史料の配列は、玉里島津家で作られた文書目録番号による編年順である。

一文書名については、玉里島津家で整理された名称にしたがった。

一文書番号についても、玉里島津家で整理された番号にしたがった。但し、数種の内容に分かれる場合には、小番号を付した。

刊行に当って、文書の体裁、おおよそを次のように統一した。

一字体は原則として常用漢字を用いた。

一仮名は、底本の体裁にしたがった。変体仮名は仮名に改めたが、江・茂・而はそのまま用いた。

一平出・擡頭・闕字および但書は、原則として底本の体裁にしたがった。闕字は一字分あげとした。

一目録に記載されてはいるが、文書が存在が確認されないものには史料番号の頭に○を付した。

一原注は、底本の体裁に従い括弧を付さず、新たに注を付す場合には、（ ）で囲んで原注と区別した。

一人名および地名については、適宜傍注を付した。

一文書・記事には適宜に読点「、」、「および並列点」・「」を付した。

一文書の年月日、差出書、宛所の位置などは、底本の体裁にしたがい、ある程度の統一をした。

一文字の不明・抹消・訂正などを表現するため、欠所部は、その部分を□で囲み、底本の状態に応じ、(虫損)・

(磨滅)・(破損)と傍注した。字数の推定できる場合は□で示し、推定できないものは□で示した。

一原文の抹消・訂正は、左傍に「々々々」を加え、右側に書き改めた文字を記した。

一文意の通じない字または個所には、(ママ)・(衍カ)・(○○カ)と傍注を付した。

一ルビは底本にあるもののみ付した。

一朱書部分は(朱)と頭注し、その個所を「」で囲んだ。

一合点は、頭または右肩に「へ」で示した。

一花押はすべて収載した。

一各文書・記事の末に原寸を記した。但し、文書原寸(折紙)と記したものは折った状態の大きさを示す。

一既刊の「鹿児島県史料」と重複する文書については、既刊史料名および文書番号を付した。

一封紙・包紙の封じ目は、底本の体裁にしたがい、「メ」「封」「緘」の区別をし、印章は、□○で輪郭を模し、

朱印は(朱)と注を付した。また印文の判読できるものは「」で記した。

一本文以外の部分は、「」をつけ、その位置によって(端書)・(端裏書)・(端裏朱書)・(端裏銘)・(封

紙ウワ書)を付した。

一文書に付属する付箋・貼紙・付札・付紙・封紙・包紙などの文字は、右肩に(付箋)などと傍注した。

目次

三〇三	元治元年十二月	五卿守衛ノ件……………	一
三〇四	元治元年	茂久公ノ上洛出府ニ関スル上書……………	一
三〇五	元治元年(?)	新撰妄子、時記集註 諸藩及時事ニ関スル評言……………	三
三〇六	元治元年	某藩士ヨリ藩主ヘノ封事……………	五
三〇七	元治元年(?)	閩老大目付等姓名名書……………	一四
三〇八	元治元年(?)	対州藩ヘノ諸藩使節姓名名書……………	一四
三〇九	元治元年(?)	水戸尾張越前土佐幕閣等ノ京都旅館書留覚……………	一五
三一〇	元治元年	在長州六卿ヨリ攘夷断行ニ付上奏……………	一六
三一	元治元年(?)	米国船長崎ニテ日本人水先案内雇入ノ件其他……………	一八
三二	元治元年	長崎ニ於テ薩藩ヨリノ依頼ニテ英商「ガラバ」ノ鋼鉄軍艦及 蒸氣運送船製造代価見積書……………	一九
三三	元治元年(?)	肥前閑叟ノ上京事情……………	二〇
三四	元治元年	付熊本藩及外夷事情……………	二〇
三五	元治元年	大坂蔵屋敷収支決算書……………	二三
三六	元治元年(?)	京大坂方面ニ於ケル米売捌ノ件……………	二六
三七	元治元年	綿船賠償金其他汽船大砲等買入見積金額……………	二九

三三〇	元治元年	伊達伊予守寛書（久光公加筆）	公武一和其他ノ件	元
三二九	元治元年	常陸宮御作一首	三〇
三二八	元治元年	將軍家茂ヨリ朝廷ヘノ御請	三〇
三二七	元治元年	伊地知正治ノ長州兇徒処分意見書	三〇
三二六	元治元年	別紙「凶徒罪状」	三〇
三二五	元治元年（？）	近衛忠房卿ヨリ島津大隅守殿及松平修理大夫殿ヘ	小松帶刀上京ノ件	三〇
三二四	元治元年（？）	島津淡路守ヨリ島津久光公ヘ	参府延引願ノ件	三〇
三二三	慶応元年正月二日	水戸浪士拳兵ノ顛末ニ付柴山良助聞書	三〇
三二二	慶応元年正月三日	山階宮晃親王ヨリ島津中将殿ヘ	年賀状	三〇
三二一	慶応元年（？）正月七日	吉井中助ヨリ西郷養田ヘ	久光公上京ノ件	三〇
三二〇	慶応元年正月二十四日	長岡良之助殿ヨリ島津大隅守殿ヘ	天下ノ形勢ヲ論ズ	三〇
三一九	慶応元年正月二十四日	宮中御歌会詠草一卷	南枝暖待鶯	三〇
三一八	慶応元年正月二十四日	久光公ヨリ水野閣老ヘ	参観交代復旧ノ件	三〇
三一七	慶応元年正月二十五日	参観交替復旧ニ対スル久光公ノ意見書	二条閨白ヘ提出ノ分	三〇
三一六	慶応元年正月二十五日	久光公ヨリ幕府ヘノ建言	参観交代復旧ノ反駁	三〇
三一五	慶応元年正月二十五日	柴山良助報告書	一橋慶喜京都ヘ呼戻ノ件	三〇
三一四	慶応元年（？）正月	川上宗丞等ノ上書	文武奨励、言路開通等	三〇
三一三	慶応元年正月	元治元年正月ヨリ十二月ニ至ル	鑄物方利潤総計	三〇

二三四	慶応元年正月	五卿移転ニ付筑前藩ヨリ他四藩ヘノ引合	三
○三三五	慶応元年正月	久光公ヨリ参勤復旧ニ付朝廷ヘノ伺書	四
三五六	慶応元年正月	久光公ヨリ尾張総督ヘ 第一次長州征伐鎮定ニ付	四
三五六	慶応元年正月	久光公ヨリ長岡良之助ヘノ答書草案 第一次長州征伐其他ノ件	四
三五六	慶応元年正月	久光公ヨリ伊達伊予守ヘノ答書草案 天下之形勢ヲ論ス	四
三五六	慶応元年正月	尾張総督ヨリノ達書 五卿守護五藩ニ付	六
三六〇	慶応元年二月 正月 三月	久光公ヨリ松平春嶽公ヘ 久光公ヨリ堤右京大夫ヘ 久光公ヨリ山階宮ヘ	六
三六一	慶応元年(?) 二月二日	山階宮晃親王ヨリ島津中将殿ヘ 年賀状	六
三六二	慶応元年二月二日	大久保一藏ヨリ西郷吉之助蓑田伝兵衛ヘ 筑前久留米兩藩ヘノ使者及五卿移居ノ件	六
三六三	慶応元年二月二日	博多吉井幸輔ヨリ西郷蓑田ヘ 五卿ノ消息、長州ノ内乱	七
三六四	慶応元年(?) 二月二日	西郷吉之助ヨリ蓑田伝兵衛ヘ	七
三六五	一八六五年三月一日 (慶応元年二月四日)	横浜貿易新聞記事 兵庫開港問題其他	七
三六六	一八六五年三月一日及二日 (慶応元年二月四日及五日)	横浜貿易新聞記事 兵庫大阪開港風説等	七
三六七	慶応元年二月六日	橋口源右衛門ヨリ届書 長州征伐薩軍引上ノ件	七
三六八	慶応元年二月十七日	海江田武次ヨリ蓑田伝兵衛ヘ 肥後藩ヘノ使者心接ノ件	七
三六九	慶応元年二月十七日	山階宮晃親王ヨリ島津大隅守殿ヘ 困事ヲ論ズ。和歌二首添	八

二三〇	慶応元年三月二十四日	久光公より伊達伊予守長岡良之助への答書草案 第一次長州征伐以後ノ形勢	二三
二三〇	慶応元年三月二十九日	柴山良助報告書 将軍上洛、水戸浪士処分等ノ件	二四
○附録	慶応元年三月	五卿ノ從士姓名録	二三
二三〇	慶応元年三月(?)	英国へノ留学生出帆寄港日程?	二三
三二二	慶応元年三月	将軍上洛參觀制ヲ文久二年ノ令ニ復スヘキ御沙汰	二四
三三三	慶応元年三月、四月、五月	海外新聞記事外国事情	二五
三三三	慶応元年四月十四日	伊達伊予守ヨリ島津大隅守殿へ 長州問題及蒸氣船修業ノ件	二六
三三四	一八五年五月十二及十六日 (慶応元年四月二十及二十四日)	合衆国ノ形勢「リンコルン」殺害等新聞記事	二六
三三五	慶応元年四月二十一日	仏公使ヨリ幕府へノ極密申立 長州再征ニ付	二七
三三六	慶応元年四月二十二日	長岡良之助殿ヨリ島津大隅守殿へ 時勢觀望ノ件	二八
三三七	慶応元年四月二十七日	柴山良助報告書 将軍上洛ノ件	二八
三三六	慶応元年(?)四月二十九日	久光公ヨリ長岡良之助へノ書翰草案 熊本藩論及幕府ノ事情	二九
三三九	慶応元年四月	将軍江戸進発ニ付御供衆姓名書 四月朔日ヨリ十六日ニ至ル連日	二九
三三〇	慶応元年四月	将軍江戸進発一件聞書	二八
三三一	慶応元年五月朔日	将軍征長進発ニ付随從諸隊割当並軍令	二八
三三三	慶応元年五月七日	土岐新兵衛ヨリノ報告書 長州再征ノ件	二〇
三三三	慶応元年五月八日	南部弥八郎ヨリ西郷大久保等四人へ 蒸氣船注文ノ件	二〇

一三四	慶応元年五月十一日	横目土持平八ノ長州事情探索報告	長州諸隊戦書	三三〇
一三五	慶応元年五月二十二日	市来六左衛門ヨリ長崎伊地知壮之丞へ	綿船賠償金差引云々	三〇八
一三六	慶応元年〇ノ五月二十七日	山階宮晃親王ヨリ島津中将殿へ	国事掛増加、岡崎調練等	三〇八
一三七	慶応元年五月二十九日	石垣銳之助等ヨリ大島吉之助等へ	ロンドン着ノ報告	三〇九
一三八	慶応元年五月	長崎商人?ト薩藩トノ清国貿易ノ件		三〇
一三九	慶応元年五月	和蘭コンシユル「ボードエン」ヨリノ共同営業規約及 「ゴロウル」商社トノ共同営業規約		三二一
一四〇	慶応元年五月	薩藩ト英商「ガラバ」蘭商「ボードエン」トノ共同商業経営規約	船旗其ノ他	三二五
一三一	慶応元年五月	列藩ノ形勢及尾張前征長総督ヨリ幕府へノ忠言		三三一
一三二	慶応元年五月	將軍上洛ノ際膳所城放火計画嫌疑者処罰		三二五
一三三	慶応元年五月及閏五月	対州騒擾一件及薩藩へノ礼状		三二六
一三四	慶応元年閏五月五日	坂本龍馬ヨリ渋谷彦助へ	將軍上洛ノ件	三二七
一三五	慶応元年閏五月六日	土岐新兵衛ノ報告書	長州再征ノ件、將軍進発駅路書留	三二八
一三六	慶応元年閏五月八日	近藤七郎左衛門ヨリ伊地知壮之丞へ	徳之島ヨリ砂糖増収云々	三三〇
一三七	慶応元年閏五月十一日	土岐新兵衛ノ報告書	長州ハ芸州国境ニ防禦陣營構築ノ件	三三一
一三八	慶応元年閏五月十二日	土岐新兵衛小倉ヨリノ報告	長州再征ニ付諸藩ノ動靜	三三三
一三九	慶応元年閏五月十二日	黒田嘉右衛門ヨリ西郷吉之助へ	長州再征ト久留米藩其他ノ形成	三三四
		別紙 久留米藩挨拶状添		

二四〇	慶応元年閏五月十四日	宰府養田新平渋谷彦助ヨリ在国西郷吉之介へ 長州事情探索ノ件	二五八
二四一	慶応元年閏五月十四日	博多黒田嘉右衛門ヨリ在国西郷吉之助へ 久留米、筑前両藩情報	二五九
二四二	慶応元年閏五月十五日	京都大久保一蔵吉井幸輔ヨリ鹿児島西郷吉之助へ 藤堂藩ヨリ朝廷へノ建白書一通	二六一
二四三	慶応元年閏五月十六日	関研蔵ヨリ桂右衛門養田伝兵衛へ 西洋文明事情	二六二
二四四	慶応元年閏五月二十九日	関研蔵ヨリ松田次吉へ 倫敦着ノ報告	二六六
二四五	慶応元年閏五月	吉川監物ヨリ長藩末家へノ通牒 大膳父子異凶ノ浮説	二六九
二四六	慶応元年閏五月	將軍上洛各駅通過ノ報告其他	二七〇
二四七	慶応元年閏五月	太宰府町人松屋長兵衛(実ハ久留米藩洲上郁太郎) 大坂獄中より幕府への建言 長藩恭順伏罪ニ付斡旋尽力ノ志望ヲ述テ	二七三
二四八	慶応元年閏五月	將軍參内次第書	二七四
二四九	慶応元年閏五月初旬	外国奉行柴田日向守ト和蘭提督トノ応接及和蘭提督ト長藩士ト馬関ニ於ケル応接 長州再征ハ和蘭ノ献策ナリトノ説ニ就テ	二七八
二五〇	慶応元年六月十二日	長藩土前田義輔覚書 長州再征ニ付決戦ノ覚悟其他	二八二
二五一	慶応元年六月十三日	小倉ヨリ園田彦左衛門土持左平太ノ報告 長州再征ニ付九州諸藩ノ形勢	二八三
二五二	慶応元年六月十八日	御納戸改革ニ付伺出ノ条々及指令	二八六
二五三	慶応元年六月十八日	園田彦左衛門ヨリ長州其他諸藩事情報告	二八九
二五四	慶応元年六月二十一日	山階宮晃親王ヨリ島津中将殿へ 長州征伐ノ件	二九一
二五五	慶応元年六月二十六日	將軍滞阪中旗本備ノ警戒受持区域指令	二九三
二五六	慶応元年六月二十七日	長崎ニ於テ「ゴロウル」商社ト薩州重役トノ契約 白糸三万ドル買入ノ件	二九四
二五七	慶応元年六月二十七日	山階宮晃親王ヨリ島津中将殿へ 京地の状況を報す	二九四

三三七	慶応元年六月	御納戸支払不足ニ付増額金伺出及指令	三九五
三三八	慶応元年六月	御納戸奉行ヨリ御納戸蔵役人へノ賞与ニ付伺出及指令	三九八
三三九	慶応元年(?) 六月 (慶応二年カ)	中路権右衛門ヨリ内田仲之助等へ 西国諸島浮浪取締、長州激徒鎮圧ノ件等	三九九
三四〇	慶応元年七月十二日	人吉藩士犬童平兵衛等ヨリ同藩士米良王膳へ 人吉藩騒動善後策ノ件	三〇一
三四一	一八六五年九月八日 (慶応元年七月十九日)	横浜ニ於ケル「ジャパンタイムス」 兵庫開港ヲ急務トスル「パークス」ノ意見	三〇一
三四二	慶応元年七月二十四日	長州処分ニ付吉川監物等ヲ大坂ニ御召ノ件	三〇四
三四三	慶応元年七月二十七日	園田彦左衛門小倉ヨリノ報告 長州再征ト長藩士ノ動靜	三〇五
三四四	慶応元年七月二十七日	石垣銳之助上野良太郎ヨリ桂右衛門大久保一蔵 留學生監督指導ノ件等	三〇七
三四五	慶応元年七月二十八日	関研蔵ヨリ松田次吉?へ 「アームストロング砲」「ホウキットウラルツ砲」 及彈藥代価見積書	三〇〇
三四六	慶応元年七月二十八日	長崎出保商社組合米穀買入ノ件	三〇六
三四七	慶応元年七月二十九日	久光公ヨリ伊達伊予守へノ返書草案 幕疑云々ノ件 久光公ヨリ堤右京大夫へノ返書草案 時候見舞	三〇七
三四八	慶応元年(?) 七月二十九日	大久保一蔵ヨリ桂右衛門へ 江戸遊學生褒賞ノ件	三〇八
三四九	慶応元年七月	薩藩商法内外関係者人名及取引主要物品 大島及口之永良部島ニ於ケル人足其他 長崎出島ヨリ蘭商「ポードエン」ノ書翰	三〇九
三五〇	慶応元年七月	長崎ドック築造ニ付若野屋良助願書	三〇四
三五一	慶応元年七月	山田屋宗次郎ヨリ長崎会所産物方へノ請書 右ニ付山田屋宗次郎ヨリ長崎付人へノ届書	三〇五
三五二	慶応元年(?) 七月	中路権右衛門ヨリ内田仲之助等へ 長藩諸隊ノ動靜、浪士出沒ノ件等	三〇六

一七五	慶応元年(○)七月	中路権右衛門ヨリ内田仲之助等へ 有馬中務大夫ノ豊前海岸警衛、毛利淡路吉川 監物大阪へ召ニ付松平安芸守等へノ取締命令等	三一
一七四	慶応元年(○)七月	中路権右衛門ヨリ内田仲之助等へ 筑波山余党ノ捕縛、長州再征ノ件等	三二
一七五	慶応元年(○)八月九日	伊地知正治ヨリ西郷吉之助へ 笛太鼓方ト喇叭手トノ交換	三三
一七六	慶応元年八月十日	御納戸蔵物品出入取扱方改革ニ付伺書及指令	三四
一七七	慶応元年(○)八月十二日 (元治元年カ)	近衛忠房卿ヨリ島津久光茂久二公へ 小松帯刀帰国ノ件	三五
一七八	慶応元年八月十三日	汾陽次郎右衛門ヨリ市来六左衛門へ 長崎ドック築造ノ件	三六
一七九	慶応元年(○)八月十三日	進藤式部権少輔ヨリ小松帯刀へ 蒸気船へ案内ノ件	三七
一八〇	慶応元年八月二十日	土持佐平太広島ヨリノ報告	三八
一八一	慶応元年八月二十六日	園田彦左衛門小倉ヨリノ添書 毛利淡路吉川監物ノ召命ト長藩ノ内情	三九
一八二	慶応元年(○)八月二十三日 (文久三年カ)	長州ニ於テ幕使殺害ノ件注進	四〇
一八三	慶応元年(○)八月二十五日	久光公ヨリ山階宮へノ書翰草案 長州処分遅延ノ件	四一
一八四	慶応元年八月	京都ニ於ケル八田知紀ノ建言 外国艦撰海來航応接ノ件ニ付	四二
一八五	慶応元年八月	防長士民歎願書	四三
一八六	慶応元年九月八日	山階宮晃親王ヨリ島津中将殿へ 天下ノ大事ヲ論ズ	四四
一八七	慶応元年(○)九月八日	毛利敬親広封父子ヨリ島津中将少将父子へ 挨拶状	四五
一八八	慶応元年九月八日	高奉行届役料米高増減調 元治元年慶応元年両年度	四六
一八九	慶応元年(○)九月二十七日	内田閑平能勢角太夫(宇和島藩士?)等ヨリ松岡十太夫市来六左衛門へノ礼状 付同藩士ノ集成館等見学ノ依頼	四七

一三六	慶応元年九月二十七日	御鷹方其他積立金ニ付御納戸新旧蔵役引継手續方伺出及指令	一三六
一三六	慶応元年九月	御鷹方積立金「新銭」両替ノ件	一三三
一三九	慶応元年九月	黒田了介ヨリ久光公へノ上書 海軍振興、人材養成ノ件	一三四
一三九	慶応元年九月	安田轍蔵ノ建白書 琉球通宝日本全国通用ノ件	一三六
一三九	慶応元年九月	大阪蔵屋敷ヨリ藩庁へノ報告 財政逼迫ノ件	一三七
一四〇	慶応元年九月	諸藩主上京ノ召命	一三八
一三九	慶応元年十月六日	内田仲之助ヨリ在藩側役衆へ 開港勅許延期ノ件及薩長密貿易ノ件	一三九
一三九	慶応元年十月五日	開港勅許延期ニ付諸外国ト応接ニ関スル薩藩ノ請書	一三九
一三九	慶応元年十月六日	桑名藩森弥一左衛門ヨリ内田仲之助へ 仏国ヨリ幕府へノ申立書ニ付	一三九
一三九	慶応元年十月六日	島津伊勢ヨリ桂右衛門へ 異船撰海入港外国条約ノ件	一三三
〇一三九	慶応元年十月六・十日	条約勅許及英國ノ勅許発表	一三四
一三六	慶応元年十月七日	条約勅許ニ付松平伯耆守等ノ通告	一三四
一三九	慶応元年十月七日	近衛忠房卿ヨリ島津久光茂久二公へ 兵庫開港勅許ノ件	一三三
一四〇	慶応元年十月七日	大久保一蔵ヨリ西郷吉之助養田伝兵衛へ 開港勅許ノ件	一三四
一四〇	慶応元年十月十日	有村壯一川上助八郎ヨリ建白書 天保通宝鑄造ノ件等	一三八
一四〇	慶応元年十月十日	川上助八郎ノ懇願書 安田轍蔵呼返ノ件	一四三
一四〇	慶応元年十月十三日	大久保一蔵ヨリ伊地知壯之丞市采六左衛門へ 会藩応待及英仏ノ件	一四五
一四〇	慶応元年十月十三日	関研蔵ヨリ桂右衛門へ 歐洲ノ文明ヲ報ジテ見学ノ必要ヲ告グ	一四八

一四二	慶応元年(?)十月十六日	米良事件ニ付薩藩へノ依頼条々	四二
一四三	慶応元年(?)十月十九日	吉井幸輔ヨリ西郷吉之助蓑田伝兵衛へ 長州再征及宇和島へ使者ノ件	四三
一四四	慶応元年十月二十日	市来六左衛門ヨリ長崎伊地知壮之丞へ 久光公機密ノ諭示、モンブラン迎船ノ件	四四
一四五	慶応元年十月晦日	土岐新兵衛小倉ヨリノ報告 幕、長、筑前等ノ情况	四五
一四六	慶応元年十月(?)	川上助八郎ヨリノ伺書手扣 安田轍藏鑄銭ノ件	四六
一四七	慶応元年十月	有村壮一川上助八郎ノ屋久島制度改革建白書及安田轍藏ノ意見書	四七
一四八	慶応元年十月	久光公ヨリ山階宮へノ答書草案 摂海異舶ノ件	四八
一四九	慶応元年十月	条約勅許ノ件 但兵庫へ不許可	四九
一五〇	慶応元年十一月八日	石垣銳之助ヨリ桂右衛門へ 英仏蘭見学ノ必要ヲ報ス、写真一葉入	五〇
一五一	慶応元年十一月十一日	京都大久保一藏ヨリ在国御側役へ 公卿堂上進退將軍上洛及長州ノ件其他	五一
一五二	慶応元年十一月十一日	土持佐平太ノ報告 幕吏広島出張長州詰問ノ件	五二
一五三	慶応元年十一月十一日	土持佐平太広島ヨリノ報告 永井主水正等広島へ出張ノ件	五三
一五四	慶応元年十一月十一日	西郷吉之助ヨリ蓑田伝兵衛へ 長州再征ノ件	五四
一五五	慶応元年十一月十六日	江戸岩元太右衛門ヨリ天璋院付局へ 江戸藩邸奥女中帰国ノ件	五五
一五六	慶応元年(?)十一月十七日	小松帯刀ヨリ島津主殿等へ 一橋慶喜ニ拜謁ノ件	五六
一五七	慶応元年(?)十一月十九日	岩倉具視ヨリ大久保一藏へ? 長州再征ノ件	五七
一五八	慶応元年十一月二十日	土持佐平太広島ヨリノ報告 幕吏長藩詰問ノ件	五八

一四三	慶応元年十一月二十日	土持佐平太広島ヨリノ報告 馬関ニ於テ長藩側ト和蘭「コンシュル」トノ問答	四三
一四三	慶応元年十一月二十日	土持佐平太広島ヨリノ報告 板倉伊賀守等ヨリ芸州侯ヘノ通達	四四
一四四	慶応元年十一月二十三日	物奉行ヨリノ役料米扶持米等支払増減届 文久三年九月ヨリ慶応元年八月ニ至ル	四五
一四五	慶応元年十一月二十四日	小沢長右衛門ヨリ岩元太右衛門ヘ 出府ノ件	四六
一四六	慶応元年十一月二十九日	児玉利蔵ヨリ久光公ヘ十ヶ条ノ建言	四七
一四七	慶応元年十一月晦日	土岐新兵衛小倉ヨリノ報告 再征ニ付幕府及長州ノ形勢	四八
一四八	慶応元年十一月晦日調	帖佐与御蔵入現高増減帳 文久三年八月ヨリ慶応元年七月ニ至ル	四九
一四九	慶応元年十一月	幕府ヨリ長州ヘノ詰問八条ト長州ノ返答	五〇
一五〇	慶応元年十一月	近藤良之進等ヨリ岩元太右衛門等ヘ 妻子出府ノ件	五一
一五一	慶応元年十一月	仏国人国書ヲ將軍ニ呈スル件 大坂ヘ呼寄ニ付幕府ヨリ朝廷ヘ届出	五二
一五二	慶応元年(?)十一月	久光公ヨリ土佐智鏡院?ヘノ書翰草案 江戸ヘ帰府ノ件	五三
一五三	慶応元年十一月調	三万石方御蔵入 現高増減帳 文久三年八月ヨリ慶応元年七月ニ至ル	五四
一五四	慶応元年(?)十一月	二万石方御蔵入 米良山一件、甲斐豊前等所罰始末	五五
一五五	慶応元年十二月六日	土岐新兵衛ヨリ生産方掛裁許掛衆ヘ 長藩穴戸備後介申開ノ件	五六
一五六	慶応元年十二月七日	高江郷土青崎市郎左衛門ヨリ藩庁ヘノ建白 物価騰貴ニ付救済方策	五七
一五七	慶応元年十二月七日	倫敦関研蔵ヨリ養田伝兵衛ヘ 幕府ノ陸海軍備其他	五八
一五八	慶応元年十二月九日	土岐新兵衛ヨリ裁許掛衆ヘ 幕吏ヨリ長藩ヘノ八ヶ条詰問	五九

一四九	慶応元年十二月九日	土持佐平太広島ヨリノ報告 広島出張中ノ幕兵不節制ノ件等	四九五
一五〇	慶応元年十二月九日	土持佐平太広島ヨリノ報告 長藩ニ対スル幕府ノ詰問条目	五〇〇
一五一	慶応元年十二月九日	黒田嘉右衛門ヨリ蓑田伝兵衛へ 長州再征、幕府内訌ト薩藩ノ態度	五〇〇
一五二	慶応元年十二月十日	鹿児島海岸砲台大砲試射届出	五〇四
一五三	慶応元年(?)十二月十一日	松平春嶽公ヨリ島津久光公へ 天下之形勢を論ず	五〇四
一五四	慶応元年十二月十五日	川上助八郎有村壮一ノ上書 安田轍蔵ノ經濟策聴取ノ件	五〇五
一五五	慶応元年十二月十七日	伊達伊予守ヨリ島津三郎公へ 条約勅許其他之件	五〇六
一五六	慶応元年十二月十八日	伊集院伊膳ヨリ蓑田伝兵衛へ 筑前藩士処罰一件	五〇七
一五七	慶応元年十二月二十三日	土持佐平太ヨリ奥掛書役衆へ 幕府八ヶ条ノ詰問ニ対スル長藩ノ申開	五〇〇
一五八	慶応元年(?)十二月二十六日	京都桂右衛門ヨリ側役島津求馬等へ 長州再征之義と薩藩ノ態度	五〇三
一五九	慶応元年十二月二十七日	御勝手方掛側用人会計報告 慶応元年御勝手方ノ分	五〇六
一六〇	慶応元年十二月二十八日	本田弥右衛門中村新兵衛ヨリ藩庁へノ届書 人吉藩内訌事件ニ就キ	五〇三
一六一	慶応元年十二月 二年正月	長州再征ニ付奇兵隊長河瀬安四郎等殊死血戦ノ趣意書 松平越前守ノ長州再征不可論ト紀州藩栗山俊平等ノ再征遂行論 及長州処分ノ朝議	五〇元
一六二	慶応元年十二月	西郷吉之助ヨリ在藩ノ重役へ(蓑田伝兵衛?) 長州再征ノ件	五〇四
一六三	慶応元年十二月	御船奉行届書船頭水手切米払増減 文久三年九月ヨリ慶応元年八月ニ至ル	五〇五
一六四	慶応元年十二月調	文久三年ヨリ表方御蔵入現米高増減帳	五〇六

一四三	慶応元年	大原重徳卿ヨリ島津中将公へ 長州再征將軍進發ニ付テ久光公ノ上京ヲ促ス	五三六
一四四	慶応元年	長藩士某(桂小五郎?) 意見書 再征ニ対スル長藩ノ態度	五三九
一四五	慶応元年	人吉藩小川小藤太手扣 人吉藩内訌事件ニ付	五四〇
一四六	慶応元年	五卿ノ從者氏名	五四一
一四七	慶応元年	天璋院付奥女中ヨリ薩摩屋敷花川へ 薩摩屋敷女中減少ノ件	五四四
一四八	慶応元年	福岡藩疑獄事件死流処分人名書	五四五
一四九	慶応元年(?)	筑前藩ニ於ケル加藤司書等断罪一件	五四六
一五〇	慶応元年(?)	上海ニテ蒸氣船買入ノ件	五四七
一五一	慶応元年(?)	筑前藩士正奸人名録	五四七
一五二	慶応元年(?)	兵庫開港反対意見(筆者不明)	五四八
一五三	慶応元年(?)	久光公ヨリ(松平春嶽?)へノ書翰草案 上京延引ノ件	五五三
一五四	慶応元年(?)	大坂警衛巡見幕役姓名書	五五三
一五五	慶応元年(?)	中条左衛門督ヨリ薩藩ノ方針ニ付問合セノ書 右ニ対スル返答書	五五四
一五六	慶応元年(?)	長崎ニ於テ会津国産種子人參売捌ノ件	五五七
一五七	慶応元年(?)	長崎貿易ニ付專任者任命ノ件	五五七
一五八	慶応元年(?)	越前春嶽ヨリ幕府へノ建言 長州処分ノ正大、皇国一致	五五八
一五九	慶応元年(?)	平運丸及軍艦購入ノ件	五五九

一四三	慶応二年正月七日	黒田了介ヨリ西郷吉之助へ 薩長連合ニ付木戸上京ノ件	五九
一四四	慶応二年正月二十二日	山階宮晃親王ヨリ島津中將殿へ 長州処分ノ件	五〇
一四五	慶応二年(?)正月二十六日	山階宮晃親王ヨリ島津中將殿へ 年賀状及国事関係	五一
一四六	慶応二年正月二十七日	安田韋蔵ノ藩札製造口上覚	五二
一四七	慶応二年正月	京都ニ於ケル豊前中津藩探索書 長州再征ニ付紀州侯ノ建白及一橋公ノ奏聞等	五三
一四八	慶応二年正月	長州処分ニ付幕府ヨリ奏聞 十万石削除其他ノ件	五九
〇四九	慶応二年二月三日	長州処分ニ付幕府ノ令達	五〇
一五〇	慶応二年二月六日	京都桂右衛門ヨリ蕪田伝兵衛へ 長州再征、英仏及幕薩関係、石垣銳之助 閔研蔵ノ書状三通添但三通ハ別記ニ在リ	五〇
一五一	慶応二年二月八日	御納戸蔵出入金品取扱方改革条々	五三
一五二	慶応二年(?)二月十七日	習書頭取助児玉利蔵ヨリ久光公へノ上書 高祖忠久公高倉王ノ王子 説確定発表ヲ請フノ件	五四
一五三	慶応二年二月十八日	沢勘七郎ヨリ本田弥右衛門へ 將軍上洛ノ件	五五
一五四	慶応二年二月十八日	土岐新兵衛小倉ヨリノ報告 長州処分五ヶ条	五六
一五五	慶応二年二月下旬	西郷吉之助ヨリ蕪田伝兵衛へ 長幕ノ関係	五八
一五六	慶応二年二月	肥後藩土岡田榎蔵ノ西洋見聞録	五九
一五七	慶応二年二月	小田村素太郎ヨリ芸藩へノ歎願書 長州処分ニ付	五九
一五八	慶応二年二月	川上助八郎(?)ヨリ久光公へノ上書 藩士賞罰ノ件	五六
一五九	慶応二年二月	防長一致勇戦ノ藩令	五六

一四九	慶応二年三月四日	西郷吉之助ヨリ大久保一蔵へ 品川弥二郎京都潜居ノ件	五九
一五〇	慶応二年三月十五日	長岡良之助ヨリ島津久光公へ 天下之形勢を論ず	五九
〇一五二	慶応二年三月	幕吏岡田撰蔵ノ航西小記ニ見ユル薩英關係	五九〇
一五三	慶応二年(〇) 四月十一日	大久保一蔵ヨリ両丸側役衆へ 禁裏御神事等ノ件	五九一
一五三	慶応二年四月十三日 (慶応元年カ)	征長ニ付幕軍旗本備ノ令達	五九八
一五四	慶応二年四月十九日	大久保一蔵ヨリ島津伊勢等へノ報告 長州再征ニ付板倉閣老トノ談判	五九八
一五五	慶応二年四月下旬	長岡良之助ヨリ島津久光公へ 馬ノ件	六〇一
一五六	慶応二年四月 (慶応元年カ)	將軍征長進発ニ付諸藩へノ幕令	六〇二
一五七	慶応二年五月四日	山階宮晃親王ヨリ島津大隅守殿へ 京阪ノ形勢報告	六〇五
一五八	慶応二年五月十五日	京都伊地知正治ヨリ西郷吉之助等へ 備中倉敷一揆及薩藩ノ評判	六〇六
一五九	慶応二年五月十六日	伊達伊予守ヨリ島津久光公へ 西洋事情聴聞ノ件	六〇七
一六〇	慶応二年五月二十一日	市来六左衛門等ヨリ御家老座へノ申請書 藩札及新銭製造ノ件	六〇七
一六一	慶応二年五月二十七日	長崎ニテ入手ノ海外新聞 南部弥八郎ヨリ鹿児島へ	六〇八
一六二	慶応二年五月	平玄道等ヨリ島津茂久公へノ上書 祭政一致神祇奉齋ノ神道ニ依リ天 下諸公伯ノ盟主タランコトヲ望ム	六一三
一六三	慶応二年六月七日	南部弥八郎ヨリ西郷襄田へノ報告 仏国博覧会出品規定	六一八
一六四	慶応二年六月十日夜	桂小五郎ヨリ京都品川弥二郎へ? 長州再征ノ件	六一〇
一六五	慶応二年六月十四日 (文久三年カ)	長州藩ヨリ小倉藩へ海岸砲台造築ノ場所借用ノ件	六一二

一五〇六	慶応二年(?)六月十七日	桂右衛門ヨリ小松帯刀へ 財政困難、藩札処分ノ件等	六三三
一五〇七	慶応二年六月十九日	英国公使パークス一行出迎ノ件	六三六
一五〇八	慶応二年(?)六月中旬	勝安房ノ対長州意見	六三六
一五〇九	慶応二年六月二十五日	人吉堀直太郎ヨリ在国ノ奥掛書役衆へ 人吉藩内訌ノ件	六三七
一五一〇	一八六六年六月二十六日 (慶応二年)	杉浦弘藏ヨリ新納刑部へ 壤太利、伊太利戦争新聞記事報告	六三二
一五一一	慶応二年六月	英人招待次第書	六三三
〇一五二	慶応二年六月	英国公使等薩摩訪問記	六三七
一五一一	慶応二年六月	英国公使「パークス」等接待ノ件	六三七
一五一一	慶応二年六月	英国公使パークス招待次第書	六三三
一五一一	慶応二年六月	招待英国士官氏名	六四三
一五一一	慶応二年六月	英国公使パークス一行招待献立書	六四三
一五一一	慶応二年六月	長州再征ニ付各方面ノ情報	六四九
一五一一	慶応二年六月	オースタリア、イタリア戦争新聞記事	六四四
一五一一	慶応二年六月及七月	大島郡、芸州小瀨口、浅原口、豊前小倉口、石州濱田口ニ於ケル長州側戦記	六四八
一五一一	慶応二年七月三日	松平紀伊守ヨリ島津久光へ 長州再征之件	六四〇
一五一一	慶応二年七月八日	長岡良之助ヨリ島津久光公へ 第二長州征伐及兵庫開港之件	六六一
一五一一	慶応二年七月九日	久光茂久二公ヨリ朝廷へノ上書 長州再征ノ不可ニ付	六六一

一五三	慶応二年(?)七月十二日	穴戸備後助ヨリ芸藩野村帯刀へ	六八四
一五四	慶応二年七月十五日	小田村素太郎ヨリ芸藩植田乙次郎等へ 長州再征ニ付	六八四
一五五	慶応二年七月十五日	上野良太郎ヨリ小松帯刀へノ副書 モンブランの活躍	六八七
一五六	慶応二年七月十八日	倫敦上野良太郎ヨリ小松帯刀へ 鹿児島ニ西洋流学校建設ノ議	六八八
一五七	慶応二年七月二十四日	久光公ヨリ芸藩世子へノ返翰草案 長州再征ノ件	六九〇
一五八	慶応二年七月三十日	杉浦弘蔵ヨリ新納刑部へ 壘太利伊太利戦争及「モンブラン」ノ件	六九一
一五九	慶応二年七月	英国東洋艦隊司令長官「キング」ヨリ久光公ニ送レル軍艦旗 及長官旗入袋書ノ翻訳	六九三
一六〇	慶応二年七月	長州再征ニ付督府へノ建言	六九三
一六一	慶応二年七月	阿芸備三藩ヨリ幕府へノ建言 長州再征不可ノ議	六九四
一六二	慶応二年七月	家茂將軍職ヲ慶喜ニ譲ルノ願書	六九六
一六三	一八六六年八月二十七日 (慶応二年七月)	横浜英字新報第二十三号所載記事 英公使鹿兒島訪問記八月六日発信	六九八
一六四	慶応二年八月二日	汾陽次郎右衛門ヨリ桂右衛門へ 長崎ニテ軍艦代金支払ノ件并長州征伐等ノ件	七〇〇
一六五	一八六六年八月二日 (慶応二年)	英国公使等ヨリノ挨拶状	七〇二
一六六	慶応二年八月四日	長州家老中ヨリ筑前中津両藩家老中へノ通牒 小笠原閣老ノ不法指揮ト長州藩情	七〇二
一六七	慶応二年(?)八月五日	汾陽次郎右衛門ヨリ伊地知壯之丞へ 長崎貿易其他ノ件	七〇三
一六八	慶応二年八月五日	山階宮晃親王ヨリ島津中将殿へ 天下ノ形勢憂慮ノ件	七〇三
一六九	慶応二年八月七日	汾陽次郎右衛門ヨリ松岡十太夫市来六左衛門へ 長州再征小倉落城後ノ長崎情報	七〇四
一七〇	慶応二年八月八日	新納刑部ヨリ桂右衛門等へ 長兵小倉城陥落ノ情報	七〇六

○一五〇	慶応二年(♀)八月十二日	高崎友愛ヨリ中山大久保へ	横浜鎖港ト外交	七六
一五一	慶応二年八月十六日	徳川慶喜奏聞書	長州再征解兵善後策ニ就テ	七六
一五二	慶応二年(♀)八月十七日	三条実美卿ヨリ修理大夫大隅守尙公へ	礼詞及筑前藩情密報	七七
一五三	慶応二年八月二十四日	岩下佐次右衛門書翰	長州再征解兵ノ件	七八
一五四	慶応二年八月三十日	堂上廿二人上奏聞書取		七九
一五五	慶応二年八月晦日	堂上廿二人列參建白姓名書		七九
一五六	慶応二年八月	因州藩家老鶴殿主水介ヨリ藩主へノ建白	長州再征ニ付出兵ノ不可ヲ論ス	七九
一五七	慶応二年八月	薩兵入京ニ付会藩狼狽事情		七九
一五八	慶応二年八月	幕軍長藩ノ四境ニ敗北ノ情況		七九
一五九	慶応二年八月(♀)	毛利大膳大夫家老中ヨリ松平備前守家老中へ	濱田藩城下領民撫恤ノ件	七九
一六〇	慶応二年八月	長州再征ニ付督府へノ建言	七月ノ建言ト同藩	八〇
一六一	慶応二年八月	將軍薨去後ノ京撰ノ情報	(筆者不明)	八〇
一六二	慶応二年八月	京都伊地知正治ヨリ在国吉井幸輔へ	幕府征長失敗、薩兵京都護衛等	八〇
○一六三	慶応二年八月	一橋慶喜征長解兵諸侯会議開催ノ上奏書		八〇

三三 五卿守衛ノ件

(端裏朱書)
一甲子
十二月

細川越中守
(慶應)

有馬中務大輔
(慶應)

松平修理大夫
(島津茂久)

松平肥前守
(鍋島茂実)

三条実美初五人之輩、(黒田齊博)松平美濃守江請取候上、老人ツ、

引渡候筈之処、内情運ひ兼候次第茂有之候付、当時之間

は、美濃守領分ニ被差置候条、相受持之心得を以、守衛

之儀共宜被取計候事、

十二月

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第五四六号

文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六種 横六四・二種

三四 茂久公ノ上洛出府ニ関スル上書

今度於京師長藩之暴臣御征伐、既ニ乱階顕れ、加之外

夷も相迫候模様ニ而可及御大事は案中付、自然

京師御危難之節は

太守様可被遊

御出馬旨被

仰出、乍恐感動仕候儀ニ御座候、就而は御模様ニより

おのつから可被遊

御出馬儀と奉存候得共、京師之有様を伝聞仕候処、

九重ニ而も深く被脳

宸襟候半と奉存、傷心之次第御座候、決而

御召命も可被為在哉と奉存候、依之窃ニ勘考仕候処、

幾重ニも恐多奉存候得共、無勿体も

玉座近く、九門内之合戦も有之、鷹司・九条殿を始大

火、洛中大騒乱ニ而、奉驚

宸聴、且は公家始いまた一味之余党も有之、何分紛乱不

容易御場合付、不取敢

天氣御伺として、早々被遊

御上京候而は如何可有御座哉と奉存候、

御召之無之内ニ候ハ、一入

叡感も深く、且

宮・堂上方

幕府を始め、皆々意外之事ニ而、一同 御感賞も被為
在、乍恐

御名望も弥増可申哉と奉存候、左候而、京師鎮靜之模

様ニ候ハ、長藩等御所置之儀は、万事兼而御委任之

事故、

幕府江可申談旨被

仰上、纔計之

御滞京ニ而、早く被遊

御立、関東江

御下向、是も纔計之

御滞府ニ而、早く被遊

御下国候而は如何可有御座哉と、乍恐奉存候、窃ニ

幕府之内情を觀察仕候処、長々不被遊

御參勤候付、第一致懸念、或ハ

幕府之威勢を被為厭、天下之權を被為取之形有之候様

見受、致疑懼候も有之、内心

御国之 御英武を忌候哉ニ候間、被遊

御參府候ハ、右等之疑念も相解、一同安堵、

大樹公ニも必御喜悅可被為在御事と奉存候、左候ハ、

天下之御為

御尽力も尚被成易く可有御座哉と、乍恐奉存候、何分

無実之疑念を被為受候而は、事々ニ付妨害有之、往々

第一

御国家之御為不宜、其二ニハ

天下之御為不宜儀と奉存候間、何卒可相成は、関東江

も暫時被為遊

御參府度御儀と奉存候、

右之通存付候假、極内申上候事、

文書原寸 縦一六・五種 横一七三・三種

三聖 新撰妄子、時記集註

諸藩及時事ニ関スル評言

新撰妄子

不遠千里而來

有仁義而已矣

上下交征利而国危

狹泰山以越北海

為長者折枝

凡我同盟之人既盟之後言歸于好

以牛易羊

有如時雨化之者

有成德者有達財者

戎狄是膺荊舒是懲

大哉言矣

速於置郵而伝命

仰不足以事父母俯不足以畜妻子

城郭不完兵甲不多

不日成之

猶以一杯水救一車薪之火也

猶緣木而求魚也

出入無時

撫劍疾視曰彼惡敢当我哉

邪說暴行

不舍昼夜

浩然有婦志

閑譏而不征

安其危而利其菑

馳馬試劍

天時不如地利

地利不如人和

御請

上洛の軍艦

諸色高価

江戸

西城

触半

鎖港の使節

勤仕并役替

別手組

諸浪士

巡邏

京師の見廻役

所々 柵門

武田等

後室

太平筑波之浪士

水浪の仲間われ

勅書

横浜の商人

外国方之小吏

横浜交易

条約

る人

攘夷成し難きといえ

攘夷家之説

当時形勢

皇国

異国

時記集註

過則改之

水藩朝比奈等

膚不撓目不眩

薩州勢

猶杞柳

柳連

不動心

御立退を止めし人々

雖欲耕得手

野州辺の百姓

戦必勝矣

会津勢

遅々我行也

田沼

兵刃既接棄甲曳兵而走

越前勢

飢者弗食

下妻江出た役人歩兵

猶水勝火

彦根勢

等

有不虞之誉

大垣勢

勞者弗息

同く人足

父子不相見兄弟妻子離散

京市中焼出され

曠安宅而弗居舍正路而不由哀哉

穴戸 松平大炊

欣々然有喜色

御救ひ米

視君如寇讎

穴戸百姓

勇士不忘喪其元

会津松平將監

儒夫有立志

野州出陣之旗下

天作孽猶可違自作孽不可活是之謂也

長州父子

我善為陣我善為戰

歩兵方の吏

人皆掩鼻過之

京の死体

其至尔力也其中非尔力也

歩兵

謂失其本心

有栖川其外

其涸也可立而待也

水浪

有採薪之憂不能至朝

加の世子申訳

無恒産因無恒心

浪人仲間

此亦妄人也而已

福益国三人

不知足踏之手舞之

京師騒動

時日害喪

長防之人民

如以朝衣朝冠冠座於塗炭也

参 内之公卿

二物不可得兼

毛利分家吉川等

寇至盍去諸

御立退をすゝめし公卿

願比死者一洒之

討洩されの長藩

出乎尔者反乎尔者也

同 長州

異船の仕返し

惡莠恐其乱苗

今度惣督ニなりし人

如崩其角稽首

異人江頼て和睦

雖大國必畏之

庄内

決諸東方則東流決諸西方西流

中川宮

天下莫強烏

熊本

亦終必亡而已

長州一味諸侯三家

有求全之毀

加州

天下惡乎定

どちらつかずの大名

不能平治天下

關老

久則難變也

徳川

猶七年之病求三年之艾

政事

賦粟倍他日

御進発御供旗下

天下之生久矣一治一乱

時節到来

夜以繼日

武器支度

草尚之風必偃

大樹

天下之口相似也

御進発之有無

天下無敵者天吏也

天下ニ一人

大早如望雲霓

江戸江帰る奥方

尽信書不如無書

此新撰妄子

小有才

山陵奉行

事齊乎事楚乎

小諸侯

何可廢也

朱子学

冊子原寸 縦二七・八糶 横二〇・七糶 五枚

弓矢斯張

又弓の稽古

三興 某藩士ヨリ藩主ヘノ封事

其進銳者其退速

芙蓉間官吏

「封事草稿」

不奪不鑿

ひとつの橋

(裏紙)

不能令

水戸

事君無義進退無礼

春嶽

封事 第一

去ル安政丁巳年、御勝手向御不如意ニ付、逸見志摩主立チ御改革相願ヒ、於江戸表岡見彦三へ御用人被仰付御省略御免ニ相成候節、私へ初テ御家老職被仰付、翌戊午年春、江戸在番被仰付、其夏御参府被遊候後、御省略之義ニ付御不承知之御箇条段々被為在、右ニ付、彼是ト愚意申上候折柄、大病相煩ヒ引込、退役願差出シ、退役ハ不被仰付、帰国丈ケ被仰付候、其内引続キ御改革主立候者トモ退役被仰付候、私帰国之後、漸々快相成候ニ付、同役出勤相進メ候ヘトモ、小々存念罷在、強テ退役願差出シ、願通り被仰付候、庚カ戊申年六月再役被仰付、直ニ大坂御用被仰付候、其頃御伽女中兩人狐憑之由トテ、一時発狂之体ニテ種々奇怪有之趣ニテ、在府御家老奥平讃岐并ニ追々出府仕リ候奥平凶書・山崎直衛等、右女中へ御暇可被下申上候ヘトモ、御聞入不被遊候由、其比讃岐於御門外、重役不似合之不行状数々御聞込ニ相成候ヨリ、御時合次第ニ不宜、終ニ讃岐へ帰藩被仰付候、讃岐着藩之上大事相談有之由

ニテ、大身一同寄合致シ、私モ列席仕候所、国家安危ニモ關係致シ候事トテ、右女発狂之体并御前様御諫言御用ヒ不被成候由、公然ト相話、此後幾重ニモ御諫言可申上存念故、一統同意之処承リ度由談合有之、右ヲ以御國中御評判甚舖、御隣境ニ至ル迄、彼是ト取沙汰仕候由、其内前段一条、再応御諫言申上候トテ、桑名登無伺出府、於大坂御差留ニ相成候ヘトモ、強テ出府之義申上滞坂、其節余条モ有之、東西ヨリ出會之御役人多人數、自然騒々舖情勢ニ御座候、前件之一条、内々御藏元広岡久右衛門へ相頼ミ、是迄ノ御役人、此節之義ニ付御免被仰付候テハ、此後御勝手向御用御辞退モ申上度トノ存念書教々為差出、右等之義ニ付、一方御混雜之処私出坂仕候、私初発ヨリノ愚存ニハ、御前様御寵妾発狂ノ初、直ニ御諫言申上、御暇可被仰付可相願之処、其機ニ後レ、余程快相成、既ニ懷妊ニモ相成候者ヲ、遽ニ御暇可被下申上候ハ、小々仔細モ有之由ニ候ヘトモ秘テ不申上、御承知被遊候義ト奉存候、其心ヲ尽シ候所置ニハ無之、加之御

諫言申上候最中、重役之者度々悪所通ヒ仕リ、品川駒
売女屋之婢御屋舗へ立入、悪口雜言致シ、御外聞ニモ
相成、尚又御屋舗近方之女へ見苦振舞等有之、行人
モ指笑致候等ノ事、并ニ大坂表ニテ逆君命滞坂、御蔵
許ト酒樓無益会飲等ノ事ハ不得其意義ト被存候、乍併
一端発狂ノ女ヲ御暇可被仰付ト御諫言申上候義ハ、機
ニ後レテモ其名ハ道理ニ当リ候義ト奉存候、讚岐等退
役後罷出候私トテモ、一旦発狂之女ヲ御召使ヒ難被成
ハ矢張同意ニ奉存罷在候、出坂御用并ニ大坂御混雜程
々相形付キ候後、私へ出府在番被仰付候、出府之上、
江戸御用人中ハ其佻狂女御召使被成、御暇ニハ及ヒ申
間舗相談有之候へトモ、私一人ニテ不承知申聞ケ、御
承知被遊候通り幾度モ不顧恐御逆論申上、時月ハ移リ
候へトモ、終ニ御暇被仰付候、其初黒田美濃守様・松
平内蔵守様(田慶政)・南部遠江守様(信明)、薄々御内混雜之義御聞込
ニ相成候由ニテ、私ヲ被為召御尋之上、御三方様御屋
舗へ被為入、御談話被為在、終ニ御暇ニ御決被遊難有

奉存候、其節私始御用人共被為召蒙御意候ハ、右ノ一
条相形付キ候後ハ、氣永ク御補佐申上ケ、相成丈ケ御
時合宜舗取成シ相勤候様ニト有之候間、難有畏リ御請
仕候、其後讚岐始其節之事ニ関係有之候者共、嚴重之
御咎被仰付度被思召、切腹或ハ御暇等之評議可仕、毎
々御沙汰ニ候へトモ、乍恐於私不奉畏、余リ御憤ニ任
セ御法外之殿科ハ難被仰付、御先代様ヨリ御旧法モ有
之、風聞面ニ申出候不行状不屈相応之御咎可被仰付、精
々申上何分御六ケ數御時合故、私内蔵守様へ罷出當時美濃
守様遠江守様、御相談申上候所、内蔵守様御同様ニ被思
召候由ニテ御在所ヨリ相廻リ候評議通り讚岐隠居被仰
付、其余以等差御咎被仰付候、其後右御侍女全ク御手
切レニ相成候、此一件、初中後之事情今更難申上段、
御前様御記憶被遊候義ニ奉存候、右一条相形付候後、
乍不及御輔佐申上相勤罷在候内、追々愚考モ御用被成
下難有奉存候、酉年美濃守様御始、思召モ被為在候由
ニテ、私へ定府被仰付候、乍恐其頃 御前様御不參勝チ

ニテ、御隠居之御内存被為入候ニ付、御目通り仕候度
毎ニ不願恐御精勤可被遊相願候処、一時ハ御逢モ御六
ヶ鋪御時合ニ罷成候ヘトモ、其頃遠江守様種々御心配
被遊、余程一時ハ御精勤被遊候様ニ被為成難有存罷在
候、其頃御勝手御用ニ付、臨時大坂表ヘ年々罷出、御
借用年延等相談シ候、尚又一昨戊夏御国表御兵事之義
ニ付、生田四郎兵衛・御用人島津祐太郎出府仕候折柄
丁度 幕府御新政御発ニテ、諸藩御国勝手可被仰付之
御沙汰ニ相成、御家ハ旧來定府之者多ク候故、東西対
格之風習有之、夫故御在所表ニテハ、是迄御国勝手評
議度々相起シ候ヘトモ、半途ニ相崩レ、東西隔意之根
本ト相成り来リ候、此節ハ幸ヒ 幕府ヨリ被仰出之義
故、一時ニ御国勝手可被仰付由、祐太郎存念書差出シ、
至極確當之論ニハ候ヘトモ、私其節小々異存有之、申
聞候ハ、其節 御前様、第一ニ御国勝手被仰付候義ハ
御不承知ニテ、難行事情段々思召被為入候間、不及ナ
カラ此節幕命之御主意無殘処申上候、漸々御覚悟被遊、

左候ハ、一統無難義行末御指企ニ不相成様御在所ヘ
可遣トノ御意ヲ蒙リ候故、私存念ニハ 御前様之思召
ヲ無ニシ、御役人評議ニテ嚴重ニ申渡候テモ必不帰服
多ク、後日御約介^〇不少、却テ此度ノ幕命ニ戻リ、藩国
揺動ノ機ヲ生シ候間、存念書一冊差出シ、具ニ論說仕候
一冊ハ御在所
ヘ相廻リ居候 御前様モ御承知被遊候通り、右存念書
之大略ハ、是迄御国勝手被仰付候者ハ、不調法有之者
ニテ、貶謫ニ準シ候故、御渡シ物万端御手薄ク、着藩
之上、忽難波ニ陥リ候間、此節幕府諸藩守禦之御主意
ニ本ツキ、道中諸雜費自分弁無之、着之上粗末之家作
出来、押々御奉行取続キ候様有之度、最諸御家中一統
借金多ク候トモ、是ハ一切御取上ケ無之、可然一時不
殘御遣ト申スハ御失費モ不少、彼是御公務御指支ヘニ
モ相成可申被存候間、三百余人ヲ十年ニ分チ、漸々御
遣ニ可相成由、右存念ト祐太郎存念ト両端ヲ以相伺ヒ
候所、私存念書之通御任セ被遊候故、祐太郎退役相願
四郎兵衛ハ私ヘ同意仕リ候、其後御國勝手年限割・御

手宛増シ、新評帳面夫々御在所へ相廻シ相談仕リ、其秋出坂、東西之重役始、大坂掛リ元メト會議可致申遣シ、奥平主税・御用人佐竹義左右衛門・元メ梅田伝兵衛出坂仕リ候、右御役人持參御国勝手評議ハ、私之存念ヨリハ余程薄キ御渡方ニ候間、私、主税・儀左右衛門へ申聞候ハ、私存念ニテハ、江戸評議通りニ無之テハ一統御約介無之御国勝手仕リ候義ハ、私之力ニ及ヒ不申候、薄キ御渡方ニテ御国勝手首尾能行ハレ候ヘハ、無是上事故、右見込有之候者へ被仰付度候、左候ヘハ、私ハ恐入退役相願度存候間、大坂ヨリ私一同出府致具候ハ、右之義 御前様へ申上、江戸重役交代可仕申談候ヘトモ、決テ出府致サズ、強テ私へ相勤居候様精々申聞、一先ツ東西へ引分レ申候、其後御国表ヨリ一統同意之趣申參リ、私存念通り之御渡方ニテ、御国勝手被仰付、右御用金モ於大坂私申談候通調達、今日ニ至ル迄一統不足ナガラ連々御国へ罷越居候、右之義モ前条之通り相談不仕、強テ取計ヒ候訳ケニ無之奉存候、

一大坂表會議之節、御国表ヨリ評議持參致候ハ、亥年御借上ケ米半高御返シ御家中御救ヒ、右ニ付、文武御引立評議有之、至極尤之主趣ニ奉存候、乍併其節私存念書ヲ以申論シ候ハ、右存念書ト申ハ主税持歸居候間、御一覽可被遊奉願候、江戸表へ引取り草稿ノマ、入御覽候間、御覽へ被遊、其大略左ニ申上候、
 一 享保以來度々御借上ケ米相続キ、殊ニ當時諸色高直ニテ一統難渋は勿論之事ニ候ヘトモ、巳年四ケ一利弘大坂御蔵元へ御談ニ相成、諸御金先キヘモ是ニ準ジ、御無理談ニ及ヒ上、御手元始 (島津齊宣) 芳蓮院様・御方々様御暮シ方モ強テ御減省ニ相成候ヘトモ、乍恐御自分様ヨリ被仰出ニ相成候訳ケニ無之、追々自然御出方増ニ相成、一統心痛仕リ、一昨年出坂前又々強テ相願、芳蓮院様御前様トモ御手元御省略相立チ、從テ江戸表諸ヨキ御省略相立テ出坂仕候、其節モ度々申上、御逆鱗ヲ蒙リ候ヘトモ、何分不得已義ニテ、今少シ御暮向御緩ミニ相成候テハ、御公務ニモ御指支ニ可相成奉存候間、日夜心配仕リ候、然ルニ此節御家中御救トテ、御国表御

用金同様之御畜へ金ヲ散シ、御借付ケニ相成、追々積
戻シ之目途ハ有之候へトモ、程遠キ事ニテ、其間非常
之凶歳ナトニテ、其節現在之御手宛無之、右ノ利害ハ、箇
条ヲ分チ懸存書
ニ詳ナリ、主税
持チ掃リ申候一昨年コソ乍僅八ケ一御救ヒモ御家中
へ被仰付、又々莫大之御救被仰付候、評議仕リ候ハ、
乍恐兼テ御暮方之義御減省御六ヶ舗、御前様是迄ノ
御分量ニテハ迎モ御聞濟不被遊、種々御好ミ事等一時
ニ相発シ、御暮向相増、江戸表御省略モ一時ニ相崩レ
候ハ眼前ニ奉存候証跡ヲ以申上候、恐入、
奉存間相扣へ罷仕候左候へハ、是迄
勤来之面目ヲ以、此上於大坂御約定一廃致シ候義ハ出
来兼、江戸表御勝手ハ出ルヲ量テ入ルヲ制スル而已ニ
テ、一時ニ御公務ノ御指支ニモ可相成、日夜乍恐、御前
様へ出納之御争ヒ仕リ、詰リ不願御手介、退役相願、
御前様ハ偏ニ御立腹被遊、内外御混雜差起リ可申候、
最聖賢之君子ニテ誠意誠心ヲ以テ君ヲ感動シ、御自分
様ヨリ御切俟被遊、御家中へハ厚ク御救被成度思召候
ハ無是上義ニ候へトモ、先年来向三度右之義利害分明

ニ申上候義モ御座候へトモ、右ノ御召物割増
ノ御沙汰ノ時也其度毎ニ不一
方御不機嫌故、不得已相成丈ヶ上下共ニ御出方減省、
御家来ニハ氣之毒ニ存候へトモ、御勝手御取続キノ為
右ノ所置ニ決心仕リ相勤罷在候、実ハ私義聖賢ノ誠意
誠心無之ヨリ、御前様モ御感動不被遊候ト残念恐入
奉存候、右之御都合故、此節右ノ御救差出シ候事ニ相成
候へハ、江戸表御暮方ハ一時ニ崩レ、私人江戸表ニ
テ万端御暮向御取締(虫損、方カ)出来不申候、且又武備之充実、
士氣之引立ハ、金錢之御施而已ニテ興起致候事ニ無之
候間、右御救被仰付候ヨリ武備ノ充実、士氣之興起ニ
及ヒ候術ハ如何ノ目的哉、評議精細ニ承リ度申聞候へ
トモ、其義ハ無之、因テ主税へ右ノ次第申論シ、存念
書相渡申候、尚又申談候ハ、御救有之度ハ同意ニ候へ
トモ、何分前件ノ次第故、一統へ今年ノ処ハ御勝手御
繰合モ有之由申論シ、且又前件ノ御暮方復シ候端ニ相
成故、御借上ヶ半高タリトモ御返シト申ス名ヲ変(虫損)御
救被下方可然評議モ可有之候間、来春ニ至リ、御家老

一人罷出候トモ、御用状ナリトモ可申越候、乍併右御
 救今年中無之テハ不相成訳ナラハ、私ハ退役可相願候
 間、江戸表御家老職交代致度申聞候ヘトモ、何タル決
 答モ不致、先ツ引取申談候、上へ再応可申越トテ引取
 リ申候、其後春ニ相成候テモ、右ノ義何トモ不申參候、
 大凡重役之者會議之時、銘々器量ニ応シ、一已之存念^(E)
 申聞ケ、互ニ為國評論致シ候義ハ当然之事ニ可有之、
 私前件之論御国表同役不同心ニ存シ候ハ、強テ存念可
 申聞、私説ニ一時屈服致候テモ、内心不同心ナラハ、
 出府致シ兩端ヲ以テ、御前様へ可相伺、一時面従仕リ、
 今日ニ至リ私一已之存念申募ルトハ、重役ノ面目無之、
 士大夫ノ所為トハ毛頭不相心得候、昨年京師御着後、
 御金御不足ニテ、且又上々様方御国御引越評議中故、
 上京御役人會議之上思召相伺ヒ、中津へハ不申談、三
 日ノ間出坂、三万兩御調金仕^(虫損)、是ハ救急ノ義、自
 佩ノ振舞トハ不相心得候、

窃ニ自考仕候ニ、一昨年御救之義、首謀仕リ候者、

先御役人、当時退居ノ者、陰ニ人心ヲ動シ申出シ候
 ニ相違有之間舖、其故ハ、右莫大ノ御救ト申ス名相
 発スレハ、御前様御手許始メ相緩ミ、江戸御勝手保
 チ難ク、若右御救私不同心申聞、相止ミ候へハ、御
 在所一般私へ不帰服ノ基ヲ成スト、姦意之者構思致
 シ候義ト奉存候、右等ノ義ハ古今同轍不足怪義ニハ
 (虫損 御座候カ)
 (トモ) 一応奉入御耳候、

封事 第二

第一封事ニ奉申上候通り、御在所表私へ不帰服相醸シ候
 事情之大略ニ御座候、尚又数年前、御前様御隠居被遊度
 思召被為入、殊ニ一昨年、外夷一条相起リ候比ヨリ、甚
 舖御決心被遊、度々蒙御内話候ヘトモ、当時天下之勢一
 変之時、御壯年之君公御隠居ノ思召以ノ外之義、不顧恐
 御諫諍申上候義ハ不知数奉存候、押々御出勤被遊居候へ
 トモ、昨春来御胸痛之由ニテ御不參統キ、折柄御養子被
 遊度被思召、内々被仰出候非常之機相見へ候、当時柄嗣

君御儲ケ無之テハ御心元ナク被思召候由、実ハ御隠居之
思召ヨリトハ奉存候ヘトモ、思召ハ至極御尤之御事ニ奉
存候間、芳蓮院様ハ勿論、御近親様方へ御相談被遊、御
国表大臣之者へモ御相談ニ相成、若殿様御貰受相成、其
義初発ヨリ御用掛被仰付、万端御用弁仕候、追々御引移
後、私へ御伝役可相勤被仰付、御辞退申上候ヘトモ、再
応之御沙汰ニテ奉畏候、御前様引続キ御不參、昨三月初
旬ニ至リ、江戸表不穩風聞最中御外聞モ不宜、殊御同席
御縮リ被蒙仰候ニ付、御瑕算ニモ可被為成奉存候間、毎
度御出勤之義申上候ヘトモ、一切御聞入不被遊、実ニ夙
夜愚考仕リ、衆力ヲ以三月十一日御出勤被遊、明ル十二
日御奉書ニテ京師^(虫地)御迎御警衛被蒙仰、御迷惑ニ被思召
候ヘトモ、不得已御発駕ト御決心被遊、万事私へ御委任
被仰付、乍不行届諸御役人ノ力ヲ以テ、急速御用弁仕リ
十八日御発駕、私モ御供被仰付、無御滞御京着之上、京
師御警衛被蒙仰御滞寓被遊候、其頃御承知被遊候通リ、
御国表ニテ輕輩之者徒党仕リ、私へ不帰服申立、重役始

鎮静仕リ兼候由ヲ以、御家老奥平凶書・生田四郎兵衛・
御用人奥平吉左衛門・島津祐太郎上京、於御旅館其義申
上、私へモ一通其義相話シ申候、其時之事情私之所為ハ
御前様御承知被遊候通リニ御座候、其節 御前様御内々
右等之者持參之輕輩素懷之書一冊披見被仰付、大略記憶
仕候、第一ニ私 御前様へ御隠居御勸メ申上、若殿様御
貰受ケニ相成、内願ヲ以御伝役相勤メ、追々叛逆之志モ
有之由、并ニ御方々様ヲ奉始、御国御引移御延引ハ私之
作為之由、於大坂自佞之振舞、一巳之取計多キ由、或ハ
江戸表非常ノ事情ヲ秘シ、無事ニ偽リ候等ノ件々ヲ以テ
私へ重役被仰付間舖相願トノ主意ニ御座候、其節 御前
様御沙汰ニ、此ヲ見ヨ、法外ノ申シ分、其方数年出精ニ
相勤、不輕心勞モ不弁、右様ノ譏說ヲ唱へ騒動致シ、必
以上ノ者腰押致シ、其方ニ私怨ヲ報スル心得ニ有之ベシ、
急度糾明可致、此佞ニ難差置候間、無嫌疑相勤可申ト蒙
御懇命、乍恐私ノ心底御洞見被遊候思召、感激有余仕合
ニ奉存候、因テ私申上候ハ、私数年勤役中不行届ノ義ハ

不才ノ私故数々可有之候ヘトモ、不良ノ惡謀有之トハ法外之讒説、急度御料明可奉願、唯御前様御鑑照被遊被下候義難有奉存候、乍併重役之者不帰服ノ名ヲ招キ候ハ、不徳ヨリ生シ候事故、恐入退役相願候ト御直ニ申上、呉々モ御差止被遊候ヘトモ、終ニ表向願書差出シ、江戸表ヘ引取申候、御暇乞ニ罷出候節モ、御内々被仰諭義ニ付、御内々奉申上候義モ有之、此ニ相認不申御記憶被遊候義ニ奉存候、然ルニ此節蒙御咎隠居被仰付恐入奉存候御簡条ハ第一ニ以下之者不帰服并ニ大坂表自佞之振舞等大目ニテ、奉畏候ヘトモ、何分黙止仕兼候義有之、左ニ不顧恐奉言上候、

一 徒党之者不帰服之簡条ハ、御前様御隠居之御内願被為入、御養子御貰受之義ハ、私之悪心ヨリ相発シ候由、御役中專權之振舞有之由、右大条目ニ御座候、大凡反逆之企ハ人臣第一之惡事、万一証迹有之ハ重科ニ可被仰付当然ニ奉存候、若証跡無之ハ、小臣大臣ヲ讒スルニ如何様ノ事モ申出シ次第、不帰服ト唱ヘ、大臣ヲ退黜被仰付候

ヘハ、大臣之權威ハ向後立ち不申、大臣ノ權立ち不申トキハ、君公之御威望無之、以下之者亢張、御政理本末不相立基ニ奉存候、且又私一己之存念申募リ候ハ、何ノ簡条ヲ指シ候哉、重役會議之時ハ、各其存念ヲ思込候丈ケハ申論シ候コソ、当然之事ニ可有之、其存念不宜候ト存シ候ハ、同役可否論判可致、論判致候而モ、主説之者申募リ候ハ、両端ヲ以御前様ヘ可相伺、万一御前様主説ヲ御用ヒ可被遊御差図有之候テモ、別説之者存念ニ、御差図違ヒト存込候ハ、再度申上、猶御用無之候ハ辭職可申候、是コソ士大夫常分ニ可有之奉存候、會議之節、一言明白ノ論諍無之同意致シ、今日ニ至リ私人ニ罪ヲ帰シ、亢然ト相勤候者、所謂面従後言、不知恥所為ニ奉存候、右ハ私ニ始終ノ同意ヲ希ニ非ス、為国家士大夫之氣節ヲ惜ミ申候、況ヤ大臣ノ同輩、此節輕輩ノ亢張致シ、大臣ノ威權衰滅之機ヲ匡救致シ候心無キノミナラス、薄々承候ヘハ、以下ノ者ヲ誘導致シ、徒党可致ト陰約致シ候族モ有之由、右等ノ義ハ、士大夫之所行トモ不被存、

実ニ為国家残念ニ奉存候、私隠居仕リ候テモ、子孫之者ニ至ル迄、此輩ト同列為致候テハ、上ハ奉対 先君、下ハ対先臣不本意ニ奉存候、右之義表向彼是申立候テハ、御外聞ニ関リ、恐入奉存候間、黙止仕リ、窃ニ一已決心仕リ、致祿断絶奉願、聊気節ヲ存シ申度候、返々モ奉対御前様、京師奉別之時、縷々之御懇命耳底ニ存シ恐入奉存候ヘトモ、何分不得已御憐察奉願候、今日之時勢ニ至リ、御隠居ハ思召止リ、今暫ク御精勤被遊、御家御再興奉祈候、其外奉申上置度義モ数々御座候ヘトモ秘テ難申上、乍残念閑筆仕候、御照鑑可被仰付候、恐惶頓首、

冊子原寸 縦二三・四糎 横一六・七糎 一五枚

二二七 閣老大目付等姓名書

閣老

(本庄宗秀)
松平伯耆守

大目付

(直敷)
山口駿河守

文書原寸 縦一四 六糎 二四・七糎

御目付

(龜傳)
赤松左京

(弓次)
兵庫奉行

(則忠)
石野筑前守

二二八 対州藩ヘノ諸藩使節姓名書

追々対藩江罷越候諸藩使節名許

条公より

今程海岸寺と

申ニ下宿

幡 辺 弾 正

佐々木 将 監

櫛 田 速 男

野 鳩 一 武

青 柳 縫 殿

安 金 直 樹

松 浦 緯 之 助

伴 林 太 郎

川 辺 昇

回天隊

右同寺相宿

以上 上下十七人

長州

吉田 一
神部 遊馬
石田 次郎

和作事

野村 誠之助
福原 龜之助

右同君側より

本使

副使

兄 玉若 狹
兄 玉少 輔

同藩より

天野 勢 輔

竹田 航太郎

毛利藏岐守内

坂本 怒八郎

以上 上下八拾人

平戸より

志自岐楚右衛門

牧山 多吉郎

十九 定 衛

大村より

渡辺 半介

文書原寸 縦一五・六糎 横九一・四糎

三見 水戸尾張越前土佐幕閣等ノ京都旅館書留

覚

一 水戸殿

堀川通松原下ル町

本 国 寺

但本文之通御相對ニ而御旅宿可相成哉ニ相聞候得共

治定仕候儀ニは無御座候、

小川頭

妙 顯 寺

一 尾州殿

但本文之通御相對ニ而御旅宿相成候哉ニ御届有之候

(付紙)
「當時御在京」

前大納言殿御旅館

大手町

近衛殿下屋舖

非常御立退所

東 福 寺

二条堀川東江入町

御 屋 敷

一 松平春嶽殿

河原町三条下ル町

御 屋 敷

一 松平容堂殿

但本文之通御旅宿可相成哉ニ相聞候得共、治定仕候

儀ニは無御座候、

一 水野和泉守殿

千本御屋敷

一 板倉周防守殿

東堀川三条上ル所
御屋敷

高倉上枳敷馬場上ル

一 小笠原図書頭殿

東本願寺
抱屋敷

六角堀川東入所

一 田沼玄蕃頭殿

吳服師
亀屋栄次郎

一 稲葉兵部少輔殿

東堀川三条下ル所
瑞蓮寺

御側衆(保之)

神泉苑町三条上ル丁
来迎寺

一 室賀美作守殿

六角大宮西へ入丁
満福寺

一 村松出羽守殿

蛸薬師大宮西入丁
成円寺

同

右同丁

一 御名前不分

誓弘寺

一 御書院番頭式人

松原通西寺町
法宣寺

右同丁
長円寺

一 御小姓組番頭式人

寺町四条下ル丁
春長寺

寺町蛸薬師
円福寺

右之通御座候、以上、

文書原寸 縦一七・四種 付紙原寸 縦 一一種

横 九〇種 横四・七種

三書 在長州六卿ヨリ攘夷断行ニ付上奏

(三条西) 季知

(三卷) 実美

(東久世) 通禱

(王生) 基修

(四卷) 隆調

(錦小路)
頼徳

臣等分外之知遇を蒙莫太之鴻恩ニ浴候処、去年八月

十八日、参

内・他出等被停候処

勅命ニ違背し、脱走仕候次第

朝廷之御変事を不顧

叡慮之御深旨を茂不奉窺、国家多難被惱

宸襟候折柄、於 闕下微忠を茂相励可申之処、不束之進

退、不憚

朝憲不敬之举止、其罪不輕、

宸衷之程茂如何可被為有哉と恐縮仕候、於一同鉄鉞之誅

を茂可蒙之処、纔被止官位候段、仁恩之厚不堪感泣候、

自元攘夷之儀は年来之

叡慮ニ被為有候処、膺懲之事業難被行

宸念貫徹不致義、不堪慨歎悲憤之至、不顧身力、外夷掃

攘、尺微忠聊奉慰

宸襟、国恩万分之一を茂報度志願ニ有之候処、却而嫌疑

ニ相触、奉対

朝廷懷異心候風説茂有之候由、鄙情貫徹不仕候段、不堪

悲歎罷在候、前条之次第上京哀訴仕度存慮ニ候得共、当

節之身分、甚恐不少候ニ付、以書付奉申上候、仰願

聖明仁憐を被垂候様伏奉願候、死罪死罪、頓首謹言、

季知

実美

通禰

基修

隆詞

頼徳

臣等

勅勘犯罪之身を以、国家之大政を猥奏言仕候は、不憚

朝憲義、戰栗恐懼之至ニ候得共、攘夷之儀は外夷蛮之叛

服ニ相響、内国脈之盛衰ニ相係候事故、臣子之情分難忍

沈黙、敢犯万死、鄙衷建白仕候、抑外夷拒絕之義、去年

以 劾命不拘幕府之示令、可有掃攘之旨、御布告被為有候処、於關東鎖港談判取掛候ニ付、応接中輕拳暴発無之様、更列藩江御布告被為有候ニ付、追々攘斥之御処置可被為有と奉存候処、至今日未御実効茂不被為立、如何被為有候哉と奉窺望候処、当節大樹公ニ茂上洛、列藩参集国是御一決、膺懲之廟算被為立義と恐察仕候得共、万々一茂期限御遷延ニ相成候はハ、掃攘之機會茂被為在間敷、積年之觀念御貫徹之時無之、且人心之方嚮茂不相立、加之万民之疾苦ニ至、和内瓦解と相成候はハ、禍乱不可謂遂異賊之術中ニ陥、振古所無之大恥を被為受、 神州腥膻之汚俗と茂可相成泣血悲歎仕候、蒙昧愚陋之身、天下之重事を奉議候は多罪之至恐入候得共、区々之情難黙止、冒瀆 天尊言上仕候、不敬不憚之罪、御仁有被為垂、寸志之程

聖察不堪仰願候、死罪死罪、誠恐誠惶頓首謹言、

(裏表紙ニアリ、朱)

「甲子年 脱走公卿書」

冊子原寸 縦二八・三糎 横一九・七糎 四枚

三三 米国船長崎ニテ日本人水先案内雇入ノ件
其他

一 於長崎亞米利加船江日本水主雇入度申出候処、御免無之候ニ付、同所詰之「コムシユル」より申立候趣有之、江戶江相詰居候「ミニストル」「プロイン」より申上候趣左之通、

日本の地勢は地図ニ而も既に被知召候半、亞細亞の東に位して独立せる事、英吉利の歐羅巴におけるがごとく、国威を張行セは、東方諸国に冠たるへし、合州海に面せるを以て、軍船ヲ操練するは論を待たず、素より人性伶俐勇壯、船夫また漸く熟すと雖とも、いまた足らざる所あり、幸ニ亜国の望に応して船に駕せしめは、其身賃錢を得るのミならず、帰るの日、熟達せる船夫数人を得んこと、偏に我貴國の為に願ふ処也、今長崎「コムシユル」より申立候書翰を翻訳し、尚此情実を述ぶ、日本政府 我貴國の為に此事を述るを以て、允准し玉はんことは疑を容

ざる所なり

月日

名

一 関白殿下諸大夫より長州様江御上

一 京有之候様、宿次ニ而御沙汰ニ付、来ル廿日頃御発駕御内定之由ニ御座候、

一 長州様より 京都江数十人被差出置候付、少々之事ニ而も直ニ催進有之、既に八人之者打果之事も、姓名迄悉く相知居候様子ニ御座候、

一 関白様御亭江は姫路より警衛仕居候由、

一 酒井若狭守様御外出之節は多人数ニ而護送致し、四方

二 丁程は往来留ニ相成候由、

一 一昨日、水戸浪人一人越後ニ而被召捕候者到着仕候、

一 警固多人数御座候由ニ御座候、

右之通

冊子原寸 縦二六・八纏 横一八纏 二枚

二三 長崎ニ於テ薩藩ヨリノ依頼ニテ英商「ガ

ラバ」ノ鋼鉄軍艦及蒸氣運送船製造代価

見積書

於長崎英商ガラバ江御質問返答書

一 軍艦直賦之儀ハ、当崎滞在之士官共へ承合候処、拾六挺位ニして、左之通適宜とも可申欵、於西洋も近来大軍艦は不相用候様相成候、

一 水平線 長サ式百貳拾五フート
(朱)三拾七間半

一 甲板 長サ式百四拾五フート
(朱)四拾間五尺

一 幅 四拾フート
(朱)六間四尺

一 三百馬力ニ而千五百馬力之功ある機関

一 壹時ニ拾貳里余之舟行
(朱)我船時ニ拾貳里余

一 船積 千七百噸
(朱)我噸ハ我千六百八拾斤

一 大砲并要具不相添

(付紙) 一 本文之外、大砲并要具等之代、洋銀凡三万ドル位も御

用意相成候ハ、充分ニ存申候、
(朱)「壹万七千兩位」

一 但大砲之大サハ拾貳ポンドより四拾ポンド位迄之元迄
(朱)

砲なり」

一 水平以下は厚サ壹寸余之鉄板を以建立候、水平以上は六部位之厚サニ候、

一 当時新發明之鉄軍艦

一 代洋銀式拾万ドル(卷「拾万五千兩位」)ラルより式拾壹万ドル(朱「拾式万兩位」)ラル迄、

鉄価ニよつて相異候、

一 建立日数拾壹ヶ月余、

一 是迄軍艦は木船を以要し候処、亜国戦争中、一種之着発弾を發明せしより、木船は焼火を不免かゆへ、尔来軍艦は鉄船を好ニ到れり、依之右新發明之鉄軍艦ニよつて取調申上候、

一 蒸氣運送船 壹艘

一 長サ 四拾間位

一 積数 千噸

一 百八拾馬力より式百馬力迄

一 代洋銀拾万ドル(卷「五万八千兩位」)ラルより拾壹万ドル(卷「六万四千兩位」)ラル位迄

一 建立日数五ヶ月位

文書原寸

縦一四・五糎

付紙原寸

縦一四・四糎

横三九・三糎

横四・八糎

一三三 肥前閑叟ノ上京事情

熊本藩及外夷事情

一二五三ノ一

肥前閑叟公御国触

此節長藩及暴動、朝敵之姿ニは有之候得共、誅伐之儀ニ至候而は、決而不可然、外患中彼術中ニ落入る而已ならず、公武一和攘夷大義ニ難至、就而は、公卿間ニ周旋不叶は、拜

天顔、乍恐御諫言可申上、御国是一定、御上京被遊候事、

右御国触、於肥後手ニ入、内々書寫置申候、尤肥後

ニ而ハ外見を秘し罷在申候、

文書原寸 縦一八糎 横四三糎

一二五三ノ二

記佐賀老公之事一則

前月某日、佐賀老公發国上京、借途於肥後、本月朔來宿熊本、(細川鷹司)熊本侯迎入居館、談話數刻、日以繼夜、然而談未

嘗及天下之事也、熊本老臣長岡監物・小笠原信濃、嘗識老公之為人、故慮有意外之策、共進曰、方今天下多事之日、幸公上京、必有深叵遠算、在臣等願、得与聞其說則幸甚、老公曰、否々寡人固淺見寡聞、加之封疆辺僻、不通四方之事情、豈得尽力天下之事乎、唯將伺天氣、答賜内

勅之恩而已、更無他意也、遽喚酒促興、於此監物・信濃失望、唯々而退云、

文書原寸 縦二八・六種 横四〇・五種

一一五三ノ三

記熊本事情一則

熊本良公子今春退京以來、更復不言天下國家之事、唯集奇禽啼鳥數十百翼、玩之愛之以為娛樂、其狀頑愚、亦不

可堪、一日藩士庄村助右衛門者出而聞事窺、壁間粘七絕詩、曰、長松樹上杜鵑啼零雨濛々疇可掣欲煎青梅話前史南山雷動暮雲西其意可知云、然而近況八代城主長岡佐渡、頗取本藩俗吏之心、而離間当公及兩公子之親、動則挫志士之說曰、抑細川之封国也、抑薩之強藩而為不使薩得志也、如何則我祖曾受幕府云々之委託、祖宗之詒謀今猶不可忘也、而方今却親倚於薩周旋、天下之事者亦何意乎、以往絕薩之親睦、割拠自国宜不如此勤

王之事而窺覬薩之動靜、議論紛起、偶雖有薩之信、息中間壅塞者亦不少焉、於茲良公子奮然建議說当公、当公悔悟立、貶斥国老松野亘・大木織部・藪凶書・大監察朽木太仲・用人堀部助左衛門・番頭津田平助・奉行藤本常記其他京都留守居及物頭等數十輩之姦吏、而断然一新国議是以志士人々奮躍歎嬉、大得展鬱懷云、实是良公子之力也、良公子者深倚頼我之

中将公、而忌惡肥之閑叟公最大矣、故本月某日、閑叟公訪過之日、亦即称病避其面議云、

一二五三ノ四

記衷情一則

本歲本月某日、魯西亞國之水師提督帥軍艦三艘來泊崎港云、從上海焉、鎮台長門守日馳輕舸、面議屢焉、而世人不知其何謂、百疑千惑、或云、水師提督患疾病、蓋上海之風土不可養病故來、又或曰、有深意來、巷說紛起、無足為証者、然而先是英・仏・墨・蘭之四各國、偶有事於長崎、終達於橫浜、謂政府曰、以攝海兩港之地欲為互市場、政府苟不許、則直將乞

帝都、事甚切迫、人心不穩、魯遙聞之、來謂鎮台曰、抑英・仏等四各國初乞互市曰、日本政府固持旧典未敢許魯國周旋說曰、方今形勢不可徒止、苟不肯則大患生於目前、敢乞、幸許之、於茲決議事遂成矣、今也攝海開港、實日本之危急存亡也、不可不察、如何則內有長藩不廷之憂、外有各國訂盟之乞、事已迫於此、魯國固有隣交同

盟之義、不忍傍觀袖手也、故攝海開港許否之議、苟是委我、則必變縱橫、詳說時情、切論形勢、懇々諄々、論於四各國、各國苟不肯、則以軍艦十二艘配當、四各國交戰於日本海上、義以不可廢、信以不可失、而可不使其憂敢蒙日本也、亦不可乎、故幸乞、鎮台以此言告政府乎、實此魯國之忠告也云、蓋此流言雖出世俗之臆測者、天果使人言者乎、噫、

文書原寸 縱二八・六糶 橫四〇・五糶

一二五三ノ五

記衷情一則

熊本藩士庄村助右衛門者客長崎、一日訪墨人羅宇良羅宇良善語者、閑話於一亭、羅宇良慨然謂庄村曰、方今為日本之急務者何以為先、敢聞其說、庄村曰、在富國強兵、而富國強兵之策必在乎、張海軍盛互市而橫行海外補修徑內而已、不知足下之所觀、如何、羅宇良沈吟不言、庄村進乞問其說、又不言、己而與屏相与婦、終達羅宇良之門

羅宇良請庄村於己之亭而謂曰、日本之急務雖在富國強兵、此所謂第二、第三乎、如何則魯国之舉動不可不察、

大坂藏本弘総

本

一金四万千八百七拾四兩貳朱

右万納本

一同四拾壹万八千七百貳兩壹步壹朱

右砂糖代

一同五千貳百七拾壹兩壹朱

右米御用替ニ付古米御払代

一同壹万四千四百拾六兩三步貳朱

右生蠟代

一同三百八拾四兩貳步貳朱

右鬱金代

一金四百拾九兩壹步

右櫓木代

一同貳千三百貳拾七兩貳步三朱

右雜紙代

一同五百六拾貳兩貳步三朱

日本之急務云、
日本第一之急務云、
害之策也、是即為
日本必蒙各國當戰之弊、誠可厭惡也、故預須定、不受其
害之策也、是即為
日本第一之急務云、

文書原寸 縦二八・六糎 横四〇・五糎
(但、一二五三ノ一号ノ五号文書ハ一綴リ)

三番 大坂藏屋敷収支決算書

(表紙)
「子年中

右明礬代

一同老兩沓步貳朱

右朱粉代

一同貳百拾兩沓朱

右新製明礬代

一同拾万貳千五百四拾沓兩三朱

右古金御練登相成雜金練替本

一同九拾兩貳朱

右御貸家賃

一同三千五百九拾九兩三朱

右御付届向其外手形払難相成、通帳を以相渡置候株

返入本

一同八万五千百兩三歩

右当座払返入本

一金貳千百拾貳兩貳歩

右当座預本

一同貳千三百七拾沓兩沓朱

右商荷砂糖代銀ニ相掛三部銀

一同六千四拾九兩三歩三朱

右新製砂糖代

一同八万四千貳百五拾兩貳歩三朱

右御借入本

一同六百拾三兩

右新製砂糖代ニ相掛御礼銀

一同六千百三拾三兩沓歩

右御手山御産物代

一同四拾五兩貳歩三朱

右秋葉社方納

一同五千貳百兩

右御内用下り

一同千六百八拾七兩三朱

右亀甲腹皮代

一同沓万五千貳百七拾貳兩貳歩三朱

右牛馬皮代

一金七兩貳步壹朱

右別銀方

一同三拾三兩三朱

右近江屋権兵衛預銀之内、年賦上納

一同老万三千九百四拾老兩壹步三朱

右紅花代

合金八拾老万貳百拾九兩貳步

外ニ拾九万貳百兩壹朱

右亥年残り

外書迄

合百万四百拾九兩貳步壹朱

払

一金七万六千六百八拾三兩三歩

右江戸御統

一同六拾六兩壹歩

右同断ニ付、為替失脚賃

一金拾七万三百貳拾五兩貳朱

右京都御統

一同四拾九兩壹朱

右同断ニ付、為替失脚賃

一同五拾九兩壹歩三朱

右

貞君様御上京方払

一同老万六千兩

右

二丸御統

一同六千貳百四拾兩三歩

右

中将様御上京方払

一同六千貳百八拾兩貳歩三朱

右御内用上り

一同貳拾万五千八百貳拾九兩壹朱

内古金繰替之雜金込ル

右御国許御下金

(付箋)

一本文外ニ

子十月

壹万兩

丑二月

壹万兩

右御内用金之内より

御下相成申候

一同七千六百六拾六兩三步式朱

右万御賄料

一金千九百拾七兩壹步三朱

右持夫并繼馬賃

一同貳百八拾三兩貳步三朱

右繼駕籠賃

一同千七拾五兩貳步三朱

右小倉・鶴崎船賃

一同五万六拾四兩三步壹朱

右万払

一同三千五百三拾貳兩貳朱

右御買入品代

一同三万四千八拾七兩三步壹朱

右御国許向々御用品御買下代

一同千六百三拾九兩

右御作事方御用品御買入代并諸職人賃錢

一同三百四拾八兩壹步

右御合力銀

一同五百三拾九兩三步

右四御屋敷ニ相掛町役銀

一同五千七拾六兩壹步式朱

右万口錢

一金百六拾七兩貳步壹朱

右秋葉社方払

一同四千百九兩貳步三朱

右御付届向其外手形払難相成株通帳払

一同拾貳万四千五百五拾三兩壹朱

右当座払

一同七千五拾兩貳朱

右当座預払戻

一同四百貳拾八兩貳步

右町便賃

一同五千四拾七兩貳步老朱

右御出入之向江被成下候御扶持米代

一同四万九千三百拾六兩貳朱

右砂糖其外積船運賃

一同老万貳千七百八拾四兩貳朱

右紅花方通帳払

一同六千七百六拾老兩老步

右御手山方通帳払

一同老万五千四百三拾四兩貳步老朱

右牛馬皮方通帳払

一同七千七百九拾六兩老步

右蒸氣船御用品御買入代并雜用金

一同貳百八拾貳兩老步老朱

右新製明礬方通帳払

一同六万三千六百七拾七兩老步老朱

右御借入銀御返銀并御割渡払

一同四千五百八拾六兩貳朱

右米御買入代

一同千六百八拾七兩三朱

右亀甲腹皮代通帳払

一同三拾兩貳步

右別銀方払

一同老万五千三拾六兩三歩

右御内用品御買入代として、琉球産物方御用聞村田

一郎兵衛江相渡候払

一同四百三拾八兩老步老朱

右御用物積并上下人数江御借渡之淀川船賃

(付箋) 一此株九月より別段ニ取分申候付、正月より八月迄之払は万

払ニ相込申候」

一同四百六拾四兩貳步

右奥上り

一同貳万貳千百拾三兩壹步貳朱

内貳万兩現金積

右兵庫御警衛、長州御征伐等ニ付、守衛方万払

一金老万千八拾九兩

右新製砂糖代御下渡

合金九拾四万百貳拾兩貳朱

差引

六万貳百九拾九兩壹步三朱 残之賦

右之所ニ

五万八百三拾八兩三歩 現残

内

四万八千三百八拾六兩壹朱御物方之分

(付紙)

一御蔵入払過半銀ニ而御座候処、子年中相庭并直を以、

金ニ相直申候付、本文通違目相成申候、尤現残之儀

も、銀は十二月中之并直を以、金ニ相直申候付、為

御見合張紙仕置申候、

冊子原寸 縦二八・三種

付紙原寸 縦一四種

横二〇・八種 十枚

横二二種

三臺 京大阪方面ニ於ケル米売捌ノ件

積越之米価

一越後米 千貳百六拾石余

一柳川米 千四百石

今日相場

大坂老貫五六拾目

金相場百貳拾匁内外

京師ニ而

老貫貳百目内外

金相場同断、金ニシテ拾兩位ニはやり付可申候、

右之通御座候間、京師へ差送候筋ニ、昨日より用意仕

置申候、尤越後米ハ老石ニ付六兩壹朱半ニ而買受置、

柳川米ハ七兩壹步貳朱ニ相当居申候、拾兩ニ相捌申候

ハ、五千兩余ハ正利潤御座候賦御座候間、此段を以御国許整財局へ御咄置被下度、越後米も柳川米も大概同様之向ニ御座候、

文書原寸 縦一六・五糎 横五二糎

一三三 綿船賠償金其他汽船大砲等買入見積金額

一金三万兩

一洋銀三万枚

右御拝借

一洋銀六万五千枚位

右製鉄所より御申請相成於下之関焼失ニ及候蒸氣船

代

一本文六万五千枚ハ老万両も御上納ニ而、残りハ御用

捨御願相成候は、随分御済可相成哉ニ御座候、

一同式拾五万枚

右阿蘭陀江御詔相成候蒸氣船并機械代凡賦

一同六万枚

右金山水揚道具凡賦

一同拾万枚

右白砂糖製法器械四組代凡賦

一同式万五千枚

右大砲其外追々御注文相成候諸品代凡賦

ノ洋銀五拾三万枚

金ニシテ三拾老万八千兩

合金三拾四万八千兩

文書原寸 縦一四・四糎 付紙原寸 縦一四・二糎

横六九・一糎 横一〇・七糎

二三三 伊達伊予守覚書

久光公加筆

公武一和其他ノ件

一甲子年 伊達氏 覚扣

随思随記之条々

○皇武真之御一和御合体之眼目、君臣之分を御正し

朝廷御尊崇之御誠敬を被表度事、

○鳳闕之結構

○泉涌寺淨掃

○当路之諸卿、当分雜用料御渡相成度事、

○学習院改制、親王御始実学御勤励之御処置有之度事、

○後見総裁・京都守護等之進退へ、時々可達 天聰事、
以上幕府より御勤之条、

○挽回中興之鴻業

皇武御判談不可拔之大基本、確乎被相定、明了詳悉之

御布告有之、天下人心得所向、仰候様有御座度、

○総而、反正撥乱之際之如、繁雜鄭重之事件ハ御破却、

簡易質実ニ御変格相成度、

○堂上江武家陪臣等出入之儀御禁制、尚又御行届有之度事、

○長州之御処置
(此二条、一事ニ出候方よろしき歟)

○浪華港始、充実予備砲台・軍艦等手当、都而官ニ而御

世話有之、各藩備禦之大砲等、製造場築製、所望之砲

礮、以元価御渡相成度、尤洋夷之砲艦取入可申事、

○各国の要津へ、其国主々々より手当勿論之事、尤時々幕府へ御催促被仰出度事、
以上皇武御論次可相成条、

○大樹公、兩三年御在坂、被擁

天上、控御天下、令を四方へ被下候へ、一新更張之

大業も可奉期企事、

文書原寸 縦一六・七糎 横八四・七糎

三六 常陸宮御作二首

常陸宮御作

承天隣接壯觀開 此日登臨称快哉 十二街頭似棋局

滿城瑞靄入簾来

滿城瑞靄入簾来 列嶽東西護紫台 九十春光未周返

積陰猶看北山隈

右登臨島津羽林京邸高樓二首

文書原寸 縦一六・五糎 横二五・一糎

三五 將軍家茂ヨリ朝廷へノ御請

去月二十七日拜見被

仰付候

宸翰之

叡旨は

御即位以來

皇国之災禍ヲ悉ク

聖躬之 御上ニ 御反求

被為在候

勅諭ニテ、誠以恐惶感泣之至奉存候、情幕府從前之過失
ヲ自反仕候得は、多罪之至奉存候、臣家茂不肖之身ヲ以
徒ニ重任ヲ辱メ、紀綱不振、内外之禍乱相踵キ、頻年奉惱
宸襟候而已ナラス、去春上洛之節、攘夷之

勅ヲ奉スト雖モ、其事実遂ニ難被行、横浜鎖港之談判ス
ラ未タ成功之期限モ難量折柄、再

命ニ依テ上洛仕候上ハ、極メテ逆鱗ニ触レ、敵譴ヲ可相
蒙は素ヨリ覚悟仕候処、意外之

宸賞ヲ奉蒙候而已ナラス、至仁之

恩諭ヲ以、臣家茂并大小名ヲ赤子ノ如ク御親愛、将来ヲ
御勅誠被為在候条、臣家茂一身之上ニ取り、海岳之

鴻恩、実以可奉報答様も無之候、自今以後、万事之旧弊
ヲ改メ、諸侯ト兄弟之思ヲ成シ、心力ヲ合せ、臣子之道
ヲ尽シ、勉テ太平因循之冗費ヲ省キ、武備ヲ敵ニシ、内
政ヲ整へ、生民ヲ蘇息致シ、摂海防禦は勿論、諸国兵備
ヲ充実仕、洋夷之輕侮ヲ絶チ、砲艦ヲ敵整シテ、遂ニ膺
懲之大典ヲ興起イタシ、御国威ヲ海外ニ輝耀スヘキノ条
件等弥以勉励仕、乍恐

宸衷ヲ奉休態度奉存候事ニ御座候、乍併膺懲妄举仕間敷
トノ

叡慮之趣ハ、堅ク遵奉仕、必勝之大策相立候様可仕奉存
候、尤横浜鎖港之儀ハ、既ニ外国江も使節差出候儀ニ御
座候得ハ、何分ニモ成功仕度奉存候得共、夷情も難測候
得ハ、沿海之武備ニ於テハ、益以奮発勉励仕、武臣之職
掌固守仕、大計大議は悉ク国是ヲ定メ、

宸断ヲ奉仰

皇国之衰運ヲ挽回シテ、外ハ慢夷之胆ヲ吞、内ハ生靈ヲ保テ奉安

叡慮、上ハ

皇神之靈ニ報ヒ奉リ、下ハ祖先之遺志ヲ継述仕度奉存候、是則臣家茂之至誠懇禱ニ御座候、依之此段御請奉申上候、臣家茂誠恐惶頓首謹言、

臣家茂

御請

文書原寸 縦一七・三糎 横一三二糎

三六〇 伊地知正治ノ長州兇徒処分意見書

「兇徒罪条」

合二通

二二六〇ノ一

(端裏朱書)

「甲子 伊地知」

長州罪惡滔天、万人同心相惡居事ニ御座候得共、元

来彼等攘夷之儀、奉

叡慮候との心庭有之、(底)殊ニは此節ニ至り候而は、四

海へ独立ニ而、勢日ニ差迫り、所謂急寇之暴兵と相

見申候得は、今是を制セむニは、我廟策之条理を正

し、彼か一致之情を抜き、名正敷人情ニ的中仕候様

の御所置相付候ハ、勝算我ニ有之欤と奉存候、其

次第、

一 公武御合体、在京之列藩既ニ御同盟之上は、在国之諸

侯ニ茂其意を被 仰達、三十日を限り否可申上旨、御

発相成度段は、先度茂申上候通ニ而

朝廷・大樹公之定論を天下之万民ニ安堵セしめ、其砌

長州ニ茂同断被仰下、扱長門守父子并長府・徳山・清

末・吉川等へ挾從之七卿奉帰京候様被仰渡、且暴論兇

徒之罪を、別紙之振合ニ而御教へ、急と所置可相付、万

々長門守父子江御構有之候儀ニは無之間、若彼兇徒等

主家を挟ミ、乍此上如何之取計於有之は、弥長州家之

為不宜敷候付、申合セ、速ニ所置可相付、若手ニ余り

候ハ、隣国之列藩へ加勢申付候間、返スく茂、上は

皇国之御為、下は主家之為を思ハ、速ニ手を下候様

被仰付度事、

一 相集居候浮浪無頼之輩は、無御構候付、生国等承届可申出、左候得は、自然穩便之御所置可有之段被仰付度奉存候事、

一 其砌、長州近国・四国・西海迄、大藩十頭位へ金子拝領被仰付、万一長州暴論浮浪之兇徒不奉

叡慮、長門守父子へ差迫り、悪事於巧出は、速ニ討伐之用意ニ而、可相待旨被仰付候事、

一 長州家近親之諸侯并阿波・因州等より茂、此節は長門守父子へ、屹と

勅意奉戴之様、可相諭旨被仰付度候事、

一 右通

勅意ニ而、御取計御座候ハ、多分は承伏ニ茂可相成欵、若頑愚偏固、不奉

勅意候ハ、彼兇徒征伐之為ニ、(松平直克(慶喜))川越・一橋等兩将ニ而、兼而用意之諸侯ニ而、海陸十方より同時ニ攻込候ハ、内外一時に勝利と奉存候、

一 其時長州類家并臣民一同へ、右通子細ニ付、各ニ能々致尽力、兇徒打留候而、毛利家之滅亡不相成様勉勵候様被仰下度候事、

一 兇徒之内ニ茂、不得止被挟徒たる者は勿論、譬へ暴論

無頼之巨魁たり共、悔悟帰順之輩は、死を免して令為良民へき旨、能々 仰諭相成度御座候事、

文書原寸 縦一六・六糎 横一六六・三糎

一二六〇ノ二

(端裏朱書)
「甲子」

長州兇徒罪条

公武御合体、醜夷征服は多年之

叡慮ニ而、長門守父子尊攘之主意は、感 思食候、然処曲説暴論輩、私之権位を貪り四方ニ奔走、浮浪無頼之徒を催、公武之御間を如何ニ申成し、頻ニ無策之撰夷を急キ、詭妄暴卒、奉迫堂上列卿、無理ニ

(端裏付箋)
「伊地知正治氏書」

勅書等取拵へ、剩大和之行幸を唱へ、都下之騷動不一方

終八月十八日之時宜ニ至リ候処、御免之御堅場不引去、

禁裏方へ大砲押向罷居候事、

一京師退散之砌、七人之列卿脇從罷下り、動は私意を

勅意と申偽候事、

一右等之不都合ニ付、時之閑白退役相成、暴論輩之罪、

弥相重候事、

一皇国ニ而攘夷と唱候手初、無備洋夷之買船を打候事、

堂々たる

皇国之武名を穢に相当り、其後彼か兵船僅一二艘ニ対

し、毎度ニ見苦敷致敗走、

皇国之大恥、敗軍之罪不輕候事、

一其後、嘆夷之兵船相見候節は、恐懼不砲発、弥

皇国之侮を外夷ニ受候事、

一幕府之船を打、幕役人を殺候事、

公武御一和之

叡慮ニ背キ、海賊ニ均敷大罪候事、

一無故薩州之通船を焼打候儀、右同断之事、

一小倉領其外へ乱妨非分候事、

一近比陸地他領堺へ砲台を構候儀、直ニ叛形ニ相当候事、

文書原寸 縦一六・六釐 横一〇五・八釐

一三二 近衛忠房卿より島津大隅守殿及松平修理

大夫殿へ

小松帯刀上京の件

(包紙ウツ書)

島津大隅守殿 書添

松平修理大夫殿 几下

忠房

(付巻) 元治元年欵

別紙申下可給」

別紙ニ申入候、呉々帯刀掃国之儀ハ困り入候、近頃ニ而

ハ一橋より帯刀を厚依頼之様子ニ而、彼是相談等も在之

候事ニ候へハ、旁帯刀在京ニ候へハ、惣体之都合ニも宜

敷、旁是非急速登京御申付、分而御頼申入候事、

大乱書、御免可被下候也、

(島津久光)
大隅守殿

(島津茂久)
修理大夫殿

〔本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第六〇号

文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦 一七種 包紙原寸 縦 三一種

横三五・七種 横四二・五種

二三 島津淡路守より島津久光公へ

参府延引願之件

歎願書共二通

(包紙ウツ書)
「中將様

御小姓中

島津淡路守

封

一二六二ノ一

改年之御吉祥不可有尽期御座奉存候、先以益

御機嫌能被遊御超歳候御儀奉恐悦候、然は先般從江戸参

勤之儀并家族出府之儀、又々以前之通被仰出候処、愚考

ニ而は是迄之御趣意齟齬仕、乍恐御筋合之処、如何可有

御座哉と奉存候、右ニ付而、乍恐別紙之通奉伺、又ハ奉

願、或は奉呈上度、依之年始早々奉恐入候得共、家老樺

山舎人差出、何卒可相成候ハ、乍恐御目通極内々被仰

付被成下候得は難有仕合、左候而、得と奉申上、且

思召之程も奉伺度、実ニ此度之儀は、

皇国之大事件ニ而難捨置時節と奉存候、然は何卒今一応

敵敷被仰上度、乍恐奉存候ニ付、不憚御別紙奉申上候、

若其儀難被遊候御儀ニ候ハ、何卒歎願書之通、被成下

候様奉願候、此段乍恐奉申上度如斯御座候、恐惶謹白、

正月二日

島津淡路守

忠寛

中將様

御側ニ而

文書原寸 縦一七・八種 横四九・八種

一二六二ノ二

此度之御沙汰ニ付而は、私ニも参府可仕筈之処、去秋以

来持病之疝積足痛ニ而、参府難仕御断申上候処、当春ニ

も相成候而は、余延引ニ差及候故、押而参府可仕存候得共、内実は外ニ申上候通、勝手向礮と差迫候処、此度之御沙汰ニ而は、猶又当惑仕、殊ニ方今諸物之価沸騰致、長途之旅行は勿論、江戸詰中其外上京も仕候得は、諸事之用途、自力ニ難及と心配罷在候、併是非参府不仕候而決而不相濟御訳柄御座候得は、領内挙而之力を費し候ハ、可成ニ相整候儀も可有之候得共、左候而は、家中扶助も絶候儀必定ニ而、歎敷次第ニ御座候、然は何卒当丑ノ年中難洩之訳を以、参府御猶予被成下、来寅四月、順年之通、参府候様被仰出候得は、難有奉存候、敵敷省略仕、可成と参府整候様々仕度、併此儀は自力ニ難及、是非御願添被成下候様奉願度御座候、万一右願御許容被遊兼候得は、是非蒸気船拜借仕度、左候而、品川海岸迄乗付、上陸仕度奉願候、此段願之通被成下候得は、当四月、御暇順年ニ付、其前暫時参府仕、無程御暇出候様仕度、前文御願添御出来被遊兼候得は、右之段、願之通被仰付下候様偏奉願上候、

二三 水戸浪士拳兵ノ顛末ニ付柴山良助聞書
(表紙)
「上」

爰許事情承合候形行、左ニ奉申上候、

一爰許格別交替仕様之儀無御座、幕向之事日増と人氣ニ悖戻仕候様之儀而已ニ而、今日言路ハ甚しく壅閉仕り、有志人之上、何事も手指す事ハ不罷成、頓と当惑仕り果候姿ニ而、当分上書建白等御座候向之事も、更々無之筋ニ被相伺申候、諸藩有志之上、誰ニ面会仕候而茂、大方同情なる訳ニ而、何分今成ニ而は、朝廷之御決議ニ依て、幕役御切替之処第一と申説、專なる様被相聞申候、併ながら未長州之事御結局不相付、先相見合候様之氣風ニ被相伺申候、一御国ニ対し幕府之御嫌疑被為在候様之儀、閣老辺は余程相解居候筋ニ被伺申候、尤牧野侯等之処、此節之御

金拝借御願立ニ相成候上ニ付、彼是御懇切之御事ニ被
伺、此等之儀は御筋々委細御申上ニ相成筈と奉存候、

一当分閣老方之上、何方ニも善悪を不論、碌々之議論ニ
而、大方奥御右筆・御勘定奉行等之処より議論相立候
事多く御座候由、左候而、御政談之御席、只平安無事
ニ被為在候処、第一御都合と申事も承及申候、

一水府表此度之一条、以前より之次第を申上候得は、種
々次第も有之、入組居候得共、大意ハ此迄水府国内、

党派相分、鎮論即チ正議・激論・奸論と三ツニ相成居候処、

激論之末派、僞暴過激ニして、大平山之事を発し、右
ニ准し、国内茂名を攘夷ニ佗し、押借強豪奪甚數ニ付、

弘道館諸生等、其佗ニ指置難きとて、岩松に会し、夫
より中納言殿江論建可致とて致出府候処、奸家も其間

ニ雷同して雑居候を、其内より中納言殿撰ひ用ひ、鎮
論をば黜候ニ付、夫ニテハ却て国之混雑とも罷成と
て、国ニ残候鎮論之徒一同出府、諫争を尽し候得は、
激論も跡より罷出、小金駅江集り申候、右ニ付、中納言

殿奸を退け、国江下シ候ニ付、鎮論之徒茂先下り申候、

然処、水戸領中郷民其機ニ乗し起り、至此迄郷中之者

激論等へ出入致し候者とも、皆大平山賊徒之徒なりと

て、其宅を打壊り候事をいたし、水戸領中凡三千軒茂

打毀て申候チ欺て、一種又別ニ混雑を生し、水戸大騒動と

も相成候ニ付、中納言殿罷下取鎮候外無之と申事ニ相

成り候処を、先連枝松平大炊守様目代として万事委任

致し、家老始役々付添指下候間、大炊頭先小金に集り

候者を誘ひ、一同引連罷下り申候、扱小金駅ニ集り候

者は雜駁ニて諫争之為ニ罷出、松戸御閑所通兼、留り

し者も有之、又大平山江出入之者も有之、又ハ武田伊

賀守儀慎申付罷下候処、奸家無体ニ之を殺さんと致候

ニ付、之を避て罷出候て一同ニ罷在、又右之通り鎮激

奸坏、論茂各変り候得共、一同出府ニ付、家老・番頭

始メ、夫々諸役人右鎮撫として、被命罷居候者も有之

候、然処大平山之徒は賊徒同様之所業茂有之、有志之

徒江は入れ不申、武田之儀も、法憲ニ触れ在候衆論不

許候間、大炊頭は右二党をは御断、同道致さず候処、大平山之党ハ自分罪を知り、水戸領内ニ起り候奸民を伐て罪を贖ひ申度杯、歎願茂有之候事之由に候、扱十日、大炊頭水戸城外江着之処、城中より申聞ニ、大平山之党茂同断ニ相聞候ニ付、城中入口にて人数を調べ候て入城相成候様とて、掛合最中、過激之党より発炮ニ及び、大炊頭城内之徒物分ニ相成り、互ニ相拒打候処、同士戦争と相成候処、奸家勢孤ニして、公辺并諸家之人数を援兵といたし、城内江繰入れ候ニ付、大炊頭は公辺を憚り、那阿湊江扣居候処、遂ニ大御人数ニて、御取囲ニ相成申候、尚又其節公弟左衛門佐京都ニて卒去、葬相濟、神主を水戸江下し候処、道中混雜ニて、折悪日数相掛り、右ニ落合候ニ付、此又城中江入ル事不能、其供之者神主と共に一同那阿湊ニ罷在申候、右ニ付、右田内之人物は鎮論ニ而、諫争之為出府之者も有之、鎮撫之為公命ニて出府之者も茂有之、公命ニ而大炊頭付添之者も有之、城中より大炊頭迎として罷

在候者も有之、左衛門佐神主之供茂有之、大平山并武田之党も有之候、乍去大平山等之徒之外は無之候間、去月廿三日自首仕候事ニ御座候、然処其以前大炊頭并付添之家老等一同、城中江罷出候処、御吟味も無之、四十人余一同ニ死刑ニ被仰付次第にて、自首之者は、公辺江御敵申上候儀は無之、尤其内には不法之徒茂少しハ可有之歎難計候得共、十ノ八九は無罪之徒ニて、第一有罪之徒は脱走仕候事ニ候間、何卒御吟味之上、明白至当之御処置被成下、一命は御助被下候様仕度候処、奸家後難を恐れ、密に公辺江讒訴之故にも候哉、不殘死刑可相成御模様有之、誠ニ以痛心至極に奉存候、右之内ニは正義公論、至誠良実、誠ニ以可惜人物も余程有之、第一余り御情なき御次第ニ奉存候、從來之御制度、匹夫老人を死刑ニ処ニも

天朝江奏聞之定に被為在候趣、兼々承及候処、此度之御事情如何ニも切迫仕、此地ニ而尽力仕候てハ、とて

も届き合候杯無覚束候ニ付、何卒御周旋を以、急速
京都江申上ニて早々京師より兎角右刑は猶予いたし置
候様との御沙汰御座候様、御尽力被成下候様奉歎願候、
以上、

十一月

右水藩之鈴木安之進と申者より極密ニ山本龍次郎
と申者江頼遣候書取ニ御座候、

一水府一条聞及候、大略左ニ申上候、今度湊御殿より降
人と相成罷出候榊原新左衛門等、四百八拾人之者ハ、
根源鎮論之者ニ而、武田耕雲斎列とは別論之者ニ而、
決して討手御差向候訳ハ無之儀弁白之為ニ罷出候者ニ
而有之候処、当時水府姦党より權を執り候故、榊原列
を生し置候而ハ、後日如何之変生し候茂難計、悉く死
罪ニ被仰付候様、姦党巨魁鈴木石見守・市川三右衛門
・近藤儀太夫等、幕府姦吏江申出候由ニ而、四百八拾
人如何相成可申も難計候得共、先当時之処ハ、急々死
刑ニ被仰付候形ニても無之候、将又水府姦論よりハ、

一橋公京師江御滞留御座候而は、猶又激・鎮之両家、
勢を得候茂難計と大ニ氣遣居候故、近来水府姦論より
一橋公御用人河村為之助と申者と相企テ、右川村、阿
部(正)閣老江罷出、讒言仕候ニは、一橋公水府之与九郎丸
御養子御取組之御思召御座候得共、一橋公は御年廿八
歳ニ付、右通御壯年ニ而、御養子被為濟候儀は、只今
迄御見合ニも無之事ニ而、於

公辺御聞濟無御座様と申上候ニ付、阿部閣老御不審ニ
而、河村同僚之者御召出、廿八歳位ニて、一橋家御養
子之御見合ハ無之哉と御尋御座候処、以前廿三歳にて
御養子被遊候見合も有之、殊ニ近来不容易時節柄御取
急ギ被遊候と申上候由、然処阿部閣老中不勤之節、右
河村何方ニ取入候欤、大樹公思召ニて、一橋養子之儀
見合候様と被仰出候由、右讒言之趣意ハ、一橋公余九
郎丸様を御養子被遊候て、一橋家を御讓被成、御自身
ハ將軍と御成候御謀と申事之由御座候、

右承合候形行、此段御届申上候、以上、

丑正月三日

柴山良助

冊子原寸 縦二七・五種 横二〇種 八枚

三六四 山階宮晃親王ヨリ島津中將殿へ

年賀状

(包紙ウツ書)

一島津中將殿

玉机下

晃

(封紙ウツ書)

一島津大隅守殿

玉机下

晃

正月七日

恐々謹言、

安福、御超歳祝事、如家例愈々目出度、相濟候哉ト令南
山万寿候、晃無為加年、乍憚御安慮儀候、此一品一向珍
不有候得共、不相替年玉之印迄ニ令進上候、尚永日ト令
省略候也、

文書原寸(折紙) 縦一七種 包紙原寸 縦二九種

横四九種

横三八種

三六五 吉井中助ヨリ西郷養田へ

久光公上京ノ件

尚々、別封乍御面働御願申上候、

御離袖已来、愈御堅固御上

京、直ニ御下国之由珍重ニ奉存候、小子ニも去ル十八日
東武相発、同廿三日上着仕候、訳ハ 春嶽公当月廿二日
御乗舟之段、島田近江より為知来、直様越邸江差越面会
巨細引合申候処、愈其通相違無之、御上京之上、

三郎様御上洛御待之筈御座候間、猶又、其処尽力相頼ト

新春之御慶不可有際限候、

餘々宜々希入候也、

天朝御静謐、文武無事、愈々令恐祝候、随而貴朝臣益御

春寒御自愛專一存候、乍筆末修理大夫殿・凶書との

・備後との新年之寿伺申入度候間、御一声希入存候、

於当地小松以下各々無事ニ候、併井上以下各々精仕

候間、御安慮被存候、旧臘は毎々懇志忝存候、不変

の事ニ而、上京いたし候間、左様御承知可被下候、関東表之儀へ、其以後為何事も無之、至而静謐、当地之儀は少人数之上、旁御用も多御座候間、似合之周旋も仕候合御さ候、

一今度

三郎様御上京之義、実以御一大事之御場合、中々一通之御手当ニ而へ、御危殆千万、甚奉懸念候、訳は御案内通暴論烈ク御座候間、何卒敵重御手当被為在、御張出被遊度、頻ニ奉祈候、深ク御承知之事、直々御見聞之訳御座候間、何卒御尽力奉願候、江戸表より中山氏江独断を以申改置候趣も有之候、おのつから御聞取相成、御一笑も為有之筈奉察候、先は其後之形行荒々申上度、如此御座候、不遠御出張可相成候間、其折御直話可申上候、恐惶敬首、

正月廿四日

吉井中助

文書原寸 縦一六糎 横一三糎

三六 長岡良之助殿ヨリ島津大隅守殿へ

天下ノ形勢ヲ論ズ

(包紙ウツ書)
「島津大隅守様
御直披

長岡良之助

緘

御承知ニ候は、
貴酬ニ不及候、

旧臆念八於営中禿筆相認、微衷之趣乍汗顔縷々申上候処、速ニ貴酬被成下、別而辱拝読仕候、如論春寒未退兼候処、益御堅剛奉恐賀候、扨幕吏老奸等之件々申上候処、御同意之旨、付而小子登京仕、第一黃門卿之御心腹御水解被為在候様、且万死を以て、皇国之尽力仕候様被仰越候得とも、方今之形勢 皇国之尽力、元来不肖愚直之小子不可救之秋御察可被下候、尤黃門卿之御水解被為在候様之義は、三諫書空く相成候は、拝語仕候而も申上候決心罷在候間、御賢察可被下候、皇国尽力之義は、不肖不可救之勢、尤風雲之機ニ乘し候は、登京も可仕、実ニかりそめの登京杯ニ而は、国力疲耗のミに而論説も不

御察可被下候、付而は風雲之機会到来、公卿・大將軍真誠ニ用士之世ニ相成候は、万死必死ヲ不顧、愚直之及丈は尽力も可仕、付而容易ニは登京不仕候間、御明察奉渴仰候、未一之定計も無之力尽ニ類し候事ニ御座候、呵々、将又馬之義被仰下、実ニ不堪感拜候、今般微臣差出し馬も差出し申候間、御引替奉願候、尤御藩中之馬に而も、可成丈前立つまり悍馬御所望申上度、御礼万々申上候、何も御聞取被下候は、別段貴酬ニ不及候、要用迄、大繁乱中、早々謹白、

春王廿四日

良愚直

呈
南海大君

玉机下

二伸、御自愛奉專祈候、以後天下之勢ニより而は又々御問合可仕、其節貴酬奉願候、
恐々謹啓、

文書原寸 縦一七糎 包紙原寸 縦三〇・五糎

横二一九糎

横 四五糎

三七 宮中御歌会始詠草一卷

南枝暖待鶯

元治二年正月廿四日 和歌之御会始

南枝暖待鶯

御製

梅柳まつもひとしほ春めきぬ心よる枝にきなげ鶯

右大臣藤原公純
(権大寺)

めくる日の陰ものとけき梅かゑにもよるこひの鶯もかな

彈正尹朝彦親王

鶯の初音遅しと日かけさす枝より梅ハ咲初にけり

式部卿邦家親王

日のめくる南の梅に鶯の千世の春しる声そまたるゝ

常陸大守晃親王

めくる日に向ふたち枝ハ春めきて先そ待るゝ鶯の声

従一位藤原忠興
(近衛)

中そらにめくる日陰もさす枝の高きにうつれ春の鶯

従一位藤原家厚
(花山院)

鶯も初音をそへよのとかなる軒の南に匂ふ梅かえ

内大臣藤原忠房(近衛)

うら／＼と霞む南の梅の花匂ひにさそへはるの鶯

按察使源有長(繪小巻)

のとかにも春を南の松かえに初音またるゝ宮の鶯

権大納言藤原実愛(三巻)

松の葉に日陰かすめる片岡のあしたの原を鶯もとへ

太宰権師藤原俊克(坊巻)

鶯もきなげ南の糸柳いとにぬはるゝ梅の花かさ

権大納言藤原忠順(藤巻)

南さす梢の梅の初花にはやきかまほし鶯のこゑ

権大納言藤原資宗(日野)

日陰さす南の軒の松かゑに待かひもかな鶯のこゑ

権大納言藤原道孝(九巻)

のとかなる南のかた枝さく梅ニ初音聞セよ春の鶯

権大納言藤原輔政(藤巻)

のとかにもさくや南の梅か枝に鳴うくひすの声をまたる

正二位藤原言知(山科)

日蔭さす南ハ花の梅かえに初音をつけよ春の鶯

権中納言藤原雅典(飛鳥井)

鶯の声吹きそえ浦風も霞む難波の梅の梢に

権中納言藤原為理(上冷泉)

なにハかせ花にむかへる梅かゑにきかまほしきハ鶯の声

権中納言源重胤(庭田)

日のめくる片枝の梅ニうつりきて千世を契れよ春の鶯

権中納言源通富(中巻)

日のめくるかた枝ハまたき咲梅に初音をいそげ春の鶯

権中納言藤原定功(野野)

めもはるのミはしの桜枝たかく聞えあけてよ鶯の声

従二位藤原隆祐(八巻)

鶯ももよほされつゝ江のミなミ春しる枝の色香とふらん

参議藤原言成(山科)

霞たつ枝の日陰のうらゝさに梅も待ちむ鶯のこゑ

参議藤原量輔(町尻)

日のめくる片枝ハはやくさく梅におそしとそ待鶯のこゑ

参議右近衛権中将藤原公正(清水色)

日陰さす南の片え雪消てまつにかひあれ鶯のこゑ

参議左大弁藤原長順(葉室)

鶯もうつる日陰の長閑なる梅の梢に声とけてなけ

参議右大弁藤原経之(中御門)

いとはやも来なけ鶯春に今めつる日陰の梅ハかほりぬ

参議右近衛権中将藤原通善(梅邊)

鶯のなと声うとき春ならん日陰さすえハ花ミとりなる

参議左近衛権中将藤原定国(今楚)

さく梅の南の枝ハ雪きえてまつ鶯のはつね聞セよ

従二位源通祐(常室)

露ぬるむ片えの梅ハ鶯のこゑまぢかねて咲やそむらん

従二位源通照(久世)

人ことにミなみちのへの柳原おなしミとりに鳥やきぬると

左兵衛督平信堅(西洞院)

梅かえも春ハ南と日にそひて匂ふ園生に鶯そまつ

右兵衛督藤原基政(持明院)

日陰さす南のかたのあたゝかき梅の梢ニ来なけ鶯

正三位藤原陳元(三善月)

日の陰のめくる南の梅かえの花に来鳴をいそく鶯

治部卿安倍泰聡(倉橋)

めくる日のかたえのとけき梅かゝに初音をそへよ春の鶯

左衛門督平行光(石井)

日の陰のめくる南の梅かゑにまつまたるゝハ鶯のこゑ

正三位藤原雄光(三善月)

ひのめくる南のたちえさく梅の花ニ待るゝ鶯のこゑ

正三位平時言(平松)

日陰さす南の枝ハのとかなり松の鶯はやきかなむ

右近衛権中将藤原通久(久我)

おく露ハぬるむ南の梅か枝にはやくもとけよ鶯の声

正三位藤原親賀(相河)

鶯も来つゝなれなむ春の日にミはしの梢霞ゆくころ

正三位藤原保実(高松)

春日野の小松か原へ霞む也はつねをいそげ谷の鶯

正三位(細織)卜部久隆

のとかなる日陰に向ふ松かえニ鶯来なけ千代の初春

正三位(藤井)卜部行道

日陰さす松へ南の枝高くやかて来なかむ鶯そまつ

右京大夫藤原哲長(慶)

中そらの日陰に匂ふ梅かえにはやくもうつれ谷のうくひ
す

神祇伯資訓王(白川資訓)

日かけさす片枝の梅へ花さけとなほそ待るゝ鶯の声

藏人頭左中弁藤原豊房(清閑寺)

のとかなる日陰さすえの梅つたひなれて来なかむ鶯そ待

左近衛権中将藤原隆晃(油小路)

めくる日の陰さしそふる梅か枝ニはや来なかなん春の鶯

左近衛権少将藤原公香

打とけて来なけ鶯置露もぬるむ南の梅の花かさ

左近衛権少将藤原公允(三条西)

うつり来てなけよ鶯めくる日の片えの梅の花をしるへに

左近衛権少将藤原言繩(山科)

はとのミネ松のいく枝の雪消て来なく鶯こゑそ待るゝ

左近衛権少将藤原量衡(可成)

めぐり来る日陰のとけき梅か枝ニ鳴鶯のこえをこそまつ

侍従藤原永祐(高倉)

めくる日ののとけき春を松か枝に声打とけて来鳴け鶯

右近衛権中将藤原基祥(園)

万代のはつねをけふハマつたかさ南さすえに来なけ鶯

左近衛権中将藤原雅望(飛鳥寺)

めくる日の片枝先さく初花ニ鶯さそへむめの春かせ

右近衛権少将藤原公愛(義社)

春をしるひむけの梅の花かさぬふてふ鳥の声いそく也

藏人頭権右中弁藤原勝長(甘藷寺)

ミかさ山霞むたかねをあふきミてまつにミとりの鳥もな
かなん

右近衛権少将藤原基和(持明院)

日のめくるかたえの梅の咲しより待るゝものハ春の鶯

少納言藤原修長(高辻)

梅かほる南の枝ニうつり来て初音をつけよ谷の鶯(梅邊)

侍従源通治

中そらの日陰やはらく梅かえニ初音もにはへ春の鶯(千種)

侍従源有任

長閑なる春をみはしのさくら木ニかしこさつけよ谷の鶯(藏小路)

侍従源有良

春日さすかたえのとけき松のうへに待えて聞む鶯のこゑ(風早)

大和権介藤原公紀(坊城)

咲匂ふ南おもての梅かえになく鶯をまつそ久しき(坊城)

藏人左少弁藤原俊政

日陰さすみそのゝ松の万代をまたきに告よ春の鶯(勘解由小路)

藏人中務少輔藤原資生

中そらの日陰てりそふ梅かえに初音をいそけ春の鶯(上冷泉)

侍従藤原為紀

花のさく南の軒の梅かえに鶯の音のきこゆるそまつ(藤谷)

越前権介藤原為遂

中空の日陰に梅ハひらきけり枝の鶯とく来なけかし

正五位下藤原任長(東坊城)

のとかなる春日に向ふ梅の花さくよりそ待鶯のこゑ

弾正大弼大江俊堅(北小路)

のとかなる日陰に梅も咲そめてなほまたるゝハ鶯の声

准后

鶯も声とくひらけのとかなる南の岡の梅の色香に

帥のすけ

鶯もふる巢をいてよ春日なる山まつかえのみとりそふミゆ

あせちのすけ

めくる日陰のとかにもさく梅の枝に来なけよ鶯の声

中将のすけ

日の陰も向ふ南の梅かえニ初音をつけよ春の鶯

新すけ

のとかにもめくる日陰のかた枝よりまつさく梅にうつれ

大輔内侍

めくる日のかたえニ咲る梅かゝをとめて来鳴よ春の鶯

命婦伊賀

めくる日の片えはころぶ梅か香ニ色ねをそへよ庭の鶯

するか

のとかなる南に向ふ梅か枝ニ初音きかせよ谷の鶯

読師

日野大納言(寛忠)

講師

勝長朝臣

発声

源中納言

題者

雅望朝臣

為遂

冊子原寸 縦二四種 横一七種 八枚

三六 久光公ヨリ水野閣老へ

参観交代復旧ノ件

〔端裏書〕
水野閣老江遣候書、不用也〕

一 翰進呈仕候、追日春暖相催候処、愈御清安可被成御勤
仕奉恐賀候、然は去春御上洛之節は、不肖之小生毎度二条

御城江被 召出

御懇之

上意モ奉蒙、拝領物等被

仰付、且御用部屋江も時々罷出、貴公方之御末席を穢し

候義、重疊難有仕合奉存候、折角御洪恩奉報度赤心ニ御

座候処、其後追々時世致変換、長賊暴逆之次第驚駭無限、

併速ニ降伏ニ相成、天下之御為大慶至極奉存候、就而諸

大名参府等被復 御旧格候段被 仰渡、謹而承知仕候、

無御拋御訳合、且は決而諸有司之建白も可有之、御尤之

御所置ニは可有御座候得共、何分非常之世体目前之小康

ニ安んし、遠大之策略ニ暗く候而は不可然義欵と奉存、

愚昧之管見、別而恐入候得共、

御国威之廃興ニ致関係重大之事件、天下之御為傍觀沈黙

いたし候時ニ無之と存詰不憚忌諱、別封伺書差上申候間、

御同席中様被仰談、可然様御執成之程奉伏願候、書余委

曲家臣江申付置候間、御聞取被下度奉存候、先は右申上

度、以乱毫如此御座候、恐々謹言、

正月廿五日

鳥津大隅守(久光)

水野和泉守様(忠實)
侍史

二白、時季御自愛專一奉存候、先度は御進発一条ニ付、家臣之者御同席之御方へ推参仕候処、御了寧御取扱被下忝奉存候、御礼宜奉頼候、以上、

文書原寸 縦一九種 横一四三種

二三九 参観交替復旧ニ対スル久光公ノ意見書

二条閑白へ提出ノ分

(包紙ウワ書)
〔朱〕
〔乙丑〕

不用書入

不用書ながら

愚拙之趣意ニ候間

残し置もの也」

(端裏書)
〔二条殿下江可差出書、不用ニ相成候〕

一筆啓上仕候、追日春暖相催候処、益御機嫌能被為成御座恐悦奉存候、然は誠に突然之至ニ御座候得共、今般不

得止之儀ヲ以大久保一藏差上、極内密奉歎訴候子細は、嘉永年間外夷来航以來、天下之人心不穩、非常之事件毎々到来仕、不容易形勢相頭候処、去ル戊年於幕府大政御改革、二百余年太平遊惰之弊風御一掃、兩度迄 御上洛モ有之、

天朝御尊崇之道被為尽、殊ニ武備充実外寇攘斥之故ヲ以御旧格之諸大名参勤御猶予、家族迄モ御暇被命候儀、実以非常之

御英断と諸藩拳而感激之至ニ不堪、歎喜扑躍仕、御美意ヲ拡充シ

皇国之御威光ヲ海外ニ輝シ、上ハ

宸襟ヲ安シ奉リ、下ハ蒼生之苦ヲ救ヒ、十余代之 御洪恩ヲ奉報度、一同奮発勉勵仕、精々武備ニ心ヲ用ヒ候故、数十年ヲ不出シテ充実可仕と奉存候、不肖之小臣ニモ戊年以來

公武之御為、万死ヲ不顧種々献言仕候処、乍恐 叡慮ニ被為叶、

御褒勅迄モ承知仕、其上去春は、官位昇進等モ被

仰付、誠以冥加至極恐入難有奉存、重疊之

天恩奉報度赤心ニ而、右

幕府之御美意相貫、只管周旋仕候処、不料モ過激之徒御美意取違、迅速ニ攘夷之説ヲ唱候より、長州如キ同意之者モ有之、天下沸乱之姿ニ相成候得共、

官武之御幸福ヲ以、兇徒速ニ罪ニ伏シ、再青天白日ヲ奉拝候次第、無此上恐悦之御儀と奉存候、於弊藩は御美意尚又遵奉仕、富国強兵之道ヲ尽シ度含御座候処、今般防長御征伐被

仰出、大樹公御進発ニ付、御深意有之由ニ而、諸大名参勤、家族出府被復御旧格候段承知仕、疾首蹙頞仕候外無御座候、既ニ東北之諸藩ハ致出府候者モ有之由ニ御座候得は、(島津茂久)修理大夫初ニモ速ニ出府仕候儀当然ニは御座候得共、於弊藩は戊午以来

公武之御為東西ニ奔走仕、且一昨年英夷襲来、今般征長出軍等旁以莫大之入費打統、余国とは違ヒ三面之海岸ニ

御座候得は、砲台其他防海之要器未全備不仕、偶非常之

御英断ヲ以被

仰渡候武備充実之千之一ニモ難至、別而心痛仕罷在申候、就而難申上儀ニ御座候得共、此度之幕命ニ従ヒ候得は、諸藩一同国力疲弊、武備廢弛

鳳闕守衛は勿論、藩屏之任モ難相整、然時は外夷は弥輕蔑侮慢之心ヲ増シ、乍恐

御国威遂ニ地ニ墮チ可申は必然之勢ニ御座候、若万々一兇賊之余燼再発仕征討之命ヲ蒙候共、右様相成候而は、如何共致方無之、実以歎息痛恨仕候、尤武備充実外寇攘斥

御国威 御震興之儀は、去春モ

宸翰ヲ以被

仰出候 御旨モ御座候得は、孰レニ相決可申哉、必至と当惑苦心仕候、依之熟考仕候処、長州如キ跋扈狂暴之患有之候ニ付、被復御旧格候義ニ可有御座、

御国内静謐之為ニは至極之良法ニ御座候得共、非常之世

防海之儀ニは御失策と奉存候、兎角諸国一同武備敵整不仕候而は

御国威難相立儀と奉存候、非常之時世、目前之小康ニ安ンシ、遠大之策略ニ暗ク候而は、別而不可然儀と奉存候、唯江府而已之繁盛ヲ以、万全之良策と被成候儀、実以因循姑息之極、物価日ニ騰貴、諸国月ニ疲弊、摂海之砲台は盛大ニ造築無之、終ニは外夷之正朔ヲ奉スルニ可至欵と、不安寢食長大息無限儀ニ奉存候、於

幕府御武徳サへ不被為失、諸大名と憂楽ヲ共ニスル之

御趣意ニ御座候得は、一同心服仕、縦令參勤等は是迄通被召置候共、跋扈狂暴之者は有之間敷奉存候、古ヨリ非常之世ニ当テハ、非常之事ヲ行フヲ以テ英明之所置と称誉仕候間、方今幕府江

御委任とは乍申上、重大之事件御座候ニ付、何卒断然タル

朝廷之御明裁ヲ以、此度之弊政御改革被

仰渡度奉存候、左様御座候得は、諸藩一同弥

天恩ヲ奉拝戴、武備敵整、外夷は自然降伏可仕と奉存候、

此旨愚昧之管見ヲ不顧忌諱ヲ不憚大罪ヲ不懼奉敷訴度奉捧愚札候、誠恐謹言、

正月廿五日

(久光)
島津大隅守

上

文書原寸 縦 二二種 包紙原寸 縦 二九種

横四八三・五種

横三六・五種

三吉 久光公ヨリ幕府ヘノ建言

參觀交代復旧ノ反駁

(端裏書)
「幕府江建白書、不用也」

古より非常之世に当ては、非常之事を行ふを以て英明之所置と称誉仕候、就而嘉永年間外夷来舶以来

皇国一同人心不穩、非常之事件毎々到来仕、不容易形勢相顯候処、去ル戊年

御大政御改革、二百余年太平遊惰之弊風御一掃、兩度迄御上洛も被遊

天朝御尊崇之道を被為尺、殊ニ武備充実外寇攘斥之御趣

意を以 御旧格之諸大名參勤御猶子、家族迄も御暇被成
下候 御事業、実以非常之

御英断と諸藩拳而感激之至ニ不奉堪、歛喜抃躍仕、御
美意拡充いたし

皇国之御威光を海外ニ輝し、十余代之 御洪恩を奉報度
一同奮発勉勵仕、精々武備ニ心を用ひ候故、数十年を不
出して充実可仕と奉存候、乍不肖私ニも戊年以来

官武之御為万死を不顧種々献言仕、殊ニ右 御美意相貫
只管周旋尽力仕候処、不料も過激之徒 御美意取違、迅
速ニ攘夷之説を主張仕候処より、長州如キ同意之者も有
之、天下沸乱之姿ニ相成候得共、

官武之御幸福を以兇徒速ニ罪ニ伏し、再青天白日を奉拝
之勢と相成、無此上恐悦之御儀と奉存候、於弊藩は 御
美意猶又遵奉仕含御座候処、今般長州為御征伐 御進発
被遊候ニ付、

思召之訳被為在、諸大名參勤、已前通家族も都而出府仕
候様被 仰渡候段、謹而拝承仕候、最早東北之諸藩は追

々 御趣意通出府仕候者も御座候由、勿論長州如キ跋扈
暴行之御懸念被為在、不被為得止候御訳ニ而、時勢相当
之御所置ニ可有御座候得は、(島津英久)修理大夫初ニも、速ニ出府仕
候こそ本意ニは奉存候得共、私事戊年以来

官武之御為東西ニ奔走仕、且一昨年英夷襲来、今般征長
出軍等、旁以莫大之入費打続、殊ニ弊藩は 三面之海岸ニ
御座候得は、砲台其他防海之要器未不行届ニ而、偶非常
之

御英断を以被 仰渡候武備充実之千之一ニも難至、別而
心配仕罷在候、依之誠以奉恐入候得共、此度之 御趣意
ニ奉從候得は、諸藩一同国力疲弊武備弛藩屏之任難相
整、然時は外夷は弥輕蔑驕慢之心を増し、乍恐

御国威遂ニ地ニ墮ち可申は必然之勢ニ御座候、若又万々
一兇賊之余燼再発仕候節、征討之
台命承知仕候共、右様成立候而は、如何共致方有之間敷
実ニ歎ケ數次第奉存候、尤武備充実、外寇攘斥

御国威御震興之儀は、去春 御上洛之節

天朝より被 仰出候 御旨も御座候得は、孰れニ相決可申哉、必至と当惑苦心仕候、依之篤と勘考仕候処、縦令是迄之通御猶予被 召置候共、乍恐

御武徳さへ不被為失、諸大名と憂楽を共ニ被為成候 御趣意ニ御座候得は、一同心服仕、此末長州如キ暴逆之者は有之間敷奉存候、御旧格通隔年參勤家族在府仕候は御国内御鎮庄之為ニは至極之御良法ニ御座候得共、於海防は、諸国一同武備充実不仕候而は、

御国威難相立儀と奉存候、非常之時世、御旧格ニ御拘泥被遊、只御府内而已之繁盛を以、万全之御良策と被思召、物価日ニ騰貴、諸国は月ニ衰弊仕、且摂海之要港は未盛大ニ御手不相付候而は、乍恐

尊 王之御欠典とも可奉申上欵、別而奉恐入候次第ニ而長大息無限儀ニ奉存候、弊藩之義は慶元以来莫大之御恩沢ニ奉浴候上、近来

広大院様御統柄を以、別段御手厚被成下、尚又天璋院様御入與被為在、旁以重疊難有

御仁恩を奉 蒙、且私儀は庶子之身ニ御座候得共、去春は出格之御取扱を以、二条

御城江每度被 召出、

御懇之

上意をも奉 蒙、拝領物等被 仰付、幾重ニも冥加至極恐入難有仕合奉存、折角重疊之 御厚恩万分之一ニ而も奉報、藩屏之任を尽し度赤心ニ御座候間、蒙昧之身を忘れ、忌諱を不憚、大罪を不顧、今一往

御内慮奉伺度奉存、愚意無伏藏猷言仕候間、孰れ之筋ニ而も

御明裁承知仕度、伏而奉願上候、以上、

但御大政 御委任とは乍申上、重大之事件御座候ニ付、

朝廷江も伺書差上申候、

丑正月

島津大隅守

文書原寸 縦一九糎 横三七・三糎

三三 柴山良助報告書

一 橋慶喜京都へ呼戻ノ件

(表紙)
上

事情承及候形行奉申上候

一 松前侯・立花侯、長州御用として関東御発相成候事、

内実ハ一橋公を御呼戻之御用筋、第一御趣意之由ニ而、

旧冬中旬比御上京被成候処、松前侯前方之御腹とは全

く御模様御替被成、何辺京都之御趣意振ニ大に御引受

被成、依而一橋公御呼戻之儀は、決而御発言不相成様

ニとの御事ニ而、立花侯と御争論茂被為在候由、然処

終に其儀 (二条秀敏) 関白様江御内々御同相成申候処、殿下御答

に表立之願ニ而、其筋を経候得は、何分可然

朝議茂可被為在候得共、御内々之儀は何とも御答難被

遊旨被仰聞候より、其御運ニ茂相成不申候由、

一 立花侯京都御出立之節、御旅装ニ而一橋公江御会ひに

相成一橋公御帰一橋公より御尋ニ、此節御手前御上京相

成候儀は如何なる御用筋ニ候哉之旨、御尋御座候処、

其儀ハ兼而御承知ニ茂相成可申と被仰上候ニ付、一橋

公御答に、拙者出張中之事ニ而、右様之儀承得候訳更

ニ無之、委細承度旨被仰候得は、今度私上京被仰付候

ハ余之儀ニ無御座、常野之御所置を初、段々 公方様

御心痛被遊候而、外ニ御相談被遊候御方茂不被為在、

殊ニ又当分何欤御疎くしふ被為隔候様ニ而、一応御

東下之上、尚彼是御相談被遊候御旨茂可被為在との御

事ニ付、御召返し之御内命を蒙り罷上り候と被仰上候

得は、御答ニ、其儀は身ニ余り而之面目、難有儀ニ候

得共、不肖之拙者、京都之事さへ行届兼、実ニ心配致

し候事ニ而、増して関東之御政事之御相談等は存掛茂

無之儀ニ候、併ながら其儀表通御沙汰ニ相成候へハ、

又々一己之愚存茂可申述、先御手前ニは今暫時滞京被

致可然と被仰聞候処、外御用も差急、最早出立仕候上

ハ、是非罷下度との御事ニ而、其俣京都御出立被成、

去ル九日爰許江御帰府相成、翌十日より即御登城御座

候由、

一松前公は前文通之御模様ニ而

尹宮様 関白様等へ拜謁被成会津侯・桑名侯、御同道共承及申候

將軍様御進発御黙止ニ相成候事より、幕府有罪之事件等御承知御座候処、実ニ御感悟被成候姿ニ而、何分御受之儀は私東下仕候上、事之運ひ候処を以御覽被仰付度と迄御答被仰上候由、

但宮様 関白様始、(松平容保)会津侯・桑名侯辺ニ而は、此以

前阿部侯御上京被成候節より、松前侯御受込被成(正外)

候御勢宜敷、御頼母敷被為思召候程之御事之由、

併し一橋公ニは、松前侯・立花侯御兩人様ながら

全く御遁れ帰り被成候筋ニ御見込御座候由、

然るに、一橋公明日御帰京被成と申前日、旧冬廿五日御行違京都御出立ニ相成、当月八日品川御泊ニ而、九日ニ御着府之御日賦御座候処、川崎之駅ニ而、御同役様より之御達し有之、帰府之上へ、先ッ御登城御差扣之方可然との御事御承知被成候ニ付、八日品川御泊な

しニ、当夜寂然と御着府御座候由、其仮于今御登城無御座候、就而、此内御出立被成候前々、蝦夷地八ヶ村御貫受被成候而、此節之御一挙幕府之御趣意通、御成功相立候上へ、蝦夷地一円御貫ひ被成候御内約迄為有之由、併ながら当分之御不都合ニ而へ、右御貫受被成候八ヶ村茂御持留被成候得は宜らんと申位之事ニ御座候、

但蝦夷地八ヶ村御貫受ニ被成候事ニ付、四万金余之

賄賂御仕ひ被成候と申事ニ御座候、其外賄賂之被

相行候事、諸藩向ニ掛候而は、余承儀も無御座候

得共、旗本衆役職之進退、諸願事等之上被相行候

事、甚敷筋ニ被伺申候、

一松平伯耆守様(本多正助)去ル十九日・阿部豊後守様(正外)去ル廿日、此節御御出立

上京被仰渡、両御番御小性組番頭室賀伊予守殿被召付と申

事ニ而、其外御目付新庄右近殿・羽太庄左衛門殿兩人欽諸掛御役々、両閣

老之御出立を先にいたし、跡抑々之出立御座候、歩兵

茂多勢被召付申候、

但松前侯前文通之御時宜故、一橋公御呼戻之儀、表通御願立、且一將軍様御上洛之一条、松前侯御受込に相成、御東下被成候ニ付、右御申開之為、旁之御用筋と申事ニ御座候、然るに又一説ニ諏訪因州・水野泉州御名指、朝廷より御召と申事有之、御兩人様ながら御自身ハ御身構被成候而、伯耆守様・豊後守様江御宛付被成候様之評說専承及、髓ら數被相聞申候訳茂御座候得共、弥御召に相成候事、正説伺得不申候、併ながら其儀虚実ハ扱置き、今日御勢ニ取てハ、右様之儀は被為在候位之御事ニ而、御人物之上ハ、随分阿部侯杯閣老中ニ而ハ人々望を掛居候筋ニ被相伺申候得共、此以前御上京以来甚御不都合、一旦は御自身より御引込被成候思召立迄被為在、外より之御忠告等ニ依て、其儀御黙止ニ相成、于今御在職ニは御座候得共、区々因循ニ御勤被成候而已之御事之由、伯耆守様之処茂少々御調子合等可笑様之御氣風御座候而、御

同役中様より御軽蔑ニ御あひ被成候御振合等被為在候由御座候得共、全体御正道ニ而、当分阿部侯杯御相談を茂被成候ニは、何れ伯耆守様より外ニ不被為在向之由ニ而、当分御兩人様ながら一体御不印之御様子、夫故諏訪侯・水野侯杯より被為御役被成候様之氣味合は可有之御勢と推考被仕申候、就而又右通り之御人物方にて、此節之御一挙御上京之上は

朝廷之御趣意振ニ御合体被成、松前侯之御例ハ被為踏候も当幕役之趣意を固く取て格別
朝廷之御不可を被為謀候様之念遣は、先ッ薄き様に申事ニ御座候、尤右通御不印之御方被召立候儀ニ付而は、幕役より格別深密之奸謀を被為相控候訳も有御座間敷様、人之評說も御座候、左候而、一ツハ又、事之成不成は次ニ、其儀御成就なれハ幸、御成就不被成ハ夫を申立、官職ヲおとすの意を寓し候訳ならんと推考被仕申候、尤ケ様之意味合

之事ハ、当時大ニ趣意御座候やう人之評説仕候儀
茂承及申候、

一 牧野(忠志)備前守様は越後之新瀉を御所望被成、水野和泉守
様は遠州浜松之御旧領に被為復度との御願ひ被為在、
御両侯之御間御互ニ御肝煎替之様ニ而、年内より頻ニ
御内願被為在候由御座候処、奥右筆より相遮り、此節柄
仮令

公方様之御思召ニ被為出候迎も、御断被仰上候は、
御相当之御儀之處、御自身様より御願立御座候而は、
決而不可然旨議論相立、一旦は御両侯ながら御取揚相
成候処、六ヶ敷御模様と申事承及居申候得共、其後如
何御吟味相替申候哉、水野侯丈之御願書は、表通御吟
味に相下り申候由、然処其儀ニ付、寺社奉行松平左衛
門尉様、ヶ様之儀筋々吟味を遂候得は、当分御権柄茂
被為在候閣老之御身上、恐ある儀まで申上候式ニ至候
間、彼是申上候より、自ら心すへき事と被仰、御引込
被成候由、夫より御病氣之御申立ニ茂御座候哉、御自

身より御願ニ而御役被差免候段承及申候、

一 土岐下野守殿(朝臣)、此以前幕政変革被相行候時分、御側衆
被相勤居、板倉侯等へ御同論ニ而彼是尽力、随分志あ
る方之由御座候、然る処、其砌之御咎と被相伺、旧冬
中屋敷御取揚之事有之、甚困究被致候由、右ニ付、林
大学頭殿存寄被申立候詔為有之由御座候処、無程末家
之林図書頭殿方へ御当ニ相成、登城差扣られ候様御達
ニ而、当分引入中ニ御座候由、

一 大監察永井主水正殿(尚志)、長州出張之役より被為着候と無
間、登城被差留と申事ニ而、于今被引入申候由、将又
御同役神保佐渡守殿(長興)ニ茂此内御上京、去ル十六日帰府
御座候処、是も同断御座候由、何れも人物之筋承及申
候、

一 先所司代酒井右京大夫様(忠義)、此節御召ニ相成居申候由ニ
而、不遠御出府御座候筈と承及申候、

但当分参政酒井飛騨守様(忠政)ハ御末家、水野和泉守様ハ
御親類ニ而固来仕候処、宜敷彼是相詰り居候段承

及候説茂御座候、

一 松平鎌翁(鎌翁、乗宅)様主水正様御養父ニ而、内藤藤翁(信親)様豊後守様御養父先御老中和泉守様御事先伏見奉行歿

御兩人様なから、去ル廿五日 公方様御機嫌御伺とし

て登城被仰付、御目見之上御懇之上意等御座候而、折

々御機嫌伺ニ登城御座候様被仰付候由、

一 水府之御連子余八郎(徳川昭武)磨様当分御上京被成居候御方、此内民部太輔ニ

被為任候処、其後関東より本之通り御引戻しニ相成候

様御沙汰御座候由、此儀武田耕雲齋追討として、大津

江御出張被成居候砌相達し、大ニ人氣沸騰之由、

一 尾州老(徳川慶勝)侯芸州より当月四日ニ御出立、十七八日比御上

京にて、夫より関東江御下向被成候御賦之由御座候処、

京都江は御立寄なしニ、御東下被成候様被仰渡候由、

甚筋ならん事ニ色々評説も承及、爰許尾州邸ニ而も吟

味之訳御座候而、水野彦三郎と申者大坂江御滞在中、

是非間ニ合ひ候様ニとの訳にて、五六日跡ニ出立仕候

よし、其後承候得は、京都江は御付家老成瀬隼人(正忠)御登

セ被成、御自身様ニは暫時御帰国之上、又爰許へ御出

府被成候筈ニ御届御座候様承及申候、

一 去月廿五日京都表出立仕候越前藩之飛脚、去ル朔日相達候(付箋)

由ニ而承及申候処、尾州老侯・越前侯御両候なから御上京

被成候由、此段二月四日承及申候」

一 戸田越前守様(余恕)野州宇都之、常野之賊党ニ家中之人一味之

者御座候由ニ而、兩日跡、領地式万石余御取揚ニ相成、

国替之儀は追而被仰渡と申事之由、

但關老水野侯、遠州浜松江被為復度との御願、戸田

侯之跡ニ御国替之御吟味ニ相変し候訳ともニ有御

座間敷哉と申説承及申候、

一 当分關老諏訪侯・水野侯等、権御座候は素より之御儀

ニ御座候得共、参政酒井飛騨守様之処、大ニ議論相立申(忠誠)

候向ニ而、旗本之不和を抱き候連中より飛騨守様を指

して、内御老と申事流言之様申唱候由御座候、右は御

老中ニ無御座候て、内々は御老中と申処より之事ニ被

聞申候、尤水府之奸徒坏、第一手を延し居候へ、右飛

騨守様之哉ニ承及申候、

一此節柄、旗^(本)下連中ニ而茂少々正義を勤、幕府之意ニ逆

ヒ候様之人物は悉く被黜候振合より、右等之人は勿論、其外因究旗本等、今日暮らしハ愈差迫り、色々暴激之論を立、さまざま力味立候様之人多く出来申候由、

但人之評ニ、旗本之習ひ、一家ノノニ而孤立之勢を成し、力之会ふ処乏しく、如何様暴激之論ハ唱候而も、さまざまの事、工ミ出し候気遣ひハ無之と申事も承及申候、

一当分幕府之御趣意、寛政度之御政事ニ被為復度と御趣意御座候申事ニ御座候、

右は其後承及候形行奉申上候、此節ニ至り、当幕府に阿従之方ハ別段御座候得共、親藩・外藩之差別なく、人氣之失望不平を抱き候事、申計も無御座候次第、今成ニ而は、迎も当年中ハ無事ニ立行候処無覚束と申位之事ニ而、已ニ又諸侯連合仕り幕役を正すの挙動に至り可申形勢と推考被仕申候、此段御届奉申上候、以上、

丑正月廿九日 柴山良助

^(付紙) 一酒井雅楽守様、去ル朔日大老職ニ御出被成申候、就而は

自此内御政事之御相談等御預被成候向、評説茂御座候得共、是は当時御政事之權を雅楽守様江被為表候御策意なりと申様之事承及居、此節大老職ニ御出被成候ハ、諏訪侯・水野侯杯深趣意御座候事ならんと申事ニ御座候、常野之賊党武田耕雲斎一条、幕府ニ而ハ嚴重御所置振ニ相候はれ申候へ共、

朝議之処、関東江対して可然罪茂可有之候得共、奉対朝廷ニ候而は、差たる罪茂無御座とて、一切関東之御所置ニ御任セ不相成向之哉ニ評説承及申候、此段奉申上候、

丑二月四日

^(裏表紙ニアリ、朱) 江戸柴山
「丑正月廿九日」

冊子原寸 縦二七・五糎 横二〇糎 九枚

三三 川上宗之丞等ノ上書

文武奨励、言路開通等

〔表紙〕
上

文武之両館を以、人材を養成する事

一抑天下国家之学校を設候趣法は、是人をして研究琢磨し、卓越之人材を養育し、国家之基軸ニ相成候、且五常五倫之道は勿論、各英特材能を研究して国体を居へ付、治国平天下之根源に通知いたし候為之大法ニ而、畢竟世済救民国家安全之権用ニ而、漢土ニ於ても盛大世体は学校を盛大に建立いたし候、只今英国ニ於てもも人材輩出いたし、国体強盛に有之候訳は、学業を開広し、代世ニ明徴し、古今之宜を斟酌し、仁恕之政務を本ニいたし候訳も、第一学校を廣大に設、賤輩といへとも学業を勉強いたし、学力を本とし、智能を開明いたし候為と相見得申候、左候へば、

御国家ニ於ても、学校を是迄之通りヨリも益盛大ニ被為居置候而、其上陸軍・海軍・開成所は、共に各御国家之為ニ大謀大道を開き、御国軸ニ罷成候様御所

置被為在度奉懇願候、左候得へ、全く偏廢ニ不相成人才を培育する之道も相立、士氣振興いたし候ハ勿論、文武一轍之道も相立、体用共に并立、

御国家之大益不少と奉存候、尤造士館ハ国家之基軸ニ罷成候とは反す／＼も申上候通り、何様之処ニ被為基候而、故三位様(島津重豪)学校召立られ候哉、今度之御軍制ニ付精々修行仕候師員を彼之方江混と被召易候付而へ、更ニ無御座姿ニ罷成り候ニ依り、御反復御考察被為成度奉存候、従是以往入学之諸生漸々相絶へ、人材出来申さすして宜敷御座候哉、且又諸御座ニ付而は、今通りニ而如何様ニ御用向相弁申候哉、御領内之御所置如何被思召候哉、此等之御偏政ニ付、奉愛国君候有志之者共、沸騰紛紜之議論ニ御座候、

言路を開き、衆言を御質問之事

自古和漢共ニ言路を開求いたし候趣法ハ、上下之情意貫徹いたし、事之善惡衆ニ歌ハしめ、其善を取て政事

に施され候得は、不令而行れ可申、万民之耳目を以て
く被為求、国家順治するの大根本ニ而御座候間、下之
奏問善悪ニ不被為拘、時々御質問被為遊候ハ、有志
之者競而各其心得を以、不差置献言可仕候、左様御
座候而、上下一統徹通可仕、且^(虫也)君は民之父母ニ而、
親情愛戴仕君臣同心ニ罷成、万民無相違奉懇願候と奉
存候、

御軍制之事

御軍制調練は、非常之御軍備ニ而候得は、古哲之誠言
ニも、教さる民を以戦ふハ、士卒を棄亡と相見得候得
は、いつれ練熟無之候而ハ無覚束候得共、此節廿五以
下調練而已仰付られ候得は、学問いたす者も相少、往
々々全名分義理も不相分、終ニ大義を乱り、暴悪不当之
者も可有御座候へん欤、第一御軍制之御趣意ニも不相
叶、反而弱国之基と相成可申、就而は、五拾才以下先
公被成立候御趣法ニ基、一番より六番迄組々之方限を

以、毎日四ツより八ツ迄、只今之振合を以て練廻ニ而練
兵御座候ハ、都而残なく調練行届、諸御座之処も御
用弁シ無滞、万端之御用筋埒明可申候、左候ハ、諸士
一同競立候は、強国之道相立不令而行れ可申欤、且十
五才より毎日調練被仰付候於てハ、実以上ニは伏承之
姿ニ相見得候得共、内ニは沸騰之心を懐き候様子ニ相
見得候得は、心服之一和とハ難申上、伏而御勤考奉存
候、

国家興廢、人和之得失ニよる事

国家之興廢は、人心之一和と不和とによる事ニ御座候
得は、万端人心服悦する処を基本に被為居、夫れに依
而、先第一、人之才を謀て、百官其職ニ勝る人を被為
用候得は、其職下之者心服いたし、万事公用弁別致し
可申候、其職にすくるゝ者なれば、如何様大難到来仕
候とも、決着相違有御座間敷候、賢を尊ひ能を使ひ、
俊傑位に在る時ハ、下万民己れ之分を得て、下として

上を犯す者も無御座、上下一致仕、若大節に臨み候へは、君之御為忠誠を尽し可申候、於 当朝は、乍恐稍其職ニ不勝之様ニも被窺申候故、人心不和之基と罷成申候、人之賢否ニより、人心之和に相係り申候ニ付、第一情義ニ基き、反復之御吟味被為成候而、是と云ふ御目留を被為付、愈人心一和いたし、何之紛言も無御座様御所置被為成候へ、万事御命令、造作も無く行るゝ事ニ御座候と奉存候、

右之条々恐入奉存候得共、御国家を愛戴仕候深情何とも黙言難仕、不得止事を、私共不顧不肖を、愚意之程奉申上候、罪不一方候得共、心付之程不申上も如何之至奉存候間、拙意之程謹而奉歎願候、
敬白頓首、

正月

川上宗之丞

(操六)

大寺 矢七

甲斐宗之進

冊子原寸 縦二七種 横二〇種 六枚

三三 元治元年正月ヨリ十二月ニ至ル鑄物方

利潤総計

(表紙)
「元治元年子正月ヨリ同十二月迄」

御利潤総

鑄物方」

一半朱千百三拾七万八千四百枚

錢ニして三百貳拾万百七拾五貫文

一大錢五百四拾八万九千四百枚

錢ニして六拾八万六千百七拾五貫文

一新錢貳百九拾八万七千百枚

錢ニして三拾七万三千三百八拾七貫五百文

三口

合錢四百貳拾五万九千七百三拾七貫五百文

金ニして四拾七万三千三百四兩貳朱

錢三百七拾貳文

右去子正月ヨリ十二月迄出来本払

一 錢三万三千三拾四貫六百六拾貳文

右 右奉行諸品御買入代錢 拾

一 錢三万四千四百拾壹貫九百六文

右 右奉行地金御買入代錢 拾

一 錢七百六拾四貫五拾壹文

右 右奉行旅御扶持米代銀 拾

一 錢三万貳千九百五拾壹貫六拾七文

右 右奉行万弘并駄賃錢 拾

一 錢拾四万九千四百八拾貳貫四百四拾三文

右 右奉行諸職人賃錢 拾

一 錢四拾壹万五千八百五拾貫百拾壹文

右 右奉行地金代其外万出入 拾

合 錢六拾六万三千四百九拾四貫貳百四拾八文

差 引

一 錢三百五拾九万六千貳百四拾三貫貳百四拾八文

金ニして三拾九万九千五百八拾貳兩貳步壹朱

錢百八拾四文

右 右奉行去子年中諸弘差引殘大略御利潤ニ相見得
申候、以上、

丑正月

横帳原寸 縦一四種 横四二種 五枚

二三 五卿移転ニ付筑前藩ヨリ他四藩ヘノ引合

(端裏朱書)
「乙丑正月」

覚

一 長州滞在之五卿衆、長州より請取、美濃守様御一手之

御人数を以警衛、御領分黒崎駅江一先連越、守衛罷在

候筈ニ候事、

但御惣督様より御再命之通、御各藩御相請持之心得

を以、當時は五人共、美濃守様御領分江被差置候筈

ニ付、御住居向左之通御手当之儀、專取調居申候、

右ニ付、黒崎駅ニおいて、御各藩江御老人充御引渡

可致候条、御警衛之御人数同所迄御差向被下、住居

所迄之途中并住居中共、御警衛之儀は、御家々々ニ

而御引請相成度候事、

右ニ付、黒崎より住居所迄之間は、警衛御道案内旁

美濃守様より左之通御差添候事、

先手物頭

老入
組共

住居所左之通

二日市宿 甘木宿

雜掌隈村 宇美村

但右四ヶ所江役筋之者、為御用弁老兩人充被差出置

候事、

○美濃守様御引受之老入ハ、当時亦間宿ニ被差置候皆

ニ候事、

〔付箋〕此廉未治定相成兼候付、自然御場所替相成儀も可有御座哉

弥治定之儀は追而可申遣候」

〔付箋〕一五卿受取濟之趣も、早速御通達可致候事」

一右之通黒崎駅ニ而御引渡可申候間、何日々々ニ同所迄

御人数被差向候様との趣は、此御方より御案内申入候

事、

但途中御警衛を初住居所御守衛御人数等承知仕置度

候事、

○御入用御下宿数之事、

一右請取ニ付、揚陸之上乗物之儀は、切棒駕籠五挺御用意相成居候事、

但付添之者、乗物并看板類异人共、

一賄向ハ一汁式三菜位之心得ニ候事、

但付添之者共江も、右ニ準取扱候事、

一左之廉々ハ、御引受之御家々々より一式御請持之心得

ニ御座候、如何之御取調ヘニ相成居申候哉、承知仕度

候事、

但差向候処ハ、此御方江御手当向御示談之廉ニも候

ハ、前以承知仕置度候事、

一賄向之事、

但入用膳碗類御手当之事、

○船中より黒崎迄之分ハ、一式美濃守様御手元ニ而用

意之心得ニ御座候事、

一 夜具類之事、

但付添之もの共、

一 衣類之事、

右之外、御身廻り其外細々御取扱向之事、

右之通及御引合候、以上、

正月

文書原寸 縦一九種 横一五六種

〇三三 久光公ヨリ參觀復旧ニ付朝廷ヘノ伺書

三三六 久光公ヨリ尾張総督ヘ

第一次長州征伐鎮定ニ付

旧臘廿七日之尊翰相達、謹而拝読仕候、先以春暖相催候

処、益御機嫌能可被成御座恐悦奉存候、然は長防御征伐

御総督ニ而芸州迄被成御出馬之由承知仕候、寒天之砌と

申し、旁御心配之御義と奉恐察候、乍併不被動干戈降伏

仕候義、無此上恐悦御義奉存候、就而家臣西郷吉之助江

種々御懇命被仰下、殊ニ拝領物等被仰付候由、於私別而

難有仕合奉存候、尚此末天下之御為御尽力之御趣意、御

家来若井歙吉より吉之助江示談仕候趣委曲拝聴仕、御尤

之至奉存候、御模様次第ニは不肖私ニも奉從驢尾度奉存

候、先は右御請申上度如此御座候、恐惶謹言、

再白、御端之趣難有承知仕候、御礼申上候、以上、

尾州

文書原寸 縦一六・八種 横二〇・五種

三三七 久光公ヨリ長岡良之助ヘノ答書草案

第一次長州征伐其他の件

(封紙ウツ書)
「天將下」

(朱)
「此所江之返書草稿」

旧臘廿八日小倉より之芳札相達辱致拝読候、先以春寒之

候、愈御堅剛可被成御座奉大賀候、扱長州も降伏いたし御凱旋相成候由、偏ニ貴君様御尽力之故を以、干戈を不用鎮靜ニ赴キ、天下之御為大慶之至奉存候、其他件々之御紙上委曲致承知候、幕吏老奸云々之義、逐一御同意奉存候、いつれ基本不立候而は、終ニ瓦解土崩、外夷之正朔を奉する之極ニ至り可申哉と長大息之事ニ御座候、就而貴君御見込通、再三之御尽力在之度義海山奉存候、尤一橋卿之御心底次第、如何様とも決着相付可申、併書面ニ而幾度御申立御座候共、去春之形勢を以觀察いたし候得は、大ニ六ヶ敷、いつれ貴君乍御苦勞御登京御尽力有之度義と奉存候、愚拙最早半百ニ近く、腰痛今に不得快氣、力尽之極リニ而、殘情不少、貴君は未御妙齡之事御座候得は、死力を出し御周旋奉仰望候、愚拙之及丈ハ乍蔭致御輔翼可申上候、且又馬依御望進呈仕候処、眼立申分有之段被仰聞驚駭仕候、御氣之毒千万奉存候、御不用御座候ハ、御差戻被下度操替差上可申候、先は貴答迄、乱筆を以如此御座候、

(封紙ウツ書ニ記ス)
二白、時季御自愛專一奉存候、尊兄様方へ宜御鶴声
奉願候、襟上之論談、半百之老夫失念仕居候、力尽
は今ニ不相替候、乍筆末長面君之芳墨髓ニ落手仕候、
(伊達宗城)
御序之節宜被仰越度奉頼候、以上、

文書原寸(折紙) 縦一五・二種 横二七種

三三 久光公ヨリ伊達伊予守へノ答書草案

天下之形勢ヲ論ス

旧臘十四日之芳墨相達拝読仕候、追日春暖相催候処、愈以御清安可被成御座奉賀祝候、如貴命打絶御疎闊罷過候義不能本懐候得共、実要用無之故、御互之事ニ御座候、陳は防長云々 貴兄ニも御出陣と致承知候、何方迄御出被成候哉、寒天之砌、旁以御苦勞千万奉存候、修理大夫
(島津茂久)
ニも出軍之筈御座候処、速ニ帰降ニ相成 天下之御為恐
悦御同意奉存候、併縷々之御示命御尤之至、因循姑息之極絶言語申候、長良君御周旋之次第、再々致承達候、御同意申遣置候、乍去貴兄ニも御案内通、独木橋刃雲霧難

晴、迎も長良君書通計ニ而は詮立申間敷、押而上京御尽

力之様愚答仕置候、尾老卿(徳川慶勝)ニも御趣意有之由、家臣吉之

助へ御示託有之候、是も如何哉と奉存候、何分此末貴見

御見留承知仕度、愚見は、乍恐

公武之御胸中次第、挽回ニも瓦解ニも可相成、外ニ所存

無御座候、例之腰痛、実ニ今ニ不得快方残念千万、最早

半百ニ相成、御笑察可被下候、先は貴答旁如此御座候、

敬白、

二白、例文省略、去秋

皇京争乱後、芳札被遣細縷之御示命致承知候得共、

万緒取紛貴答不仕、失敬之至御海容可被下候、家内

江戸云々心配御察通之事御座候、狼兄閉口実ニ御尤

々々、此義 貴意如何ニ候哉、諺ニ云、肌持之不逢

御趣意とやら、呵々、

伊達(宗城)

文書原寸 縦一七種 横七五種

三克 尾張総督ヨリノ達書

五卿守護五藩ニ付

三条実美始御預分配之儀、左之通之筈候、仍御心得旁

相達候事、

筑前

三条実美

肥後

三条西季知

久留米

東久世通禧

薩州

壬生基修

肥前

四条隆調

右尾州侯より御達之御書付写(徳川慶勝)

文書原寸 縦一六・五種 横六二種

三〇 久光公ヨリ松平春嶽公へ①

久光公ヨリ堤右京大夫へ②

久光公ヨリ山階宮へ③

一一八〇ノ一

大藏大輔様

就新年遠路芳翰御投与、御厚情別而辱拜読仕候、如貴論
皇上万安被為加

聖寿恐悦、御同意奉存上候、隨而貴体愈御堅剛御超歳之
由奉恐賀候、老拙ニも無異加年仕候、乍憚御放念奉希候、
併例之腰痛至今時々発動、天質薄弱之体残念之至ニ御座
候、先は御厚情為可奉謝、如此御座候、恐惶——

二白、御端書辱承知仕候、修理江も御鶴声、別而辱

承知仕候、御礼申出候、乍筆末御当君様へも宜御伝

声奉希候、尚方今形勢如何御觀察御座候哉、長大息

無限義、尤愚意儀先般家臣吉井幸輔へ申含置候間、定

而達貴聽候義と奉存候ニ付、筆略仕候、以上、

一一八〇ノ二

堤家

孟春十五日之尊翰拜読仕候、先以春暖之候愈御安泰被成
御座奉恐悦候、然は就新年尊翰被成下、殊ニ御扇子一箱
御惠投被下、御厚情不淺難有拜受仕候、隨而此品龜薄之
至御座候得共、御礼之驗迄奉備高覽候、御笑留被成下候
得は、本懐之至ニ奉存候、先は右御礼申上度、如此ニ——

二白、御端書難有承知仕候、以上、

一一八〇ノ三

山科宮様

先月十七日之尊書相達、薰手拜読仕候、春暖之候御座候
処、益御機嫌能被為成御座恐悦奉存候、
(近衛忠顯・忠房)
陽明御両公其外
様御揃御同前可被成御座、重疊恐悦奉存候、然は常野浪

士一条、鎮靜相成申通御安堵之義と奉存候、(憲傳)併田沼苛刻之所置、歎息之次第ニ御座候、

五卿・長父子等東行之幕命、時勢ニ暗キ所置欵と奉存候、

且両閣老多兵引率登京仕候処、何等之義も不申上、一老は帰東、一老は下坂仕候由不可解之義、併君臣之名分地を払ひ候次第言語道断之義、歎息無限奉存候、扱大久保

一蔵差上、愚意

殿下御初へ内分申上候処、御聞濟被下、別而難有奉存候、

乍恐是非

朝威を以御差止不相成候而は、此末暴令を行ひ、終ニ

御国威も消滅仕候義と心痛仕罷居候、不遠

御吉左右承知仕度奉待上候、扱一蔵便より国産之龜品進

上仕候処、御挨拶細々被仰下、殊ニ百和香三種拝領被仰

付、尊慮之程、別而難有奉拜受候、先は右御礼旁申上度

奉捧愚札候、恐

再白、御端書難有承知仕候、乍筆末 御会始・石清

水御法乘之御詠歌拝領被仰付、是又難有奉拜受候、

内府公ニも春日御祭ニ付、被成御下向候由、最早御

帰京被為在候義と奉存候、尚書余は後便可奉申上候、

以上、

文書原寸 縦一六・八糎 横九六糎

一三二 山階宮晃親王ヨリ島津中将殿へ

年賀状

(包紙ウラ書) 島津中将殿

玉案下

晃

(封紙ウラ書) 島津中将殿

玉机下

晃

如是春寒、随分く御自愛專一ニ存候、早春ニ申入

候筈之処、変事ニ而延引、可蒙仁恕候也、

鳳曆之吉慶不可有際限候、御渾家益鴻鶴之加寿珍重存候、

晃無事、乍憚御安慮可給候、扱此百和香三種、龜末之至

ニ候へ共、不相変年玉之印迄ニ令差上候故、御笑納候へ

、本懐忝存候、尚期永日之時候也、恐々謹言、

二月二日

文書原寸(折紙) 縦一六・六種 包紙原寸 縦 二六種

横四・六種 横三八・三種

三三 大久保一蔵ヨリ西郷吉之助・養田伝兵衛へ

筑前久留米兩藩へノ使者及五卿移居ノ件

御両殿様益御機嫌克被為遊御座恐悦奉存候、各様御安康被成御勤奉恐賀候、扱小生事、先月廿八日未明長崎出帆、同夜五ツ時分博多江着、翌朝筑藩帆足弥二右衛門江引合、五卿御転座後之形行等尋問候、筑前より則御分居之義等申上、当分は赤間ト申宿江御滞居ニ候処、別而茅屋ニ而、最初より御疑念も有之末之事ニ而、種々不都合成立、内情甚混雜之次第ニ御座候、一昨卅日西田弥四郎急ニ而出立之由候間、委曲形行可申出候間相省候、

一筑前江は御内輪御使相勤候方可宜ト之事ニ而、其段引合候処、(黒田慶賢)下野守様拝謁被仰付、(征長之)年内就長征、大勢御領

内江滞陣、種々御手数ニ預り候御礼申上置、序ニ五卿

折合之義、何分此末混雜不相成様御処置可然ト之趣、

委曲幸輔一緒ニ申上候処、御承諾相成、(吉井友実)尚美濃守様被

仰談、何れ御安心相成候様処置可致ト之御事ニ候、

一去ル廿九日晚博多発足、久留米江差越、御使者之趣引合候処、御側向戸田謙二郎参問ニ付、拝謁之義申入候

処、差急之事候得は、今日中之処、拝謁難相運候付、

万端機事御談合相成候今井栄江引合呉候而は如何ト、

尚亦承り候、右今井義は、村上同腹之者之由候間、返

而同人江熟談いたし候方可然相考

御書相渡、且

御趣意之形行、委曲申含候処、昨朔日御返詞相成候は、

(島津久光)大隅守様別段御深意ヲ以被仰進候趣、厚忝被思召候、

就而則御決答可被為在訳候得共、全体幽囚人数之義、

次第柄ハ外々江被為対候迄之御処置振ニ無之、入込之

内情も有之事ニ而、則御断決も出来兼候訳ニ而、甚

御本意ニ被為背候事ながら、篤と御勘考之上、追而御

返詞從彼御方可被成と之御事ニ而候、段々承候得は、
直様御英断之処、如何可有之や、自ら近々御答可有之
奉存候、

一久留米昨日七つ時打立、博多江夜半着いたし候処、西
田弥四郎云々之次第ニ而、罷下り候段承知いたし、混
雜と申も別段訳有る事ニ無之、別而御疑惑之処より、
右式ニ及候訳ニ御座候、筑前の方ハ何分俗論不相止、
沙汰之限りニ而、只今ニ成候而は思ひ当り候向ニ而、
近々宰府之方江御移居之筋ニ相決、此上は程克折合不
付候而は不相済と之向ニ相見得申候、依之幸輔義、三
五日滞在、宰府御移居、何れ之筋決定相付候迄之処、
見届候方可然と申談相殘、小生義今日直様出帆いたし
申候、尚委曲之始末ハ幸輔より可申上、只今之処ニ而
西郷兄御出懸可被成程之事ニも無御座候、乍併詰ル処
ハ、御出不相成候而ハ相済申ましく奉存候、
右今日博多より出立之便宜有之、今日迄大略之形行
申上候、奉達

御聴候義は、以御賢考宜鋪御頼申上候、以上、

二月二日 大久保一藏

蓑田伝兵衛様

西郷吉之助様

追而、小蝶丸ニは当分遮而之御用も被為在間鋪奉存
候間、暫時ハ摂海江碇泊為致置可申候間、左様御聞
置可被下候、出帆差懸り乱筆御免可被下候、

文書原寸 縦一五・八種 横三一四・八種

二三三 博多吉井幸輔ヨリ西郷蓑田へ

五卿ノ消息、長州ノ内乱

春寒兎角不退去候得共、先に

(島津元久・元光) 御両殿様御機嫌能可被為涉、恐悅御同慶奉存上候、次

ニ御両公御揃御奉職之筈奉賀候、小生共ニも海路都合

能去ル廿八日当津江着舟、早速拝謁相願候得共、美濃

守様御不例ニ而下野守様御逢被遊、五卿辺之儀、且有

志共之歎願粗申上置候計ニ而、十分ハ不尽候、(久留米) 米藩も

拜謁ハ不仰付候得共、幸今井柴出会ニ付、是ニハ存分(敬禮)
談論ニ及候、右委細ハ大久保氏より可被申上候間、致
省略候、

一五卿扱向之儀、当藩之俗論嫌疑を恐レ、甚以僂抹之次
第、纔八疊敷ニ五人御同座之由、御付之壮士輩憤激い
たし候も当然之事ニ候、右次第ニ而御転座涯より段々
混雜、寺石(中四旗太郎)も当所江出懸居、折角尽力之折柄ニ而直ニ
面会、不遠西郷上京之賦御座候間、其折必五卿ニ謁シ
且京師表之尽力茂仕候、御国論之段も程能安心之為申
聞置候、五卿ニも頻ニ御待之様子、且於京師亦々五卿
転藩之命共下り候而ハ、大混雜ニ可及ハ案中ニ御座候
間、可相成ハ一日も早日被差出度、一藏殿よりハ暫ハ
御出ニ及間敷趣被申上候由御座候得共、小生共所見ニ
而ハ此上何と致再命下り候而ハ、信を失ふのミならず、
却而恨を請候機会欵と例之世話やきニ御座候、西田も(新四郎)
御頼ニ依而罷下り候由、おのつから事実御聞取可相成、
池田も(次郎兵衛)長府迄差入候由、旁之儀ニ付、小生ハ暫ハ当国

江滞在、当藩之俗論を破り五卿安着を見届、上京之筋
相決申候、畢竟俗論之起り候ハ、北小路より今度筑藩(筑前)
尽力之次第、被対

朝幕ニ御不都合と申儀ヲ相通シ、且会藩士先達而当地(会津)
江入込、奸之内より面会おどされ候模様、其辺より
して嫌疑を恐レ、段々不都合到来之様子、事情ハ不分、
一方計之説を聞て、失策を旋シ、可笑之甚敷キ物ニ御
座候、当藩之形勢ハ御存通之事ニ而、反正之上もしれ
た事ニ御座候間、五卿安住さへ出来候ハ、早々立退
ク含御座候、中村円太も当所より出舟之折被見付、終
ニ割腹為致候由、残念之事ニ御座候、
一長州内乱も追々小迫合有之、十四五日比大争戦いたし
諸隊大ニ利を得、長府之激徒是ニ応し、岩国・徳山之
援兵も引返シ、清末中ニ入て段々説得、諸隊も屈服、
去ル廿八日迄双方戦を止メ候由、萩之方ニも内輪ニ三
百人程起り立、隊ニ応シ候共相聞得候、右寺石が話ニ
御座候間、少々ハ隊ニ勢を付咄シ候故も難計候得共、

勝利ハ無疑事と被聞申候、此旨形行任幸便申上越候、
猶近日中五卿江も拜謁、折合候御届可申上候、以上、

吉井幸輔

二月二日

蕨田伝兵衛様

西郷吉之助様

追而、今朝小蝶丸ハ当津出舟、独被残中々のし不申
候、一日も早く都江と急ク心中御憐察可被下候、

文書原寸 縦一六・三糎 横二八〇・三糎

三六四 西郷吉之助ヨリ蕨田伝兵衛へ

(包紙ウツ書)

一 蕨田伝兵衛様

要詞

西郷吉之助

ノ

」

別啓

村田新八・坂木六郎

右兩人五卿御付被仰付奉存候、只今ニ而彼是相濟ましく
相考申候、以上、

二月二日

文書原寸 縦一六糎 横三一糎

一三五 横浜貿易新聞記事

兵庫開港問題其他

(表紙)

一九十五号

横浜貿易新聞

付別段新聞」

一二八五ノ一

九十五号

千八百六十五年第三月一日 丑三月 開板
四日

横浜貿易新聞

外国軍艦内海を通航して兵庫江碇泊したる故を以て、日
本政府兵庫奉行を命し、且此港を開く仕組にて、通詞・
地所掛役人を命し、或ハ凶面等を製する由たれとも、速

ニ大坂を開くとの評判ハ虚説なり、此事ニ付、日本政府より諸外国ミニストル江未タ公報あらず、固より政府にて一都会を模様替するときは、預メ其事を諸外国ミニストル江報告し、商議一定の上之に取掛り、或ハ都会の地所を取広め、或ハ運上所を建る等、都て要用の処置を為すへきなり、右の如く預メ其用意をすへきことなるが故、此事ニ付、公然たる報告あるニ非ざれば、兼而取極の時限通り、千八百六十八年より以前ニ、大坂を開くとの評判ハ全く憶説なり、

昨日の天気北風にて、夜ニ入り風勢漸く増し、晴天なりしが、午後第十時夜四ツ時地震あり、数「セコンデ」の間震動して、横浜中何方も同様なり、春米最も劇き地震と云べし、

左ニ示す書翰は、先般暹羅^{シヤム}政府より報告したるものにて米を貿易する者の為メには甚大切なる事件なり、其書翰ニ云く、

外国事務宰相チューパープラカラン謹て諸外国コンシユ

ル江告く、暹羅の諸執政官同議の上、次件を諸外国コンシユル江報告すべしと外国事務宰相江指図したり、即暹羅国王即位第十四子年、国内西方の米作ハ水難を蒙り、他処ハ旱魃にて、米を耕作して或ハ十分の二を収る者あり、或ハ十分の一を収る者あり、甚しきは皆無なる者あり、富人は憤発して米を買込ミ、之ニ由て米価漸く騰貴し、一「ブーケット」^{升目}ニ付二「チカル」^{貨幣}ニ至れり、方今は稍ヤ下落し、一「ブーケット」ニ付一「チカル」、又八分の三と為りたれとも、粳米^{モミ}の価は一「コーヤン」^{升目}ニ付上ハ七十「チカル」、下は六十「チカル」なり、国内都て米価騰貴、貧人は穀物を買ふこと能はず、山林ニ行て野生の「ヤム」^{山芋}ノ類を求め、竹実を捨て米ニ代へ、或ハ種々の物を探索し、米ニ雜て食ふ等、諸民困難の極ニ至れり、

方今の時勢、英語にては之を「フハミニン」^{飢饉}と云、我暹羅の語にては、米価騰貴の凶歳と云へる時運ニ陥りたり、今若し米の輸出を禁するニ非ざれば、貧人皆不平

を唱へ、通信の国は互ニ緩急を救ふべしと約束したるに、国王殿下の臣には条約を取扱ふ者あり、外国の使臣にはコンシユルあれとも、条約ニ記したる如く貧人を救ふ法を設る者なしと云べし、

英国条約第八条ニ云く、塩・米・魚類払底なることあらハ、暹羅政府一般ニ布告して、右品物の輸出を禁するの理ありと、

英国条約の付録第六条ニ云く、輸出を禁するときは、之を施行する前一ヶ月ニ於て、暹羅政府よりコンシユル江報告すへし、又不列顛の臣民、預メ暹羅役人より米を輸出すへき免許を得て、既ニ其米を買たる者は、仮令ひ輸出の禁令を下すとも、此米丈ケは輸出するを得べしと、他諸国との条約も皆同趣意なり、暹羅政府ハ本国の幸福を祈り、若し米の輸出を禁せざれば、米を貯たるものは、粃の高価なるを知て之を積荷と為し、或ハ食料米と為し、自用品丈ケを残して、余ハ尽く外国船江売渡すべし、然るときは米の貯なき者、或ハ米を買ふ錢なき者は益困窮

し、遂ニは種となすへき米をも食尽して、種時の時節ニ至り、種米なかるべし、其時ニ至り、仮令ひ種米を他国より買入る、とも、土地の模様異なるが故ニ繁殖し難し、故ニ種米を多く費すときは、仮令ひ潤雨あるとも、十分ニ田地を耕すへからず、米ハ大なる輸出品なるか故ニ、其凶作は双方の損なり、○右の次第ニ由り、条約の趣意に基きて、米の輸出を禁せんと欲るなり、若し諸国コンシユル此事ニ付、存意あらば貧人の恵となり、且後來外国商人の利益となるへき法を設ん為メ周旋せらるべし、

○往年英国ニも同様の飢饉ありて、蒸餅を製する麦粉を他国より買入るゝこと能はず、国内の芋は凶作にて、人民多く餓死したり、諸国の全権使節、此飢饉のことを思ひ、我國の条約を取結ふとき、双方の利益を謀るため、前条の如く定たるなり、
今余謹て白す、此まで貴国にて既ニ買取たる米高の目録を余ニ示すべし、而して余一ヶ月の猶予を以て、当月即チ千八百六十四年第十二月二十一日次件を足下ニ告ぐ、

千八百六十五年第一月二十五日より七ヶ月の間、米の輸出を禁したり、七ヶ月の終ニ及て、潤雨時ニ至り、米作の模様よきときは足下ニ報告して禁令を廃すべし、然れども潤雨少く、米の収納不足なれば、尚又一ヶ年の間輸出を禁すへし、

貴国商人等、米を買たる者は其多寡を記し置き、我国役人の吟味のとき之を示すへし、但シ禁令既ニ下りたる後にも、其書付ニ記したる高は、輸出を許すへければなり、又商人江命して、書付ニ記したる米高を輸出する為メ、十分ニ船の用意を為さしむべし、商人若し米価の下落を待て之を買ひ、定りたる時限より早く輸出せんことを求るとも許すへからず、○右件々を足下支配の商人江布告すべし、

国王即位第十四子年
一月火曜日

外国事務宰相

チューパヤブラカラン

二二八五ノ二

千八百六十五年第三月二日丑二月五日開板

横浜別段新聞

亞米利合衆国使臣館ニ而日本在留(加脱カ)

合衆国のミニストルレンデント、ロベルト・エーチ
・プライン

合衆国のコンシ(ル脱カ)ユフヒツセル足下ニ呈す、

日本政府条約ニ定たる時限の至るニ従て、兵庫を開くとの評判世間ニ流布し、且諸開港場の運上同様の振合ニ而、兵庫港にも運上所役人を命したる由なれば、其事弥々慥なるか故ニ、余此事ニ付、一書翰を外国事務宰相江呈したり、

右書翰の趣意は、此の如き大切なる挙動ハ必ず条約済各国のミニストルと談判の上ならでは取行ひ難く、且仮令ひ談判せざるとも、預メ其存意をば一応告知へきことなり、然るに今其沙汰なきは、今般の挙動ハ必ず取極りたる事ニあらざるべし、然れども、右の如く役人を命した

る趣意は何故なる哉と質問するは、余か職掌ニ而其疑を
晴らすは余が権なりと述たり、

余、今事務宰相の返翰を此書翰ニ封入して足下ニ呈する
か故ニ、足下此書翰并ニ事務宰相の返翰をも、合衆国の
商人等江布告すべし、敬白、

外国事務宰相の返翰ニ云く、

二月十六日付十六号の貴翰を落手せり、我政府近日兵
庫港を開くべき企あるとの風聞を承知せられし趣なれと
も、同港は京都近傍ニ而、恰も西国の鎖鑰なれば、方今
国内種々難事多き折柄、指置き難きニ付、其場所を支配
せしむる為メ、奉行一員を命したるなり、

若し、条約の取極通り、此港を開くべき時限ニ至れば、
固より条約済各国のミニストルと談判すべきか故ニ、此
事ニ付、疑念なからんことを希ふ、恐惶謹言、

(水野忠精)

ミズノイズミノカミ

(諏訪忠誠)

スワイナバノカミ

亞米利加合衆国のミニストルレンデント

ロベルト・エーチ・プライン足下ニ呈す、
冊子原寸 縦二七糎 横一九・八糎 一〇枚

二三六 横浜貿易新聞記事

兵庫大阪開港風説等

本文書八一二八五号文書ト同文ニ付、省略ス

冊子原寸 縦二九・三糎 横二二糎 九枚

二三七 橋口源右衛門ヨリ届書

長州征伐薩軍引上ノ件

御軍艦子十一月廿三日出帆より諸所碇泊日記御届扣

一 子十一月廿三日鹿兒島出帆、尤夕七ツ過松方助左衛門

乗付也、

一同廿四日昼七ツ時天草牛深江碇泊、

一同廿五日朝六時牛深港出帆、夕七ツ半時肥前国大村領

松島港江碇泊、同廿六日火焚込候得共、俄大風雨ニ而

出帆見合候、

一同廿七日夜八ツ時松島港出帆、

- 一同廿八日夕六ツ時筑前国博多港江入津、廿九日・晦日
- ・同十二月朔日・二日・三日同所滞在、風雨ニ候、
- 一同四日朝六時博多出帆、同日昼八ツ半時豊前国小倉沖江碇泊仕、早速上陸御届申上候処、滞船いたし居候様主殿殿より致承知、同十三日迄小倉江碇泊、
- 一同十三日八ツ時二十分出帆、伊地知正治殿乗付、同八ツ半時豊前小倉領田之浦江碇泊、
- 一丑正月二日迄田之浦碇泊、同朝四ツ時小倉出軍、御城下大砲隊人数并諸郷一手半、当日乗付、日州細島之様廻船いたし候様西郷吉之助殿より致承知出帆、同三日豊後国佐賀之関江昼九ツ半時三十分着船、天氣悪しく故碇泊、
- 一同四日朝四ツ時、佐賀之関出帆、同夜六ツ半時日州細島江碇泊、スホイカラレンスホンブ損、八日迄滞在取繕、同八日朝五ツ時出帆、同日七ツ半時豊後国佐伯領よの津江碇泊、今日雨風烈敷故、無抛碇泊、
- 一同九日朝五ツ半時同所出帆、同日昼八ツ半時佐賀関江入津、早速より石炭拾壹万斤程積入、
- 一同十一日火焚込候得共、天氣悪敷故取止、
- 一同十二日朝五ツ半時出帆之処、釜相損引返シ、又々碇泊、尤小蝶丸・安行丸ニ茂、同刻出船いたし候得共、天氣悪敷相成、安行丸にも上関迄差越、又々引返シ碇泊ス、
- 一同十四日朝六ツ半時出帆、同日大風雨ニ而豊後国杵築領守衛沖江碇泊ス、
- 一同十五日同所朝六ツ時十五分出帆、同夜四ツ時豊前小倉領田之浦江碇泊、
- 一同十六日六ツ時三十分田之浦出帆、同六ツ半三十五分小倉江碇泊上陸、御金并船中飯米五十俵、見聞役土持平八江引合相受取、
- 一同十八日小倉朝四ツ時出船、同日七ツ半時四十五分筑前国相之島江碇泊、
- 一同十九日朝六ツ時十五分相之島出帆、同朝五ツ時三十分筑前博多浦江碇泊、尤博多にて御自物、大砲要具積

入候事、

一同廿一日博多出帆、同日七ツ時肥前国呼子港江碇泊、

同廿二日・廿三日・廿四日大風雨ニ而滞在、尤ケイト

ル修覆、

一同廿五日朝四ツ半前出帆、同八ツ半前肥前国多助港江

碇泊いたし、尤ケイトル修覆、時悪敷故相泊ス、

一同廿八日朝出帆、八ツ半過長崎江碇泊、廿九日・晦日

・朔日・二日、鉄板并ねち釘出来、同三日出帆、天草

牛深江碇泊、

一同四日朝六ツ時出帆、夕七ツ半時十分加世田片浦江碇

泊、

一同五日朝七ツ時同所出帆、同日夕七ツ半時山川碇泊、

一同六日暁七ツ時出帆、只今着船仕り申候、

右之通諸所碇泊、ケイトル相損修覆仕、乍漸罷帰申

候、此段申上候、以上、

御軍艦

乾行丸乗付

御船奉行見習

丑二月六日

橋口源右衛門

文書原寸 縦一四・八種 横二三七・三種

三六 海江田武次ヨリ養田伝兵衛へ

肥後藩へノ使者応接ノ件

中将様より長岡良之助様江御書被進、御使者相勤候様

承知致し、去月廿一日熊本江着、則良之助様御側勤淺

井新九郎江面会、拜謁被仰付度存申入候処、無御抛御

差支被為在、御都合不被為出来、夫故口上申述、御

書は浅井江慥ニ相渡候処、良之助様御拜見相成候得は、

中将様御懇意ニ被仰聞候次第一々御尤千万、殊ニより

此方より御使者可被差上旨、浅井より御返事相成申候、

左候而、応答之次第左に申上候、

一 良之助様ニは、弥御上京被遊候哉、如何之思召ニ被為

在候哉と相尋候処、唯今通之処にてハ、迎も御上京之

御賦に無之、

中将様ニは、如何之思召ニ被為在候哉と尋問相成候間、

左様ニ御座候、多分

御書ニも被申上候通、御老体之事ニ茂有之、尤多病にて、御上京は被為出来かたく候よし、又唯今之形勢にて御上京相成、天下之御為筋相成候見込寸分無之、却而害を生し可申儀とわれ、式相考申候、何事も打捨候事ニは有之ましく候得共、当時之処にてハ、国を蔽重ニ致し候外無之、左候而、此末天下之御為必ず相成候見込可有御座なと相答申候処、浅井申候ニは、至極之御同意ニ候、弊藩之議論茂色々ニて、御上京被為在たひ杯云々申候者茂可有御座候得共、決して其儀不宜、いつれ富国を本体として、武備蔽重可致義、当時之道理ニ御座候、良之助様ニ茂決して、御上京ハ遊されぬ御決心ニ御座候、此中は一橋様より御迎ひ見るよふな事柄茂有之候得共、御上京不被遊候旨承得申候、一浅井申候ニは、尾張様御心配にて、何れ天下之事は、一橋様・越前春嶽様・

中将様、この御三公御親睦不相成候而は、此末治茂付

兼、其事を計るニは、良之助様御任とやら申事にて、尾藩之者申上候訳可有御座哉ニ御座候段被申聞候付、成程御尤ニ候、しかし

中将様におひてハ、天下之御為ニさへ相成る事ニ御座候ハ、御不和之御親睦之と申様な事ハ、露程茂不被為在、貴君方茂御案内之筈、昨春諸賢公方、不抱私心天下の御為御心配中之折柄、一橋様より 中将様ニかきらす、春嶽様初賢公方悉く御拒ニ相成、夫より唯今通之事ニも成行候半と相考申候、一橋様何の御趣意にて、賢公方を御拒ミ相成候哉、あなたかたハ如何御心得相成居候哉と問掛候処、成程此義ハおかしき事と相考申候、尾藩之者より密々承得候義は、一橋様幕を置諸侯江事を計るニおひて、幕より甚御嫌疑御受候故之事、又一ニは横浜開鎖の御論御不和、夫等の事にて、昨春の御次第ニも成立候様子ニ御座候なと承り申候間、成程其儀は粗承居申候、幕の御嫌疑とやらにて、云々思召相成候御趣意、如何様成者欵、一向相分不申

候、又横浜開鎖之事ハ未前之御論、是ハ御銘々御遠慮

茂被為在候御事ニ御座候得は、其篇ニテ諸賢公方御拒

相成候而ハ、実に天下之御不幸、歎息千万ニ御座候、

此末の治乱、いつれ一橋様御心中ニ可有御座、精実賢

公方を御依頼、一拜一和ニテ天下之事を御計り被遊ニ

おひてハ、先平治之見込茂も御座候得共、唯今通ニ而

は幕之暴威ハ益々募り、中々六ヶ敷世上ニ成行可申抔

申置候得ハ、向より茂同意之漸種々有之候得共、略し

申候、

一馬之義、式疋とも眼病之よし承申候間、夫ハ甚失礼之

至、御返し可被下候、外ニ吟味いたし差上候様可致段

申置候、

右之大意爰許ニテ大久保氏江申出候処、貴君江申上

越置候様承知いたし候間、格別入込之事ハ無之候得

共、粗如此御座候、よろしく御披露奉頼候、以上、

二月十七日

海江田武次

養田伝兵衛様

文書原寸 縦一五・八糎 横三八五・二糎

三六九 山階宮晃親王ヨリ島津大隅守殿へ

国事ヲ論ズ

和歌二首添

一一八九ノ一

〔包紙ウツ書〕
島津大隅守殿

玉机下

晃

〔朱三ツ同ジ〕
□

□

〔封紙ウツ書〕
島津大隅守殿

玉机下

晃

此時下随分く用心くト存候、愚詠悪筆之たに尺

二紙入電覽候、当春和歌御人数ニ被召加、御会始ニ

詠進之一、石清水御法楽之一ニ候也、呵々、

〔付箋〕
一此時下随分々々御用心々々可被成候、愚詠悪筆之たに尺

二紙入電覽候、当春和歌御人数ニ被召加 御会始ニ詠進
の一、石清水のさたに候也、呵々」

芳翰忝忝披誦候、益御安福恐祝候、小子無事乍憚御安慮
可給候、(近衛忠熙・忠房)桜木老公・内公共弥御安康ニ被為入候間、是又

御同慶申候、抑中国条、北越一条も先々鎮靜、恐賀候、

併五卿・長州父子東行之台命へ、尾老公嘸々迷惑ト察入

候、其他此節之形勢大息之々々も候得共、筆紙ニ難尽候、

定而在京御家臣より一々申入事ト存候、大久保一藏・帶

刀同道ニ而入来委曲承候、御尤く存候、 殿下・尹宮

江御申入之よし、則於

宮中 殿下御咄も承り候、近日老中参

朝之節被 仰下候由ニ候、乍去此節之形勢ニ而は、奉

勅候哉、如何、其辺は甚心痛候、万々御深考ト存候、何

分く

大樹公は正義ニ被為渡候へ共、心得違之執政得ト、天保

以前之風俗ニ打返し度候本心之よし、此一事より万事々

々と成行、扱々悲歎之事ニ候、尾州も紀州も水戸同断内

乱、氣之毒千万ニ存候、扱又貴国名産之饈五・烟草一折・

海老一折御恵投、御懇志深々忝存候、此百和香三種実々

餽品ニ候得共入電覽候、御笑納被下候へ、本懐忝存候、

今日は内府公も春日祭復古ニ付御下向伊勢大和御供致候、

天平勝宝年間之古物拜見ト存候、廿八日比内公御帰京の

よし、重大御用多中、何卒く無障速ニく御帰京已希

入候事、書外後便と令書略候也、 恐謹言、

二月十七日

文書原寸(折紙) 縦 一七糎 包紙原寸 縦二九・三糎

横四八・八糎 二枚 横 三七糎

一一二八九ノ二

(短冊①)南枝暖 めくる日にむかふたち枝へ春めきて

待鶯 先そまたるゝ鶯の声 晃

(裏ニアリ)「元治二正月廿四日

禁中御会始 』

(短冊②)

明らけき御世の例と詠けり

寄月懷

ちりもくもらぬ雲の上の月

晃

(裏ニテリ)
「元治」二月十五日

石清水社御法案」

短冊原寸①②

縦三六・二種

包紙原寸 縦

三〇種

横 六種 二枚

横三八・五種

三三〇 日本貿易新聞第九十七号記事

付南部弥八郎探索書

一横浜風説并市中等之雜説左之通、

横浜外国人の形勢、当時平穩ニ而異論ケ間敷事、先ツ無之方に相聞得申候、然共近頃、英国政府より書翰到來、去年鎌倉ニ而士官二人被切殺候償として貳拾万ドル相渡候様申來、右は清水清次を刑に行ひ候事、彼地江不相達以前仕出候事ニ候間、右之事件達候上は償金差出ニ不及筋ニ可相成、尤一人に老万トル位宛は撫育として申請候様ニも可有之、去ながら右之書翰江戸政府江差出候処、間もなく殺害者之一人を上方ニ而召捕

近々差下ニ相成管之旨、閣老より報告有之候段、英国通弁官シーボルトより内々申聞候由、右一人と申候は武田伊賀党類之者ニ候哉之世評有之、越前敦賀ニ而死(辨雲奇)刑相成候、列之内小林忠雄と申者、活命ニ而江戸江差立候旨書入相見得候ニ付、右之者ニ可有之哉と相考申候、

一仏国江製鉄器械調文ニ相成候ニ付、輸出之生糸を仏之商人共一手ニ引請度旨極密相願候処、何所となく相洩外国之商人は一同群議沸騰いたし、右様之御処置ニ相成候へハ、至然占買ニ相成直段下落いたし、御為不宜旨申立不相整候由ニ御座候、

一御国許より英仏江生徒数人被遣候旨、外国人之内窃ニ物語仕候者御座候由、

一五代才助儀(友厚)一昨年来居所不分明ニ候処、英吉利龍動府江罷越候趣ニ御座候段、元外国方勤ニ而昨年仏国江鎮港之使節ニ随従ニ而相越、帰朝後勲方被差免、田辺太市と申者噂仕候由、

一 三月廿二日閣老水野(忠愍)・諏訪(忠愍)、參政酒井(種彦)・立花之四人、

横浜之製鉄所為見置相越、廿四日蒸氣船ニ而品川沖迄
帰帆之所大風ニ而小舟通航難出来、翌日帰着ニ相成申
候、右ニ付、世上ニ而殊之外六ヶ敷応接有之、心能之
儀共御座候段雜説仕候得共、酒井公用人其外外国方官
吏等種々尋問仕候処、全く製鉄器械見分ニ相違無之筋
ニ相聞得申候、

一 英通弁官シーボルト儀、当春長崎江差越、近頃横浜江
帰路之時分、下之関江立寄、長州士官と談話之内、若
も領国を被削或は大膳父子江戸江呼出、其外禁錮等之
命有之候時は、国中挙而必死之戦争ニ及候心組之旨勢
猛ニ物語候由、

一 同人儀何地ニ候哉、宇和島藩人ニ出逢候処、兎角開国
ならては手術無之候付、宇和島ニ而も不遠開港可致由
申聞候付、如何様之法則ニ而開港いたし候哉、貿易は
諸民自在に取行ひ、政府は税のミ取納候筋ならては鎖
国之道ニ無之と存候旨、シーボルト申談候処、宇和島

人之答ニは、先ツ当分政府ニ而取行ひ可申積之旨申聞
候由ニ御座候、

一 同人之話ニ江戸政府之形勢を外国人より熟察いたし候
処、随分勢力十分ニ有之哉ニ候得共、みつから勢を挫
き候様之事のミ取計候事ニ而、憤発勉強いたし候ハ、
政令振起可致、誠ニ可惜事候旨評判仕候由、

一 將軍家上洛有無之儀ニ付而は、種々雜説も御座候得共、
從

朝廷度々被 仰出候趣有之、幕府之模様方今之所ニ而
は、日光御法会相濟次第急ニも御発途可有之勢ニ而内
外取しらへ有之、昨日參政酒井候公用人江外用向、四
合返書中、長州再発ニ付、右御手当旁營中殊之外取込
候趣申來候、

一 三月中旬頃肥後藩人之探索書中、閣老諏訪侯御側衆竹
本隼人(正明)正謀主ニ而、從

京師何様被 仰出候共、上洛見合且諸事取行方も関東
見込之通ニ取計、若 朝議ニ而御拒ミ相成候時は、將

軍辞表御差上相成候積之由相見得候得共、当時幕府之形勢右様之筋ニも不相聞得、兎も角も此度上洛ニ而万事確実無之候而は、中々治定仕間敷之見込候輩も有之筋ニ相聞得申候、

一 去秋大久保越中守再勤被命候、即日^(忠寛)上洛之儀は片時も

早々被為在長防之所置并諸事御治定之機会ニ候旨申立候所、其日より三日目ニ御役御免ニ相成候由ニ御座候得は、閣老参政其他重立候官吏ニ而は最も不好ニ相違無之候得共、昨年以来右之機会を失ひ候を歎息仕候向も不少様ニ相聞得申候、

右之通承申候、尤横浜之儀は手寄ヲ以探索為仕候儀

ニ御座候、此段申上候、以上、

丑四月五日 南部弥八郎

冊子原寸 縦二七・二種 横一八・五種 五枚

三二 吉井幸輔ヨリ西郷養田へ

春嶽公ヨリ久光公へノ伝言并五卿分居ノ件等

(包紙ウツ書)
「二」丸

養田伝兵衛殿

西郷吉之助殿

吉井幸輔

「乙丑」 京師ヨリ

二月廿四日

春和之候

御両殿様増御機嫌能可被為入、恐悦御同慶奉存上候、次ニ貴公様方愈御堅固御奉職可被成御座珍重奉存候、

随而野生御同前罷在候、乍憚御安慮可被下候、当地彼是紛擾、大難事計ニ而、実ニ

朝廷之御苦慮奉恐入候次第御座候、乍併一昨廿二日、

閣老兩人參

内、鶏鳴迄御談論被為在、一々御説破相成、兩閣老一言も不相成退出仕候由、誠以断然たる御決答恐入難有次第御座候、此上承服仕候得は、天下大平無疑事御座

候得共、又暴威を募り候欵も難計、実ニ大事之御場合
と罷成申候、右次第委曲之儀は、(藩刃)小松君・(利通)大久保氏よ
り可被申上候間省略仕候、(政風)猶内田より(詳)祥悉御聞取可被
下候、

一 出立之砌、春嶽公江御伝言之趣、(忠温)酒井十之丞江面会仕
候而、可相成ハ福井迄参上、御直ニ申上度申述候処、
此節春嶽公御近習之者大井弥十郎帰国仕候付、同人江
被仰聞候而不苦候ハ、右を以被仰進被下候而ハ、何
様可有御座哉之趣承り候付、其辺之儀は十之丞在京な
らハ、如何様共時宜次第可致旨、御沙汰被為在候間、
大井氏江御直ニ可申上返答いたし候処、兩人同意、私
方江参候付承知仕候形行大井江申聞、私儀ハ福井行取
止申候間、其段御披露可被下候、

一 五卿分配之一条茂、彼是六ヶ敷御座候へ共、先當時之
処、程能五藩申合候様との処ニ而、一時治り申候、此
等之儀、(逐)遂一仲之助より御聞取可被下候、(陸奥)西郷君ニハ
筑前辺迄御出懸之由、暫時なり共当地迄御出被下候へ

は、至而仕合之事ニ御座候、

一 天下之形勢、どふも難被黙止御場合ニ至り、尤此節は
御国是相定候機会欵と愚察仕候、(橋慶喜)橋公ニも拜謁いたし
候処、余程前非を悔ひ候御話共も御座候、適是迄御仕
懸被遊候御事ニ御座候間、御国是相立候御見留被為在
候ハ、御尽力被為在度御事ニ而、屈竟之場合を人ニ
せられ候ハ些残念なる心地仕候、

右公私取交荒々如此御座候、猶奉期後音候、恐惶謹
言、

二月廿四日

吉井幸輔

養田伝兵衛様

西郷吉之助様

貴下

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第六二二号
文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦 一五・六糎 包紙原寸 縦二七・五糎

横二九・八糎 横三九・二糎

三三三 小松帯刀ヨリ蓑田西郷兩人へ

内田仲之助御手当米増加之件

書添申上候、内田仲之助義当御役被仰付候より、最早三年余ニも相成候、其上此兩三年之処ハ、昼夜骨折、一方精勤相勤居候間、千五石俵未不成下候付、右旁之御取訳ニ而被成下候而は如何御座候哉、木場伝内ニも最早被仰付相成居、旁不并ニも御座候間、被仰付候而可然と相考申候、左候ハ、吉井幸輔義も年功ハ無之候得共、同断骨折もいたし、其上此節出陣もいたし、骨折精勤相勤申候間、同様被仰付如何可御座哉、(有脱カ)御相談申越候条、夫々御吟味之上、随分可宜と之事ならハ、御伺可然御執計可被成候、此旨申越候、以上、

但木場伝内ニは、六十日かへニ而被成下相成居候、

江戸表ハ五十日ものよし御座候、御心得之為、此

段も申越候、以上、

二月廿四日

小松帯刀

蓑田伝兵衛殿

西郷吉之助殿

文書原寸 縦一六・三種 横七七・七種

三三三 大久保一蔵ヨリ西郷吉之助蓑田伝兵衛へ

阿部豊後守松平伯耆守入京ニ付二条閑白ノ詰問其他

余寒去兼候得共

御両殿様益御機嫌克被為遊御座、恐悅御同慶奉存候、

扱御当地形勢、去ル十七日飛脚被差立、御問合申上越

候通ニ而、(正外)兩閣老阿部豊後守、(本荘宗卷)松平伯耆守上京

朝廷江言上之趣有之、(橋慶喜)前以橋公・会藩等江申出候形行

ニ而は、不容易暴威ヲ振ひ候賦ニ被察、先便申上候条

々之趣ニ而、十五日参

内は延引相成、一昨廿二日兩閣老差揃参

内有之候処、誠ニ案外之都合ニ而、(有脱)二条公よりした、

か庄倒せられ、伯州ハ今日下坂、兵庫辺警衛いたし候

様、豊州ハ今日関東江駆下り、

大樹上洛周旋可致御達ニ而、御請申上候由ニ御座候、昨日大夫同道 二条公より相伺候次第、左ニ大意申上候、

一兩閣老江、何等之訳ヲ以上京いたし候哉と御尋之処、朝廷江言上之趣意無之、一橋江用向ニ付上京いたし候段申出、其趣意如何ト御尋之処、何分此席ニ而ハ恐入候付、

殿下江參殿可申上と之事候処、宅江參候而は旁迷惑候間、少も不苦候付、是非申上候様御詰問ニ而、再三ニ及漸々申出候は、常野浪士之義、未鎮定ト云ニ不至、且水府国内之混雜も有之候得は、大樹公別而御配慮候間、一橋江暫時御暇被成下度、左候得は、万端示談ニ及度と之事候処、此義は以之外なる訳ニ而、昨春大樹東下之節、御直ニ一橋ヲ名代ニ滯京為致候間、御暇被成下度、左候ヘハ、鎖港之成功ヲ遂度と之言上ニも相成、且は京師守衛惣督ニ而、長州犯闕之砌ハ勿論、則此節常野浪士之事變ニ付而も、惣督有而安

宸襟候訳ニ候、此時節ニ当而は、亦如何様之變も難凶候得は、御暇難相成段御答候処、如何様ニも御尤之義ニ而、奉恐入候段申出候由、尾張之義も御用被為在由候得共、相濟次第出府之御暇被成下度ト之事ニ而、是も長州御処置一定之間、不相成段御答ニ而、奉恐入候段申出候由、

一二条公より、昨春大樹公上洛

宸翰ヲ以御達之趣有之、直書ヲ以御請相成候義、一ヶ条も尊奉之筋不相見、其方等ハ新參ニ而相分り兼候半か、併伝聞も可有之、是ヲ見よと御請書御差出相成候処、兩閣拜見、平伏して不堪恐懼とのミ申居候由、扨一体東西懸隔之訳ニ而、事情不通之訳も可有之候得共、関東ニ而、京師ヲ疑奉り、討幕之御趣意の或ハ幕ヲ御込らせ被成と言様なるけしからぬ趣意有之由、以之外なる事ニ候、畢竟幕府御扶助之御深意ニ而社、追々難有

御沙汰有之訳、幕府御助被成候も天下之為ニ候、今幕ヲ討テ何之国家之益可有之哉、右様疑惑ヲ生シ、朝廷ヲ奉疑候ハ、大樹公ハよも左様之心底ハ有之まし、定而閣老等之内より、左様之異説主張之者有之候半、其姓名ヲ聞んと御詰り懸之処、誰と申訳ニ無之なと申て恐入居候由、

一 右之外、此節^(毛利敬親・広封)大膳父子出府・五卿護送之義・常野浪士

之処置・諸大名参勤等之義、不可行之訳条理明白、御詰問被為在候処、一として申開いたし候訳無之、何事も御尤恐入奉り候と之事候由、

右之通之大意之形行ニ而、如何様

御沙汰相成候而も、前条通御尤恐入奉ると之事ニ而、如何様論し候而も無益ニ候、仍而豊後守は先度上京之節、大樹上洛之御請いたし東下、此節上京と定而、其事ヲ奏し候半ト存候処、以之外なる訳ニ候、就而は早々東下いたし、神速上洛有之候様必死之尽力可致、伯耆守義ハ摂海異難之憂も有之、且ハ潜伏浪士之説も有

之、諸藩ニ而も不被命候而は不相濟折柄候間、幸ニ歩兵とやら多人数引率之由候付、為警衛早々下坂、探索之上何分可申上と御沙汰有之候処、各畏伏、明後廿四日早々出立可仕、兩人共御請申上候由、

一 右ニ付、御参府一条之義は第一奉命之訳有之、委曲申上置候次第、大膳父子出府・五卿護送之義、前条通御詰問相成候迄ニ而、別段

御沙汰と申訳ニも無之候間、其段奉伺候処、其儀ニ候迎も閣老江達候而も右通ニ而、其詮無之候間、大樹上洛之上、御評義可被為在と之御事候由御答ニ候、併此両条ハ、上洛ヲ待候而は、既ニ幕命相成居候訳ニ而ハ諸藩内情入り入候訳云々候間、是非表通

御沙汰相成候様奉願候処、尤之事ニ而早速御評義可被遊と之御事候間、不遠運相付可申奉存候、尤御沙汰書ニ而御達相成候様、屹と御尽力可被下と之為勝御請合ニ而御座候、

右は概略之形行ニ而、巨細閣老御問答之条々、迎も

筆紙ニ難書記、仍而彼是之情熊言上之為、内田仲之

助江被相含、小蝶丸より被差下候間、御聞取之上

御而殿様達

御聽候義、可然御取計可被下候、以上、

二月廿四日

大久保一藏

蕨田伝兵衛様

西郷吉之助様

追而、私事も可成早目復 命之含候得共、本文通御

參府一条首尾不相成候付、結局相付候得は、直様帰

国可仕候、小蝶丸より帰帆之筋、先度申上置候得共、

余延引相成、筑前五卿一条且五卿(符之)一条、幕より御達

之飛脚も有之、出帆いたし候方可然と之御吟味ニ而

出帆相成候、尤中旬比蒸艦上坂之由候得は、近々上

坂可有之候間、其便より小生帰国可仕候、左様御含

可被下候、

一 一応(小松)帯刀殿就帰国、諏訪太夫京都話御談合も申上置、

御内聽ニも達置候、小太夫も模様次第ニハ候得共、

遅く而も来月中ニハ出立之筋談合いたし置候付、早

々諏訪太夫小蝶丸よりニ而も上京相成候様被仰付候

而宜鋪ハ有御座間鋪や、左候得は、一時ニ而も小太夫

重り合、諸事付属も可有之儀と奉存候、何分

思召被相伺、宜鋪御尽力可被下候、

一加藤雄介其余五人、小蝶丸より被差下候、最初より

寛有之御趣意ヲ以御処置被為在度、併犯国禁候法ハ

不相立候而ハ不相叶候間、何分宜鋪御評義可被成下

候、橋口義ハ右人数と異論相立、列ヲ離高野辺江潜

伏之由ニ相聞得候間、則御手被召付候、不遠被差下

候都合ニ可相成候、横山義再(中井也)三之義ニ而、此節及帰

參候得ハ、親類より殺れ候ハ案中故、難罷下段申募

居候付、決而不及懸念段申諭、帰參之筋ニ決定相成

候、相当之御処置なれハ、外ニ道有之間鋪候得共、

別段出格之御憐愍ヲ以、一命丈ハ御助ケ相成度、左

候得は、早目親類江疎忽不相働様御内達被下候様、
御取計可被下候、尚、細ハ内田より御聞取可被下候、

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第六二〇号
文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一六・三種 横三九四・七種

三二四 英人ライルホールヨリ新納刑部へ

英国へ出帆ノ期日ニ付

〔表紙〕
「御遙航日延之儀ニ付

英国民ホーム申出候書付」

新納公江呈ス

君

一 英国へ御遠航之儀、追々延引仕御待兼之段、奉恐縮候
得共、今暫之処御延し置被下度、尤無益ニ日数を費し
候訳ニは決而無之候、

一 ゴロウル儀も、上海江渡航仕り、此度御遙行ニ付為替
金之儀、依所置は莫大之損益も有之候事故、可成御入
費相減候様、都て御都合向周旋仕候ため、彼地江差越
居申候処、即今罷帰候、且香港より先キ火船ニ而御遠

航之儀、毎歲当節頃は西洋諸国之商民共、時節宜火船

ニ而往来仕候事故、飛脚船不罷居、無益ニ滞留仕候儀

ニ御座候、依之ゴロウル、於上海香港之都合承合申候

処、第四月十五日我三月廿日を限り、諸用向相弁じ、

長崎より香港江御開帆之都合可仕候ニ付、其頃迄は御

猶予被成下度、不得止事御相談申上候、先度御出崎之

折粗期限申上置候処、御遙行ニ付諸件不相整彼是延引

仕候段、実以御気毒千万、各君へ宜御伝言被下度、尚

委細之儀は速に奉得尊顔万話可申上候、恐々敬白、

御序之刻、御模様御書答被下度相願候、

三月廿四日

ライルホーム
頓首

我二月廿七日

冊子原寸 縦二四・二種 横一七種 四枚

三二五 柴山良助報告書

松平伯耆守阿部豊後守上京不首尾ノ件

〔表紙〕
上

〔付箋〕
「慶応三年

〇」

其後承及候形行左ニ奉申上候、

一松平伯耆守様・阿部豊後守様、当月初旬御京着御座候

処、此節ハ会津侯・桑名侯等へ御打合茂無之、將

軍様御上坂向御申開之事より一橋公御呼戻之儀等、

朝廷江御申上相成候処、一切御開濟不被為在、伯耆守

様ハ兵庫御警衛之為滯坂被仰出、豊後守様ニは尚又

將軍様御上坂之儀、朝命御承知ニ而御東下被成候御

模様之由、今比ハ京地御出立御座候半と申事承及申候、

但一橋公御呼戻之儀御申立之次第、此前之通、將

軍様御相談之御相対も不被為在、常野之浪人蜂起

之事等より、甚御心細被為思召候訳ニ而、一往御

東下之御暇被下候様ニとの趣御座候処、朝廷よ

り御沙汰ニ、尤之儀ニは候得共、常野之浪人蜂起

之事ハ一国之事、当分一橋之職掌、天下之騒乱を

惣裁する儀なれハ、国事ニ難被替、其儀願ニ不被

為任との御議論之様被相伺申候、將軍様御上坂

向御申開之次第、委細承及不申候得共、何分朝

議ニ御屈服被成候御模様ニ承り申候、

一毛利大膳父子、関東へ御召と申儀ニ付、初大目付駒井

甲斐守殿江長州御用として被遣と申事被仰付候処、勢

難被行儀よりして、色々被為難議論相立、守衛人数被召

付度との儀等、被願出候向も有之候由御座候処、去ル

十三四日比御役御免ニ而、右替りニ大番頭神保山城守

殿大目付江被仰付、早々出立可致旨被仰出候由、

但山城守殿事、常野之賊党追討として出張いたされ

なは港辺ニ而大ニ被相勤候而評判宜敷、帰府之上

ハ屹と御加増様之儀も御座候半と被存居候処、右

之儀被仰付、甚失望いたされ候由、

然るに山城守殿所存ニは、ケ様之大事件、不肖之身を

以難相勤事ニ而、若事不成して、將軍家之御名を墮す

様之儀有之候而は、一身之上ハ扱置御上之御恥辱無此

上との格護ニ而御断被申上候処、無程御免相成、又御

目付塚原但馬守殿大目付へ御挙用、右之替り被仰付、

御目付御手洗幹一郎殿同行ニ而、来ル六日方筈途相成

候向ニ承及申候、

一芸州侯江去ル廿六日御封書相下り承合申候処、右塚原(淺野長訓)

但馬守殿・御手洗幹一郎殿出立相成候ニ付、芸州表へ

着之上、不都合無之様取計候旨御当御座候由、

一加藤遠江守様・脇坂淡路守様・伊達遠江守様江茂御封(奉秋)

書相下り、右大目付・御目付出立之儀ニ付、何れも様(安斐)

より守衛人数御差出可被成旨被仰出候向ニ而、右守衛

人数脇坂侯御国許へ相揃候上、大膳父子御召之事ニ御

取掛被成候積之由、左候而、大坂迄護送相成、夫より

尾州侯之御手より警衛、東下御座候筈之様御内定之哉(徳川義直)

ニ承及申候、

松平相模守様より御届(池田慶徳)

一相模守長防追討被仰付、伯州米子表迄出張仕罷在候処、

毛利大膳父子伏罪ニ而、尾張前大納言様より依御沙汰(徳川勝)

去ル十日帰城仕候、然る上ハ去ル子年被仰出候趣茂御

座候間、家族共早々出府為仕候筈之処、右出張仕候ニ

付而は自然国政ニ茂相関、且費用茂不少、当表住居茂

取崩居候向茂御座候間、修覆相調不申候得は不都合ニ

付、速ニ出府為仕候義、一ニ行届不申候間、成丈手續

仕修覆差加、出府為仕候心得ニ御座候得共、暫延引相

成茂難計ニ付、右申上置候様申付越候ニ付、此段御聞

置被成可被下候、以上、

正月廿六日

松平相模守家来

山下判事

松平内匠頭様より之御届(池田徳定)

一私儀本家松平相模守長防追討被仰付候ニ付、自国手当

筋之儀嚴重可相心得旨被仰付候間、国海岸場所其外国

界遠隔等ニは夫々家来出張為致嚴重手当仕候処、今般

毛利大膳父子伏罪、長防及鎮静、相模守ニも帰城仕候

ニ付、去子年被仰出候御趣茂御座候間、家族共早々出

府可為仕候之処、昨春以来両度之上京、御守衛御警衛

等多分之費用ニ而内外差迫不任心底当惑心痛仕候、且

又去戌年被仰出候御趣も有之、殊ニ住居向大破ニ付奉願屋敷上地仕候次第、旁以不都合之儀も有之、速ニ出府為仕候運に行届兼候間、何卒暫御猶予被成下候様奉存候、其内手繰次第、可成丈早々出府可為仕候得へ、此段御聞置可被下候、以上、

正月

松平内匠守(頭)

右御付札

書面之儀無余儀相聞候得共、深き 思召茂有之被仰出候儀ニ付、如何様とも都合いたし、出府候様可被致候、

(黒田齊博)
松平美濃守様より御内意伺

先般諸大名參勤割井家族共在府之儀、前文之通り被仰出、長州討手被 仰付候面々御成功之上、呼寄候而茂不苦旨御達御座候儀、今度討手之人數引払候ニ付而(黒田齊博)は、同氏下野守儀速ニ參府為仕可申儀ニ御座候得共、私儀当年長崎表当番年ニ御座候処、持病之疝邪此節手

強く差発し甚難儀仕候、然るに方今之形勢人氣不居合之折柄、長崎表御警衛向、且領分手広之海岸防禦筋指揮等、自然行届兼可申と別而致心痛候、就而右難相願儀ニ御座候得共、病中悴下野守万端申談名代為仕度奉存候、依之私病氣快く罷成迄之内、暫在国為致度、此段御内意相伺候、以上、

正月二日

松平美濃守

御付札

書面之趣無余儀相聞候得共、家族等当地へ呼寄候様被仰渡候儀は深き 思召茂有之、被 仰出候儀ニ付長崎表警衛之儀、病中重役之家来共江厚申付取計、下野守儀は出府候様可被致候事、

右同侯より御届書

一長州滞在之三条実美初五人之輩、(元團)毛利左京家来迫田伊勢介差添、正月十五日黒崎駅迄送來、同所ニ於て請取

申候、此段申達候、以上、

二月十一日

松平美濃守

(鍋島茂実)
肥前侯より御届書

一旧冬十一月廿三日、松平越前守様より筑前国木屋之瀬

之家来御呼出、一昨年脱走是迄長州へ滞在之三条実美

初五人之内老人、松平美濃守様より受預可申旨、以御

書付被相達候、然る処今度芸州表尾張前大納言様より

右五人五ヶ国引分ヶ方運兼候期も有之候ハ、筑前外

ヶヶ国ニ両三人ツ、筑前へ被差置候形を以、請持之藩

より人数引分守衛仕候心得之段、美濃守様御家来より

別紙之通伺出候始末其通被聞置、宜御取計候様前大納

言様御付札御差因有之候由、右ニ付、各藩申合守衛筋可

然取計候様、越前守様より御達之通、老人御預之儀不

行届、御受持仕候儀御座候へ共、自然両三輩ニ茂相及

候ハ、何分難相任、殊ニ他藩之番兵入込候儀ニ而は、

猶更及混雜諸手配実以不行届之儀ニ付、遮而御断申上

候心得に御座候段、予越前守様江御断申達置候間、此
段御届仕候様申付越候、以上、

二月十二日書

松平肥前守内
岡本左兵衛

長州ニ而所々張札有之候写

一君上被為繼 御先祖洞春元就公之御遺志、御正義御遵

守被遊候処、姦吏とも御趣意ニ相背き、名は恭順ニ托

し其実謀反、四境之敵ニ申合、恣ニ関門を毀チ、新館

を墮、正義之士を逆殺し、加之敵兵を御城下ニ誘引、

隠ニ周防一國を割与之儀を約し、恐多も種々御難題を

申立、君上御身上ニ相迫り候次第、御国家之御恥辱ハ

不及申、愚夫愚婦之切齒する所大逆無道、我等世々君

恩ニ沐し、姦党と義共ニ天を戴かず、速ニ微忠を尽し

聊義兵を起し、洞春公之尊靈を地下ニ慰め、且ハ君上

之御正義ヲ天下万世ニ輝し、御国民安撫し奉るものな

り、

丑正月

遊撃軍

一防長諸隊不伏之者も有之、難行届より兵力を以打取候儀ハ兼而督府より御達も御座候趣、然る処当今諸隊之者とも暴動仕候ニ付、吉川監物(経勢)を伝ひ申達候、右ニ付、安芸守領内廿日市へ非常警衛として、人数差出置申候旨不取敢御届申上候様、国許より申越候ニ付、此段申上候、以上、

二月十二日

(浅野長則)
松平安芸守内
福永助左衛門

小笠原侯江御当りニ相成候御書付

一 小笠原左京大夫領内田野浦沖ニ碇泊いたし候外国船江毛利大膳家来之者、小船ニ而往来いたし候由等、先般届之趣も有之ニ付、外国人とも取締方之儀、各国ミニストル等江相達候次第も有之候間、以後右様之儀有之候ハ、国旗見定船号等委細承届、早々申聞候様可仕候事、

二月

右通之儀ニ付、去ル廿三日比、和蘭文ニ相認、ケ様ニ

不被成具様、和蘭本国江御頼越しニ相成候由、和蘭文典相認候もの、話御座候由承及申候、

(直憲)
井伊侯より御届書

一 先日御届申上候敦賀より旧冬賊徒、去ル朔日追々御同出有之、然処死刑之者有之候間、斬人差出候様黒川(盛)近江守様・瀧沢喜太郎様より同三日御達有之、翌四日掃部頭方より斬人十六人差出、賊徒之内別紙之通り斬首仕候段、出張之家来之者より申越候、此段御届申上候様掃部頭申付越候、以上、

二月十四日

井伊掃部頭家来
山本運平

掃部頭方より差出候斬人、斬首仕候賊

(研繁) 武田伊賀 武田魁介(助) 山国淳一郎 村部方(次) 朝倉弾正 高野長二郎(五) 米橋清之丞 田丸左平(兼) 伊東健藏 同 新藏 川上清太郎 瀧川平三郎(太)

右之余左之賊徒ハ酒井若狭守様より斬人差出、斬首

仕候趣御座候、

武田彦右衛門 山国兵部 長谷川道之介 井田(平三郎)因幡

川瀬 專藏 国分新太郎 前橋徳之介 小野藤田小四郎事斌男

山形 半六 小栗弥市(平) 竹中万次郎 内藤昇一郎

右之通御座候、

右御届相成、其後式百三十七人死刑、七拾人へ遠島、

其外悉追払と申御所置相付、未表向御届と申儀ニは無

御座候へ共、内分ニ御左右井伊候より被仰上候由承及

申候、

一 武田党死刑之御所置ニ付、越前藩江も斬人差出候様御

当り御座候処、士分を刑法ニ被行に、凡下同様斬人可

差出との儀は御断申上度、屠腹之介錯人と申様之儀被

仰付候へハ承知可仕段申出候由、

朝廷より被仰出候御書付

一 毛利大膳父子伏罪之形跡相頭れ候ニ付、追討諸藩一同

及凱陣候由、尾張前大納言以書取言上被 聞食、此上

ハ防長所置之儀即今之急務、最 皇国之大事と被 思

召候間、兼而 御沙汰之通り、大樹上坂被安 叡慮候

様屹度所置可有之旨被仰出候事、

正月

一 今般大樹上坂之儀、更ニ被 仰出候ニ付、尾張前大納

言を暫被 召留候旨 御沙汰候事、

正月

一 右御同文ニ而松平越前守様江茂御同断之由、

京都より水戸江被仰出候御書付

(兼川黨傳) 一 水戸中納言儀、兼々贈大納言遺志を継述へ、尊王攘夷

之儀厚相催候様被 仰出候所、却而 朝命を怠棄し、

邪曲之闢有之輩を挙用候故、家政向及混乱、終ニ其家

来共多人数近畿江罷越候段、惱 叡慮、当時京都御手

薄之処、不得止一橋中納言以下出張被 仰出候事、

十二月

右水戸江御当り之御書付、昨年之十二月十日 朝廷より御発し相成候処、其後幕府江相滞り居、此節阿部閣(金)老御上京被成候上、右御書付如何取計候哉之旨、朝廷より御沙汰被為在、早々其儀御掛合ニ相成、去ル十五日、右之御書付御達し御座候由、然るに屹と御慎之(備直)訳御座候処、去ル廿二日方御勘定奉行井上信濃守様・大目付田沢对馬守殿・御目付駒田稻五郎殿御使者ニ而折々暖氣ニ茂相成、御上焦茂可被成ニ付、月代等是不苦、且御門之儀も御閉門ニは不及との御沙汰御座候由ニ而、去ル廿八日より御門開き御座候由、甚筋ならん御達之様ニ而、 朝廷之御趣意を愚弄被成たる形と、人々評説茂承及申候、

横浜之幕吏より遣候書状之略

一 鎌倉江御番所出来候筈ニ而、近々相始候向全同所近傍御取締之為ニいたし候、いづれも神奈川方ニ而進退仕候、各国ミニストル館江戸表代ニ横浜表へ出来候筈、(U) 弘蘭西ハ最早取懸り申候、追々各人多く相成り、当年中ニハ横浜市中過半取締、私欺御貸渡し被成候積ニ御座候、盛とは申なから次第ニ延蔓いたし候ニ付、実ニ難儀仕候、将又当地におひて、陸軍伝習御開ニ相成候積被仰出候、追々諸藩之者茂伝習相成積ニ御座候、已ニ右之懸り茂出来申候、

右二月二日之状

一 横浜ニ而英・弘之両学館相立、昨年之暮より英人御頼入教学相勤、当分ハ未英学而已ニ而書生之五六十人位罷在、修行之勉怠且記誦之上、席之甲乙を分チ、毎日進退仕り、学才無御座候者ハ退け、大ニ相励ミ申候由、当分之處、幕人而已之学校ニ被相聞申候、

一 横須賀横濱と金沢との間之よし江莫大之成鉄所造立相成候様子、尤

弘蘭西人御頼入機械茂弘国より参着之由、大略費用之見賦六拾万兩と申事承及、今より成就之処五ヶ年之見込之よし、

一王子村ニ茂高爐并反射爐造立御座候由、竹田斐三郎と

(武田成章)

申者掛りニ而、已ニ取掛相成居、瀧の川を隅田川筋迄切流し、舟之便を取り候地組の様子ニ被相聞申候、

水府之情実正論之者より相洩し候書付

正月廿五日評定所御用

戸田銀次郎(忠則)

一去夏中、市川三左衛門等江戸表江罷登、御家御為筋之儀及言上候砌り、其方儀表向同意之体ニ而罷出、後日血氣之諸生等一同出府之上、大久保甚五左衛門・岡部忠藏等ニ申合、種々虚妄之儀相構、三左衛門始嚴重御所置方之儀、遮而申上候処、深 思召之品茂被為在候ニ付、一旦其意ニ御任セ被遊候得は、直様水戸表江罷下難行時勢を候ひ、品々押穩(總)し、三左衛門等江又々同

意之姿ニもてなし、内密派党を結び衆人を為致感乱、御取締筋心付も無之、却而御国難を相増候始末、立場柄ニハ別而不相済所業ニ候、畢竟累代御厚恩を令忘却候故之儀と重々不屈之至ニ付、嚴重可被 仰付之処、追而ハ其方江致随従候者とも、賊徒追討戦争之地江罷出、及接戦候儀も有之候ニ付、格別之御仁恕を以忤雄之介江拾人扶持被下置、蟄居被 仰付其方儀は屋敷家作とも御引揚、御用長屋へ被遣候条、嚴重相慎可罷在者なり、

戸田雄之介

父銀次郎儀、不屈之儀有之候ニ付嚴重可被仰付之処、格別之御仁恕を以て、居屋敷家作とも御引揚、御用長屋江被遣、其方へ拾人扶持被下置、蟄居被仰付候条、相慎可罷在ものなり、

渡辺半介(助)

去夏中、市川三左衛門等江戸表江罷登、御家御為筋之儀及言上候砌り、同意之体ニ而血氣之諸生等を誘引い

たし出府、同伴之者とも不心得之所有之候をも不憚、
剩派党を引立、種々表裏之儀申上候始末、立場柄ニハ
不相濟、畢竟累代之御厚恩を令忘却候故之儀と、不屈
之至ニ付敵重可被仰付之所、水府表江罷下り、追而ハ
軍場江茂罷出、及争戦候儀茂有之候ニ付、格別之御仁
恵を以、悴吉万麻呂へ拾人扶持被下置、蟄居被仰付、
其方儀は居屋敷家作とも御引揚、御用長屋江被遣候条、
敵重相愼可罷在ものなり、

渡辺吉万麻呂

文儀戸田雄之介同断、

久木直次郎

其方儀、元來心得不宜候処、一旦致改心候ニ付愼御免
被遊候処、其後賊徒追討之方へ罷出、及接戦候間、御
知行をも被下置候得共、従來之私情又々相替り、笠井
権六等申合、内密派党を引立、衆人を為致惑乱、既ニ
太平山辺江出張之砌も種々妄言を以郷民を為致動揺、
御改正を妨候而已ならず、不容易企いたし候趣相聞、

重々不屈之至ニ付、敵重可被仰付之処、格別之御有赦
を以悴小太郎へ七人扶持被下置、蟄居被仰付、其方儀
は御用長屋へ被遣候条、敵重相愼可罷在ものなり、

久木小太郎

父直次郎事、不屈之儀有之候ニ付、敵重可被仰付之処、
格別之御有赦を以、御用長屋へ被遣、其方へ七人扶持
被下置、蟄居被仰付候条、相愼可罷在ものなり、

笠井権六

其方儀、心得不宜候処、一旦致改心候ニ付、愼御免被
遊、尚又賊徒追討之方へ罷出、及接戦候儀も有之候間、
御知行をも被下置候処、久木直次郎等申合不容易企い
たし候趣相聞、畢竟私情可相遂との隠謀より戦争之地
江相進ミ、又ハ東西江奔走いたし御改正を妨候始末、
重々不屈之至ニ付敵重可被仰付之処、格別之御有赦を
以悴鹿太郎へ七人扶持被下置、蟄居被仰付、其方儀は
御用長屋江被遣候条、敵重相愼可罷在ものなり、

笠井鹿太郎

文儀久木小太郎御同斷、

桑原力太郎

其方儀、心得不宜候処、一旦改心之姿ニ而致進退候得

共、從來久木直次郎等同意ニ而、御改正を妨候所業も

相聞候ニ付、被仰付様茂雖有之、亡父治兵衛事存生中

積年之非を悔ひ改心之上、御為筋骨折之儀も有之趣相

聞候ニ付、格別之御宥赦を以御役御知行被召上、七人

扶持被下置、蟄居被仰付候条、相愼ミ可罷在ものなり、

右辞命中誣罔尤甚敷廉々、左ニ記す

去夏中、市川三左衛門江戸表江罷登、御家御為筋之儀

及言上候 砌云々

戸田銀次郎江被仰渡候、
文中之語

市川三左衛門・佐藤図書・朝比奈弥太郎、去五月(案色)中

岩船屯集之諸生数百人を誘ひ、江戸表へ罷登候処此時

迄ハ市川等も正論之体にてとこまでも彼之筑波等之暴徒を除き先
君真の遺志を奉して攘夷之功を遂度など相約し、諸生共々ニ罷登

なりし、無程三人とも執政職被命、俄に御政体御改革

と唱へ、(徳川齊昭)先君烈公中興以來之政体を変更せんとす

水府之政体ハ烈公兼而祖宗之遺業を述て、百度を一新せられ、中
興之政体多きを以て、今ニいたり其遺志を奉するを以主意とす

猶又去ル戊年の秋其功を褒して大納言の官を贈られ、天朝公辺より
も愈其遺志を継述すべき旨命有りしハ、上下感激、愈此処を以て
国政之、依而 先君之主意を守る者は心得不宜、或ハ
本とす

不心得者と申付て、悉く此を押退け、却て先年 先

君を冤罪ニ陥りし惡逆無道ニ而御仕置被仰付し結城

寅寿之余類を登用し、先君之遺業を一々破壊せんと

相企て、剩へ 公辺摠裁職川越侯を初正議之御役方

被退、鎖港之 御廟議をも妨候事ニ関係いたし、其

所業已か君を不忠不孝ニ陥るとも可申、然るに奸徒

にてハ此れを以て御家御為筋と云ふ、右之所業水戸

表江聞へしかハ、国中志あるもの皆々不堪憤激、多

人数押登りて市川等を退んと、戸田銀次郎此時・藤

田建次郎此時も同様召登せられしかハ、出府之上、

市川等之非義を一々言上せし故、上君ニも其言を

御用、猶又 公辺よりも市川等其職ニ有之候而は、

一国之人心居合不宜候旨、御老中より之御内意有之

候ニ付、佐藤・朝比奈ハ一旦慎被仰付候なり市川

時ハ野州辺江出張故、
慎ニハもれし也

御国難を相増候始末、立場柄ニハ別而不相濟所業云云
同上

佐藤・朝比奈等、戸田・藤田之為ニ退けられ慎中、
水戸表江やられしか、奸徒宿意を遂げ得ざるを遺恨
之余り、正論之江戸出府留守中を幸と、其空虚ニ乘
し、人家江乱入、家財を破り、武器を奪ひ、又は郷
民を惑乱いたし、正義之農民ハ不殘賊徒同意之様申
ふらし、家屋を打潰し、無罪を殺戮し、種々の乱妄
相働き、一国是か為ニ不穩、依て右騷擾取締として
上公目代を命せられ、御連枝(松平頼徳)大炊頭殿并出府之諸役
人、或ハ諸生之徒迄指添られ、水戸表江遣され候、
此又賊徒同意之様流言いたし、途中橋を断ち、道を
妨げ、偏に御城内ニ入れざる様此れハ市川初奸徒、種々
殿入城ニ而、一々法を正され候ハ、己か
ため不利なる故専ら入城を妨げ距きし也
宿カ)相巧ミ、公辺并ニ
諸家の兵を頼ミて、御連枝初メ随從之正義之徒迄不
殘討尽さんと企るより、かゝる国難を相増候なり、
此れ奸徒之邪心陰に、此度水府かゝる大難を自釀成

し、天下之御苦難迄ニも相成り、此処 公辺より御
謹責をも有之候ハ、己か罪責逃れ難きを慮り、依
て己かなせる国難を素より関係も無之戸田ニ負せん
との巧ミにもや、

種々表裏之儀申上候始末云云渡辺半介江被仰
渡候文中之語

湊岩船山と申処江有志の諸生相集り候主意ハ、彼の
太平山筑波等之暴徒、尊王攘夷を唱へ、金銭押借等
を初メ 先君之遺志を奉すと称し、烈公之偽主を
昇あるく等、種々不法之所業を憂ひ、何卒かゝる暴
徒を制し、先君真の遺意を奉し度との議論にて相
会する者数百人此内ニ茂奸徒偽同意し居、
しものありしよし市川等も此れ
は日比の宿意奉すべき能機会と仮りに同意之体ニも
てなし、其主意は別紙存意有之通り、只管 先君真
の遺志の不被頭を歎き、実之攘夷の不被行を憂ひ、
是非此儀を於江戸表歎願せんと一同相約し、去五月
中仙波原と云ふ所ニ而勢揃し、市川初メ并ニ渡辺半

介等同意之諸生數百人、一同出府せし所、無程市川等結構執政職を命せられ候処、果して此迄之同意は偽りニ而、忽ち前約を變して前に見る如く、却て先君之遺志を破り、鎖港之御願議をも妨げるニ至り、於此半介初メ同意の諸生等、其奸詐表裏を憤り、色々言上ニ及ふといへとも、其言不被行のみならず、此時半介迄も參政職を免せられしなり、市川等全く國權を握り、私心を逞せんか為、一旦同意之体ニもてなし、既に志を得るニ至て忽ち相負く、其表裏反覆何とも申様無之、然るに半介を指して却而表裏といふハ何んの心得ぞや、

亡父治兵衛事存生中、積年之非を悔、改心之上、御為筋骨折之儀も有之趣云云桑原力太郎被仰、渡候文中之語

治兵衛と申者ハ元來正論之徒ニ而、奸徒には無之候得共、先年水府へ勅諭御下け之節、天下江開達之儀ニ付議論紛紜之処、彼之治兵衛如何なる所存ありし

ニや、独り異儀を執りて開達を支へし所、其儀遂ニ被行、本のまゝ 叡慮之丈本けも一旦ハ空しく可相成とせしかハ、此れニ依て罪蒙りし者故、誰も此時は目して奸と申せしなり、然るに此度の御為筋骨折之儀有之と申事ハ、則此事を指して申せし事にて、奸徒ニ而は其衆論を排し、勅諭を抑蔽せし所を以て、却て國家への勤功骨折として、其の子之罪をも減するに至る、此れニ而奸徒の始終 叡慮を潰し、鎖港論を廢せんとするの心底顯然ニ而、所謂主君を不忠不孝に陥るとも可申鎖港之儀は元來先君之主意のミならず、近來天朝より茂鎖港周旋之儀、不一度、勅命もありしゆへ、此主意ニ於てハ水府、奸徒やゝもすれば本文ニ之者は片時も廢し難き道理なり、御為筋々と稱する処、何等の御為筋ニや、此れニ而奸徒の所謂御為筋之儀瞭然可知なり、此迄多く正論之徒を罪科ニ陥しハ、皆賊徒同意之、或ハ賊徒江通するの、或ハ子弟とも賊徒ニ組するのと稱せしか、戸田初メ久木・笠井等は賊徒を防ぎて戦功も有之故外ニ罪名之付ケ様も無之、然れとも戸田初メ正論之

一稻葉閣老

徒ニ而ハ、立場ニ而久木・笠井ともに氣力も有之者
 ゆへ、其をゆるし置候而は後日奸徒の為に不利な
 る故、かゝる取留めもなき文議をこしらひ、罪に陥
 し入れし事と見ゆ、古今讒言を以人を罪ニ陥るとも
 何欵一廉是そと云ふ処可有之ニ、此度之如く、更ニ
 取処も無之のミならず、曾て人に罪を負せんとして
 己れかなせし罪条を自ら世に咄出するとは其浅愚可
 笑なれとも、又かゝる惨忍無法の事をなすニ至るは
 如何なる事をなすも難計、定此度を初めとして、此
 れより陰に奸徒の所業を悪ミ、少しく国家を憂者ハ
 譬へ如何なる戦功ありとも、或ハ己れか同意に無之
 と称し、或ハ派党を結ふと称、或ハ御改正を妨と称
 し、誰れ茂禍を免る者有之間敷、此さき如何成行可
 申や、水府の大難無此上、世の人宜しく憐察し給ふ
 べし、

勅書御奉持被成御東下、不遠御着相成候向ニ承及申候
 得共、未突留たる説ハ承得不申候、

右之外別段異変之儀茂無御座、弥東西分裂之勢差迫
 候姿御座候、此段御届申上候、以上、

丑二月廿九日

柴山良助

(裏表紙ニアリ、朱)
 「丑二月

柴山」

冊子原寸 縦二八・二種 横二〇・三種 一七枚

三六 西郷隆盛ヨリ幕府へノ答申

太平山ノ余党薩摩へ流罪ノ件

常野之浮浪輩、越前国おひて降参仕候者共数百人、斬罪
 ニ被決、其余輕卒三拾五人、弊国江流罪被行候間、同所
 敦賀湊江迎船差廻候様被仰渡、国元江及懸合置候処、古
 来より降人苛酷之御扱相成候義、未嘗不聞処ニ御座候、
 然るニ大法ニ安シ死を甘して誅戮を受候付而ハ大尋常之
 振舞御取訊被成下、於輕輩ハ御宥免之御沙汰被為在度義

と奉存候、是非共流罪不被仰付候而不被為濟との御義ニ御座候ハ、弊国ニ而ハ降人嚴重之扱方、於道理出来兼申候間、屹と御断申上候様分而申来候ニ付、何卒御聞濟被成下度奉願候、以上、

文書原寸 縦一六種 横八一・七種

二九七 御納戸蔵御手許積立金ニ付伺出及指令

一一九七ノ一

御差分高所務代銀之儀は、御鷹方御用ニ卷ケ年分、大概貳百兩位之御払銀ニ而、其余は惣而

御手許御積金等ニ相成、格別成御金筋ニ御座候処、当時金銀不通融ニ而、去ル亥年より現錢ニ而入付相成候儀ニ御座候、右付年々現錢入付相成候而は、当世態万々一急變御出来之節は、荷重ニ而為御持難相成は勿論、於他所向御用相立兼、且平常格護方等も行届不申儀も御座候間、如何様ノ取扱ニ而可然哉、何分奉得御差図ニ而候、以上、

丑二月

御納戸奉行

二二九七ノ二（二二九七ノ一号文書ノ行間ニ朱書返信シタモノ）
「本文相伺置候処、御積金之儀は、現金ニ而御格護相成候様、丑六月廿日島津求馬・山之内作次郎より、花鎌蔵・中山甚五兵衛致承知候事、」

文書原寸 縦一四・五種 横七四・三種

三六 尾張総督ヨリ幕府ヘノ上申

毛利大膳大夫ヲ江戸ニ召スノ不可ニ付

〔編纂者〕
「尾州公より関東江御差出相成候写」

毛利大膳父子、江戸表江被為召寄候旨、大目付駒井甲斐（朝祖）

守・御目付御手洗幹一郎より申渡候旨ニ付、人数大坂表ニ揃置、兩人之指揮ニ随ひ候様可申付旨、御書付之趣承知仕候、然処大膳父子ニおひてハ、兼而申上置候通之次第ニ付、尤可奉畏候得共、長防之士民變動、普代之家臣共心底難計、軽忽ニ召連候儀、甚無覚束情態ニ奉存候、再大兵を被動候運ひニ相成可申哉、方今之形勢終ニ不被

安

台慮次第ニ可及哉と深く痛心仕候付、不忌諱心底之趣申

上候、是等之見込ハ副將松平越前守ニ茂同意之儀ニ御座

候間、長防之情態篤と申上候迄ハ兎ニ角御猶予御座候様

仕度、乍併一旦被仰出候儀ニ付、御威光難相立思召

之程茂可有御座、此段は実ニ奉恐察候、其辺之儀も乍不

及愚慮仕候処、私ニおひて別段之見込難相立、仮令別藩

江被

仰付、御主意貫徹之御見込ニ為在候共、天下之御為ニ相

成間敷哉と痛心仕候、右は不恭之至、深奉恐入候得共、

御為一途ニ存詰、誠実吐露仕候、是等之趣御恐察御賢断

被成下候様仕度、依之申上候、

二月

文書原寸 縦一六・五糎 横一四九・六糎

三九 長州処分ニ付小倉藩ヨリ芸州表探索書

一(表紙)

〇(黒)

〇(黒)

小倉藩中

芸州表

探索書

毛利大膳父子御裁許之義、左之通相達候、万一於違背

は速ニ御征伐ニ相成候間、心緩無之様可被致事、

毛利大膳父子御疑惑之件々相聞候ニ付、大目付・御目

付ヲ以御糺問有之候処、弥恭順謹慎罷在候段、一昨年

司判書ヲ以申上候通相達無之趣ニ付、寛大之御趣意を

以御処置之品御奏聞相成候、就而は小笠原長行宍岐守事芸州表江

罷越御裁許可申渡旨被

仰付候間、此段申達候、

二月

此度宍岐守事芸州表江為御用被遣候ニ付、以

思召、御後列十六番隊々中御持小筒組之小隊大砲一座

歩兵二大隊付添遣候間、得其意可相達旨、本のまゝ陸各奉行江

相達候間、可被得其意候事、

一紀州様御人数海陸より出立、時宜次第中納言様(二橋慶喜)ニも早

速御発駕と之事、

メ右六日迄之写

紀州田辺藩向月升次郎より承り候次第、左之通御座候、

一昨夜、向月升次郎同役宮川六郎、大坂より早打ニ而罷歸り申候趣ニ付相訪ひ候処、昨夜同所より着致し候得とも、段々御用有之、今朝直様押返し、今より致出立候之趣申聞候、尤六郎儀大坂表ニ而長州御所置之義相伺候書付、極密為見候処、左之通ニ御座候、

御処置

- 一 大膳父子剃髮入寺、
- 一 封土十萬石被削、
- 一 他国より入込居候浮浪輩、不殘本国江引渡、
- 一 昨正月再発之激徒、悉科戮、
- 一 毛利家血食之儀ハ、末藩中より可然挙人材、

勅書写

長防処置之儀は祖先より勅功(勲カ)も有之、寛典被行候思召之処、決議言上被

聞召候、猶国内平穩可奉安宸襟被仰出候事、

正月

右御処置振如何申上、至当御座候哉之評判ニ御座候、尤第三ケ条、四ケ条之儀ハ、中々平穩ニ参り申間敷、定めし一騒動ニは及可申哉之諸方見込ニ御座候、

石坂武兵衛より承り候次第

此度長州御処置之儀

一 橋様見込之処ニ而は、兎も角茂一度は防長滅国と之御論之由、監察戸川様・松野様御論大ニ相違候趣、就而は是非再度御糾問ニも相成可申思召之処、其儀丈ケは打消ニ相成、右通御処置之処ニ御決定ニ相成候趣、戸川様茂強本のまゝ而名本来ニ茂無御座御容子之趣、右故戸川様・松野様、何となく芸州表之御用方御免ニ相成候趣ニ御座候、

大目付
外国奉行兼帯

永井主水正様
(前志)

大目付

宝賀伊予守様
(正登)

御勘定奉行
大坂町奉行兼帯

井上備後守様
(義斐)

外国奉行
軍艦奉行兼帯

木下大内記様
(利義)

御目付

牧野若狭守様
(成行)

右同

小林甚六郎様
(政憲)

御使番

酒井数馬様
(忠告)

石川八十郎様
(六左衛門)

曾我権右衛門様

奥御右筆組頭

片山与八郎様

両御番格奥御右筆

湯浅貫一郎様

奥御右筆

佐久間三藏様

松平安芸守

家来江

芸州広島表為御用老岐守事、御軍艦ニ而罷越候様被

仰出候、且又右之面々、老岐守へ添付罷越可申相達候

間、可得其意候、

(本文書ハ慶応元年トスルモ二年ノ誤リカ)

冊子原寸 縦二四・八種 横一七種 六枚

1100 將軍上洛ノ勅命書

写

大樹上洛之儀、老中兩人江御沙汰有之候通、外夷之大患

長防処置之重典、危急之世体

皇国治乱の境、別而被惱

宸襟候、将今般毛利大膳父子出府、(敬親・広封)実美(三冬)以下呼下之命有

之、不穩之勢、此上相当之処置を失ひ、變動を醸候而は

内外不可救之勢顯然ニ付、暫閣諸大名參勤妻子出府之儀

ニ於而は、昨春麥

勅之次第も有之候間、去文久二年之令ニ復シ、猶其末

大樹上洛之上、結局永世不朽之国是熟評被

聞食度候間、何分ニも迅速発途、被安

宸襟候様可致、過日老中參

内之節、右等之条々委曲可有

御沙汰之処、其儀無之、重而被

仰出候事

三月

右丑三月二日所司代江御達、(松平定敬)閣老阿部候江差廻之手(正外)

続被

仰出候由、

文書原寸 縦一七・三種 横五五・三種

三〇一 山階宮晃親王ヨリ島津中将殿へ

御挨拶状

(包紙ウツ書)

「内々」
島津大隅守殿

玉机下

晃

□(朱)

ノ

□

(封紙ウツ書)

「島津中将殿

玉机下

晃

此時下随分く御自愛專一奉存候、

春和之天象ニ相成候、益御安穩哉、尚承度存候、於当院

奉始

聖主滿朝無事、(近衛忠熙・忠房)桜公・内公にも各々御安祥ニ候候、御安

心可被下候、見義も無事消光候間、乍憚御安慮可給候、

修理大夫へ(島津成久)龜末之品令進上候処、御入念貫札痛入候、昨

冬・当春毎々懇志ニ候、内外通給深々忝存候、任幸便諭

謝以一書申入候也、

恐々謹言、

三月二日

二白、修理大夫との・(島津久治) 函書との・(島津忠義) 備後との夫々宜々

御序ニ御一声希入候、(松平) 春嶽殿・(伊達) 宇和島殿へ不相変希

込等致候間、是亦御安心可給候、

公武も爺々極端かト覚候、尚々広濟無之候、朝野共

今尚々御無事すぎ、反而く疑惑を為候、

小松・大島・吉井帰国残念ニ候、併無抛事ト令推

察候、高崎・井上・白尾等皆々無事ニ候間、御安心

可給候、坂元永々帰国ニ候、宜希入候也、以上、

文書原寸(折紙)縦 一七種 包紙原寸 縦三二・八種

横四八・四種 横四五・二種

1101 伊達伊予守より島津大隅守殿へ

長州再征及蒸氣船修業之件

〔包紙ウツ書〕
「島大隅守様

密急要

伊予守

〇(朱)

乞親披

「

呈拙書候、不均之候、愈御安康御揃奉万福候、不相替内

外御乾励可被為在遙羨仕候、神京近日參看之伯・(本莊宗孝) 豊兩閣(阿部正外)

所業頗不可解、亦以兵威、乍恐奉臣迫

朝家候策にも可有之哉、更ニ

大樹公御上坂云々被

仰出候処、如例遲疑不決と奉存候、防長内地も尾督府最

前姑息之処置より、暴徒再度跋扈氣之毒千万、今こそ四

境進撃之亦発令も可有之哉、岩国一手計ニ而ハ無寛束候、

乍然此儀ハ論も無益也、五卿筑にて如何致候哉、為御聞

可被下候、○昨年来共蒸氣船修業ニ差出度云々申上候

処、御断之由被仰下、委曲敬承仕候、其折再応可希と存

候処、防長之役ニ而有之、込居無其儀、近日又々希候間

何分御聞啓被下度、江戸表へも遣候得共、中々急ニ実物

手懸候訳にハ不相至貴国ニ候ハ、現物ニ当り候儀も早

く、且是迄之懇交と申、甚以安心之至、御役价相成候段

ハ重々恐入候得共、伏而希上候、別紙六名丈ニ御座候、

片時も早く差出度候条、御聞届之儀、寸楮長良迄御廻し

可被下候、恐々頓首、

暮春初四

伊与守

大隅守様

二伸、時下御自愛奉尊念候、吳々本文之儀御聞啓可
被下奉懇祈候、且又上筋より帰リ之蒸氣船御座候ハ
、一寸城下港へよせ候様被仰聞度、右便より微行
參上之心得ニ御座候、已上、

文書原寸 縦一六・八種 包紙原寸 縦三一・三種
横 八六種 横四三・四種

1101 大坂木場伝内ヨリ御勝手方掛側用人衆へ

大坂銀主ヨリ借入ノ件

爰許御金繰六ヶ敷段は申上越候通御座候処、此節江戸御
家老座より金壱万四千兩臨時御統ニ而、長崎江蒸氣船代
返金之方ニ振向取計候様被仰渡、其外九千百兩於江戸御
拝借又は御借入之株にて、追々御返金之筈候付、右は郡
代方御拝借御願立之上御返弁之内評ニ候得共、自然限月
差掛御拝借不相濟儀共候ハ、其節御統之儀可申越旨、

御勝手方掛御側御用人より問合相達申候付、是以心当不
仕置候而は相成間敷、且京都よりも老万兩差統候様、先
日御留守居より問合相達申候処、当分御藏金五万兩余有
之、右通株々御統相成候得は、新砂糖着船迄之間茂御
払分相達候丈ケ無御座候付、御新借ニ被相及外有御座間
敷、右ニ付而は去冬御返銀取計候節、自然春先ニ相成御
金繰差支候儀も候ハ、可及御頼談候間、出銀いたし具候
様申込置候付、右之趣を以申入候ハ、出銀可仕奉存候
間、時々見計を以御借入取計候様仕度旨、帯刀殿江申上候
付形行申上置候、尤去春之儀は一昨年之払残相応有之候
得共、当春は昨年之残高繰計有之、勿論砂糖も繰残居候賦
御座候得共、いまた着船無御座候付、無抛右通申上候仕
合御座候間、新砂糖着迄之間産物方御買入品代等之取替
又は為替金等渡方相調丈無御座候付、其段御含置被下度
此旨旁申上越候、以上、

但

月々入払総帳差上置申候得共、尚又去年中取束申候